

参考資料

教員の資質能力の総合的な向上方策に関する参考資料

教員の資質能力の総合的な向上方策に関する資料

I 全般的な事項

1. 教員の資質の向上について	51
2. 現在の教員の資質向上等のイメージ	51
3. 諸外国における教員養成・免許制度について	52
4. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）平成18年7月11日中央教育審議会	52
5. 学校種別教員数	53
6. 公立小・中学校年齢別教員数（平成24年3月31日）	53
7. 公立小・中学校教員の年齢構成の推移	54
8. 学歴区分別の教員構成について（平成22年度）	54
9. 公立小・中学校教員の最終学歴別教員構成（平成22年度・年齢区分別）	55
10. 18歳人口の推移等について	55

II 教員養成・免許制度

1. 教員養成・免許制度について	56
2. 教員免許状の授与件数	57
3. 専修免許状の授与件数の推移	58
4. 現職教育による上位の免許状の取得状況	58
5. 免許状取得者数及び教員採用者数について	59
6. 特別免許状の授与件数の推移	59
7. 養成機関別新規卒者免許状取得者数	60
8. 平成22年度教員免許状授与件数 ①幼稚園教諭 ②小学校教諭 ③中学校教諭 ④高等学校教諭 ⑤特別支援学校教諭 ⑥中学校教諭教科別 ⑦高等学校教諭教科別 ⑧教職経験年数を活用した小学校二種免許状 ⑨教職経験年数を活用した中学校二種免許状	61
9. 現職教員の所有免許状別構成について（平成22年度）	68
10. 学校種ごとの免許状を保有する教諭の割合（平成22年度）	68
11. 平成22年度公立学校教員の免許状所有状況 ①幼稚園 ②小学校 ③中学校 ④高等学校 ⑤特別支援学校	69
12. 平成22年度隣接校種免許状の所有状況 ①幼稚園教諭の小学校教諭免許状の所有状況 ②小学校教諭の中学校教諭免許状の所有状況 ③中学校教諭の小学校教諭免許状の所有状況 ④中学校教諭の高等学校教諭免許状の所有状況 ⑤高等学校教諭の中学校教諭免許状の所有状況	74
13. 平成22年度特別支援学校教諭免許状の所有状況 ①小学校教諭 ②中学校教諭 ③高等学校教諭	76

教員の資質能力の総合的な向上方策に関する資料

14. 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の所有状況（平成23年度）	78
①小学校特別支援学級担当教諭 ②中学校特別支援学級担当教諭	
15. 大学における教員養成の仕組み	79
16. 教員免許状取得に必要な科目的単位数及び内訳	79
17. 免許状の授与に必要な単位の例	80
18. 教員養成の現状	85
19. 国立の教員養成大学・学部の入学定員（平成24年度）	85
20. 国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）の教員就職状況（平成23年3月卒業者）	86
21. 教職大学院（専門職学位課程）制度の概要	86
22. 教職大学院の質の保証	87
23. 教職大学院の現状（平成24年度）	87
24. 教職大学院別教員就職状況（平成23年3月修了者（現職教員学生を除く））	88
25. 教育実習の課題	88
26. 小学校教員養成課程における理科教育の課題	89
27. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）	89
28. 近年の教員養成・免許制度の主な改革	97

III 教員採用

1. 新規採用教員の学歴について	98
2. 教員の採用について	98
3. 公立学校教員採用試験における受験者数及び採用者数の推移	99
4. 公立学校教員採用試験における学歴別採用者の状況	99
5. 公立学校教員採用試験における大学院修了者の状況	100
6. 公立学校教員採用試験における受験者数及び採用者数（平成23年度採用者）	100
7. 平成23年度各県市別受験者数、採用者数、採用倍率	101
8. 公立学校教員採用試験における受験者及び採用者の学歴別内訳（平成23年度採用者）	102
9. 平成23年度新採用教員の前歴について	103
①小学校 ②中学校 ③高等学校 ④特別支援学校	
10. 公立学校教員採用者における新卒者・民間企業経験者の推移	105
11. 採用選考の実施時期について	105
12. 公立学校教員採用選考試験の実施方法等について（平成24年度教員採用選考試験）	106
13. 教員採用における多様な人材を活用するための取組等について（平成24年度教員採用選考試験）	107
14. 教員採用における大学院在学者・進学者に対する特例について	108
15. 特別免許状を活用した教員採用について	109

教員の資質能力の総合的な向上方策に関する資料

IV 教員研修

1. 教員研修の実施体系	109
2. 独立行政法人教員研修センターの概要	110
3. 独立行政法人教員研修センターが実施する研修（平成23年度）	110
4. 初任者研修の概要	111
5. 初任者研修の実施状況について（平成22年度）	111
6. 初任者研修対象者数の推移	112
7. 初任者研修対象者数及び学級担任の状況（平成22年度）	113
8. 学級規模別初任者配置人數別学校数（平成22年度）	113
①小学校 ②中学校	
9. 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教員の推移	114
10. 条件附採用期間における依頼退職者の状況	115
11. 十年経験者研修の概要	115
12. 十年経験者研修の実施状況について（平成22年度）	116
13. 大学院修学休業制度の概要	117
14. 指導改善研修の概要	118
15. 平成22年度指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について（概要）	118

V 教員免許更新制

1. 教員免許更新制の概要	119
2. 免許状更新講習の内容	120
3. 教員免許更新制の実施状況	120
4. 第1グループの修了確認等の状況	121
5. 平成22年度免許状更新講習 事後評価結果（確定値）	122

VI その他

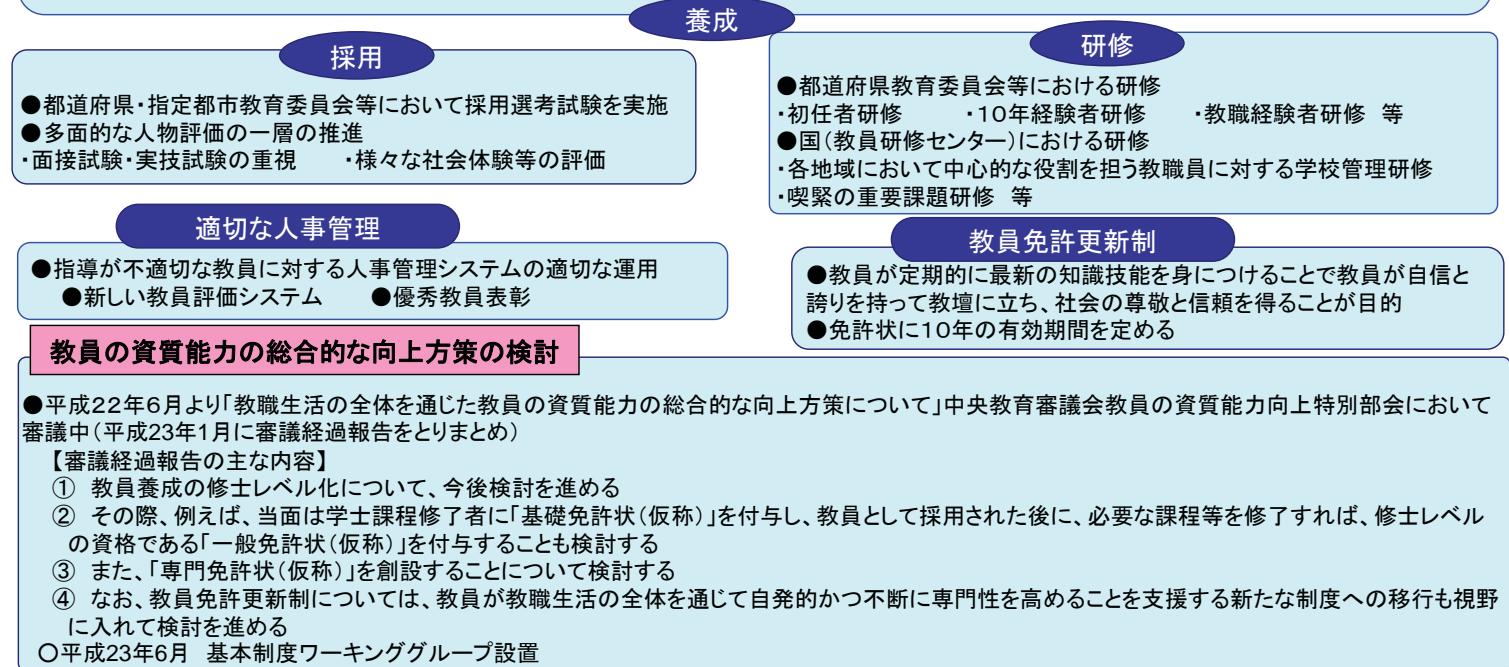
1. 教員資格認定試験について	122
2. 校長の初任者教員に対する評価	123
3. 管理職に求められる資質能力の充足度	123
4. 教員養成について	124
5. 教職課程の引き上げについて①	124
6. 教職課程の引き上げについて②	125
7. 教職課程認定の厳格化・事後評価の実施について	125

I-1. 教員の資質の向上について

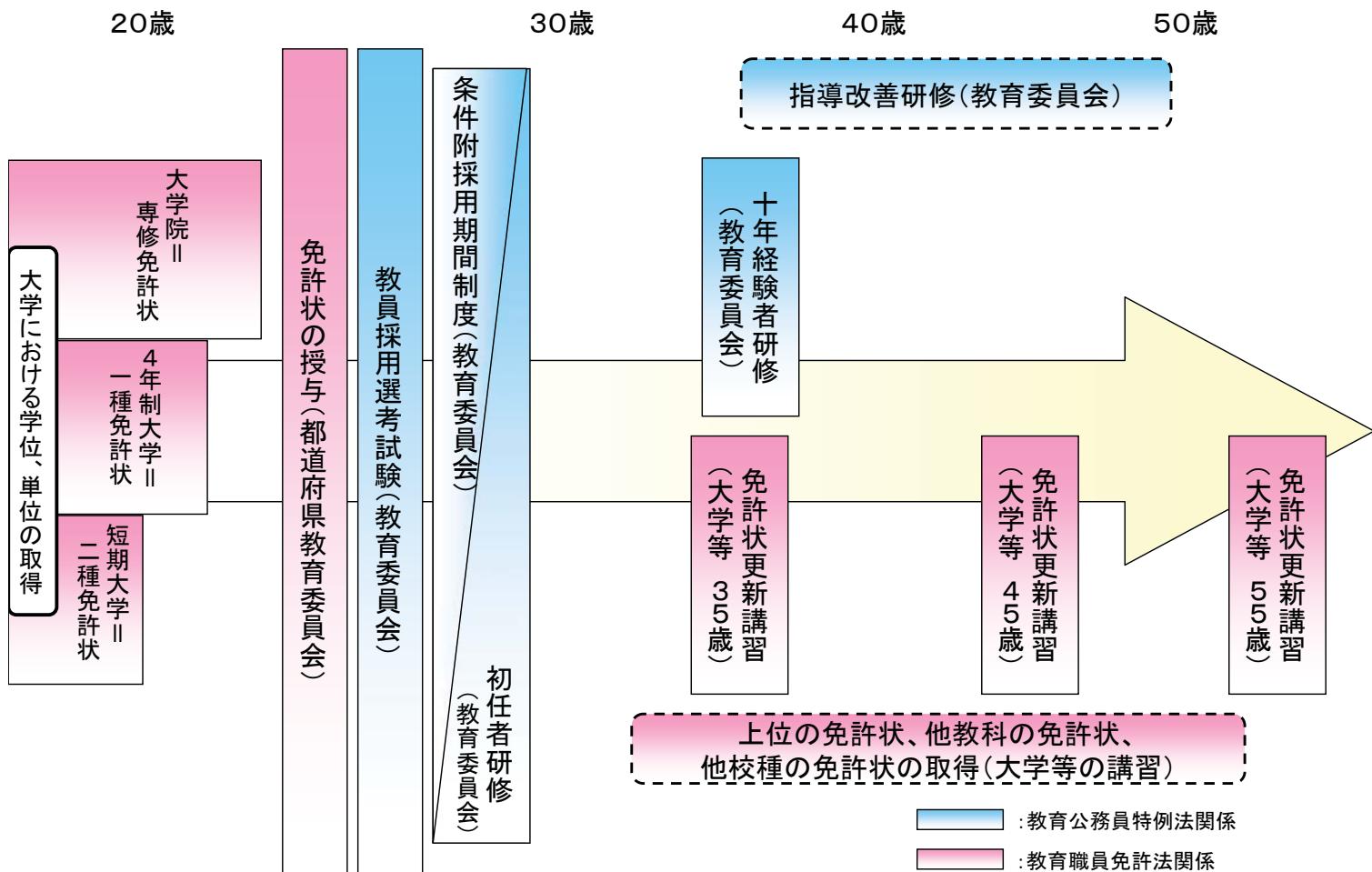
教員の資質能力の向上については、日頃の教育実践や教員自身の研鑽を基本としつつ大学等における「養成」、都道府県・指定都市教育委員会等による「採用」、そして教員になってからの「研修」という各段階を通じて、様々な施策が体系的に行われている。

教員養成・採用・研修等の各段階を通じた教員の資質向上

- 大学における養成が原則
- 教職課程の認定を受けた学科等において、教科に関する科目、教職に関する科目などを修得することにより、採用当初から学級や教科を担任し、教科指導、生徒指導等を実践するために必要な最小限の資質能力を養成
- 教員養成課程の改善（「教職実践演習」の導入等）
- 教職大学院の設置
- ・大学院設置段階における教員養成課程を充実し、高度かつ実践的な教員養成を行う



I-2. 現在の教員の資質向上等のイメージ



I - 3. 諸外国における教員養成・免許制度について

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	フィンランド	日本
養成機関	4年制大学(4年間の学士号取得課程が主流であるが、延長型の5年課程や大学院課程もある)	高等教育機関の教員養成課程(3~4年)又は学士取得者を対象とした教職専門課程(1年)	大学の教員養成課程(3.5年~5年)	修士課程(2年)	大学の教員養成課程(5年)	大学(4年)における教員養成が標準
資格試験	有(試験の方法・内容は州により異なる)	無	有(第一次国家試験又は修士号取得試験、及び第二次国家試験)	有(教員採用試験)	無	無
試補勤務	無	無	有(第一次国家試験合格又は修士号取得後に1~2年)	無(教員採用試験合格後、1年間非正規公務員として学校に配属、勤務の3分の1を研修に充当)	無	無(1年間の条件附採用期間と初任者研修を義務)
免許等	・州が免許状を発行 ・免許状は教育段階別。(一般に初等教員免許状、中等教員免許状)	・教育大臣が認定した養成課程の修了者に正教員としての資格が与えられる ・学校種、教科の別はない	・第二次国家試験合格後に州が資格を認定 ・学校種類別の資格を認める州と教育段階別の資格を認める州がある	・修士号取得者又は、修士課程第2学年生学者を対象に教員採用試験を実施 ・初任1年目終了後、審査により、正規教員の資格授与	・修士号(初等教育教員は教育学専攻、中等教育教員は教職科目履修を含む各領域専攻)が教員免許に相当	・大学での所要単位及び学士等の資格を得た者に授与(申請により都道府県教育委員会が授与) ・学校種、教科別の免許状で専修、一種、二種の3種類
教育実習期間	12週間以上が22州(2002年。州により異なる。)	4年制養成課程 ……32週間以上 教職専門課程 ……18~24週間	学士課程(3年) ……14週間 修士課程(1~2年) ……4週間 計 18週間 (ニーダーザクセン州の場合。州により異なる。)	観察・指導付き実習(修士1,2年対象) ……上限6週間 責任実習(修士2年対象) ……上限6週間	約半年間(タンペレ大学初等教育教員養成課程の場合。)	幼・小・中学校 ……4週間 高等学校 ……2週間

I - 4. 今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申) 平成18年7月11日中央教育審議会

改革の重要性

現在、教員に最も求められていることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること。養成、採用、研修等の改革を総合的に進める必要があるが、とりわけ教員養成・免許制度の改革は、他の改革の出発点に位置付けられるものであり、重要。

改革の方向

①大学の教職課程を、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する。

②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確実に保証するものに改革する。

改革の具体的方策

1:教職課程の質的水準の向上

一学部段階で責任を持って教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるための改革一

2:教職大学院制度の創設

一より高度な専門性を備えた力量ある教員を養成し、教職課程改善のモデルとなる「教職大学院」制度の創設一

3:教員免許更新制の導入

一養成段階を修了した後も、教員として必要な資質能力を確実に保証する一

4:その他

◆大学における組織的指導体制の整備

・「教職実践演習(仮称)」の新設・必修化(2単位)「使命感や責任感、教育的愛情等を持って、教科指導、生徒指導等を実践できる資質能力」を最終的に形成し、確認

・教職実習における大学の責任ある対応を法令上、明確化

大学の教員と実習校の教員が連携して指導能力、適性等に問題のある学生は実習に出さない

・「教職指導」の実施を法令上、明確化

教職課程全体を通じて、学生に対するきめ細かい指導、助言、援助を充実

・各大学の「教員養成カリキュラム委員会」の機能の充実・強化

◆教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

是正勧告や認定取消を可能とする仕組みの整備

◆名称 教職大学院

◆目的・機能

・実践的な指導力を備えた新人教員の養成
・現職教員を対象に、スクールリーダー(中核的・指導的な役割を担う教員)の養成

◆教育課程・方法

・体系的に開設すべき授業科目の領域(5領域)を定め、すべての領域にわたり授業科目を開設
・事例研究、フィールドワーク等

◆教員組織 実務家教員4割以上

◆修業年限 標準2年

◆修了要件

2年以上在学し、45単位以上修得(10単位以上は学校における実習)

◆趣旨

免許状に有効期限を付し、免許状の取得後も、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新(リニューアル)を図るための制度として、更新制を導入

◆免許状の有効期限 10年間

◆更新要件

有効期限内に免許更新講習を受講・修了すること(直近2年間で30時間)
(講習は、使命感や責任感等をもって指導を実践できる力、その時々で必要な資質能力に刷新(リニューアル)する内容)

◆更新の要件を満たさなかった場合、免許状は失効

(但し、同様の講習の受講により再授与の申請は可能)

◆現職教員にも更新制を適用

免許状に有効期限は付さないが、10年ごとに同様の講習の受講を義務付け、修了しない場合は免許状は失効

◆上進制度

勤務実績を適切に評価する方向で改善

◆取上げ事由の強化

分限免職処分を受けた者の免許状の取上げを可能とする方向で強化

教員のライフステージ

【養成段階】

◎教職課程の質的水準の向上
(上記と同じ。)

◎教職大学院の設置
(上記と同じ。)

【採用段階】

◎採用選考の改善・充実

・人物評価の一層の充実
・教職課程の履修状況の適切な評価
・採用スケジュール全体の早期化
・受験年齢制限の緩和・撤廃、民間企業経験者や退職教員の活用等、多様な人材の登用促進 等

【現職段階】

◎現職研修の改善・充実

・10年経験者研修の内容等の見直し
◎人事管理の改善・充実
・条件附採用制度の厳格な運用や、指導力不足教員に対する人事管理システムによる分限制度の厳格な適用を一層推進
◎教員評価の推進
・一人一人の教員の能力や業績を適正に評価し、その結果を処遇に適切に反映

I - 5. 学校種別教員数

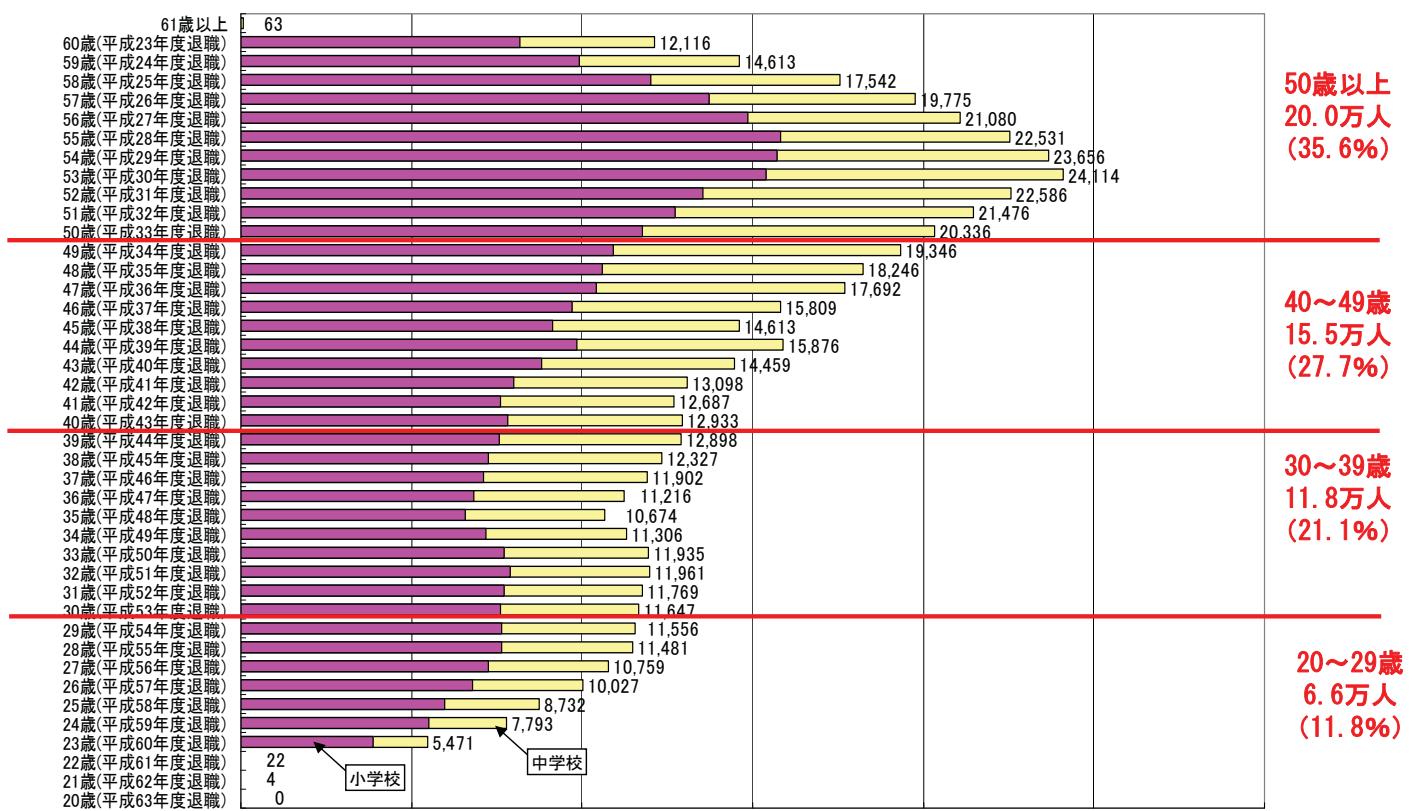
(平成23年5月1日現在)

	総数	昨年度 参考	国立		公立		私立	
				昨年度 参考		昨年度 参考		昨年度 参考
幼稚園	110,402	110,580	356 (0.3%)	340 (0.3%)	23,861 (21.6%)	24,170 (21.9%)	86,185 (78.1%)	86,070 (77.8%)
小学校	419,467	419,776	1,859 (0.4%)	1,858 (0.4%)	413,024 (98.5%)	413,473 (98.5%)	4,584 (1.1%)	4,445 (1.1%)
中学校	253,104	250,899	1,623 (0.6%)	1,658 (0.7%)	236,433 (93.4%)	234,471 (93.5%)	15,048 (5.9%)	14,770 (5.8%)
高等学校	237,526	242,694	572 (0.2%)	577 (0.2%)	177,851 (74.9%)	181,051 (74.6%)	59,103 (24.9%)	61,066 (25.2%)
中等教育学校	2,046	1,893	181 (8.8%)	185 (9.8%)	1,219 (59.6%)	1,099 (58.1%)	646 (31.6%)	609 (32.1%)
特別支援学校	74,854	72,803	1,501 (2.0%)	1,486 (2.0%)	73,045 (97.6%)	71,027 (97.6%)	308 (0.4%)	290 (0.4%)
合計	1,097,339	1,098,645	6,092	6,104	925,433	925,291	165,874	167,250

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数である。
※高等学校は、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の合計数である。

(平成23年度 学校基本調査報告書)

I - 6. 公立小・中学校年齢別教員数(平成24年3月31日)



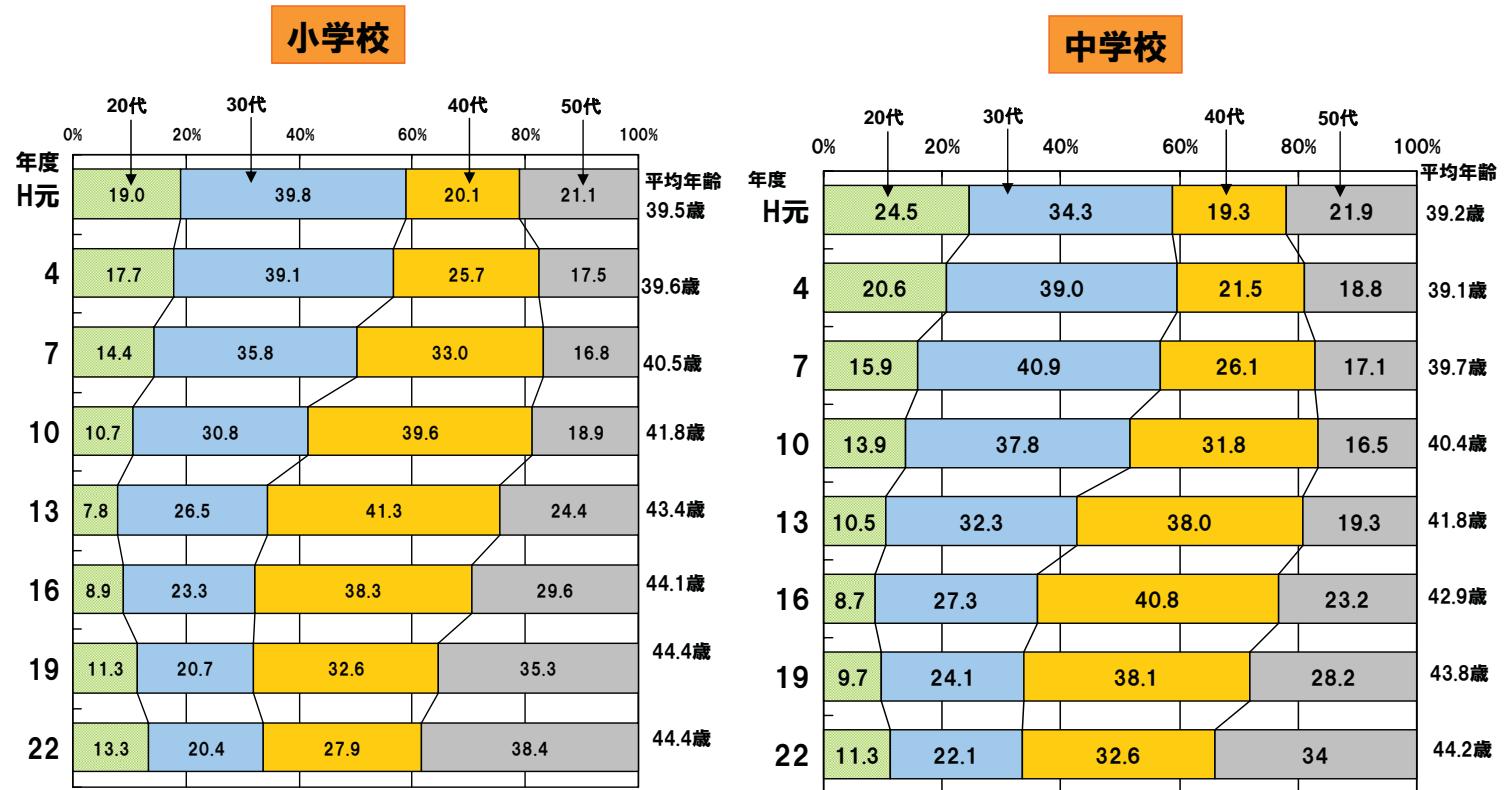
【小学校】 354,573人 44.4歳

【中学校】 203,554人 44.3歳 【合計】 558,127人 44.4歳

文部科学省調べ

※平成23年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師)

I - 7. 公立小・中学校教員の年齢構成の推移



(注)教員:校長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭

出典:「学校教員統計調査」

I - 8. 学歴区分別の教員構成について(平成22年度)

	区分	教員養成系		一般系			
		大学院	大学	大学院	大学	短期大学	その他
幼稚園	国立	11.3%	55.7%	3.1%	14.4%	14.7%	0.9%
	公立	0.5%	13.3%	0.2%	15.0%	69.4%	1.6%
	私立	0.3%	5.1%	0.9%	16.1%	75.4%	2.1%
	計	0.4%	6.8%	0.8%	15.9%	74.1%	2.0%
小学校	国立	13.5%	66.4%	2.8%	13.2%	3.7%	0.3%
	公立	2.7%	54.7%	0.4%	30.5%	10.8%	0.7%
	私立	5.3%	33.2%	6.0%	49.3%	5.7%	0.6%
	計	2.8%	54.5%	0.5%	30.6%	10.8%	0.7%
中学校	国立	17.6%	45.5%	5.6%	28.1%	2.9%	0.3%
	公立	3.6%	35.4%	2.2%	52.9%	5.6%	0.3%
	私立	4.1%	12.3%	18.4%	63.3%	1.6%	0.2%
	計	3.7%	34.0%	3.2%	53.4%	5.3%	0.3%
高等学校	国立	14.0%	15.0%	32.0%	38.4%	0.4%	0.2%
	公立	3.6%	15.6%	9.2%	69.8%	1.2%	0.5%
	私立	2.6%	9.9%	14.9%	70.6%	1.4%	0.6%
	計	3.3%	14.2%	10.7%	69.9%	1.3%	0.5%

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数の割合(抽出調査)

(文部科学省教職員課調べ)

I-9. 公立小・中学校教員の最終学歴別教員構成 (平成22年度・年齢区分別)

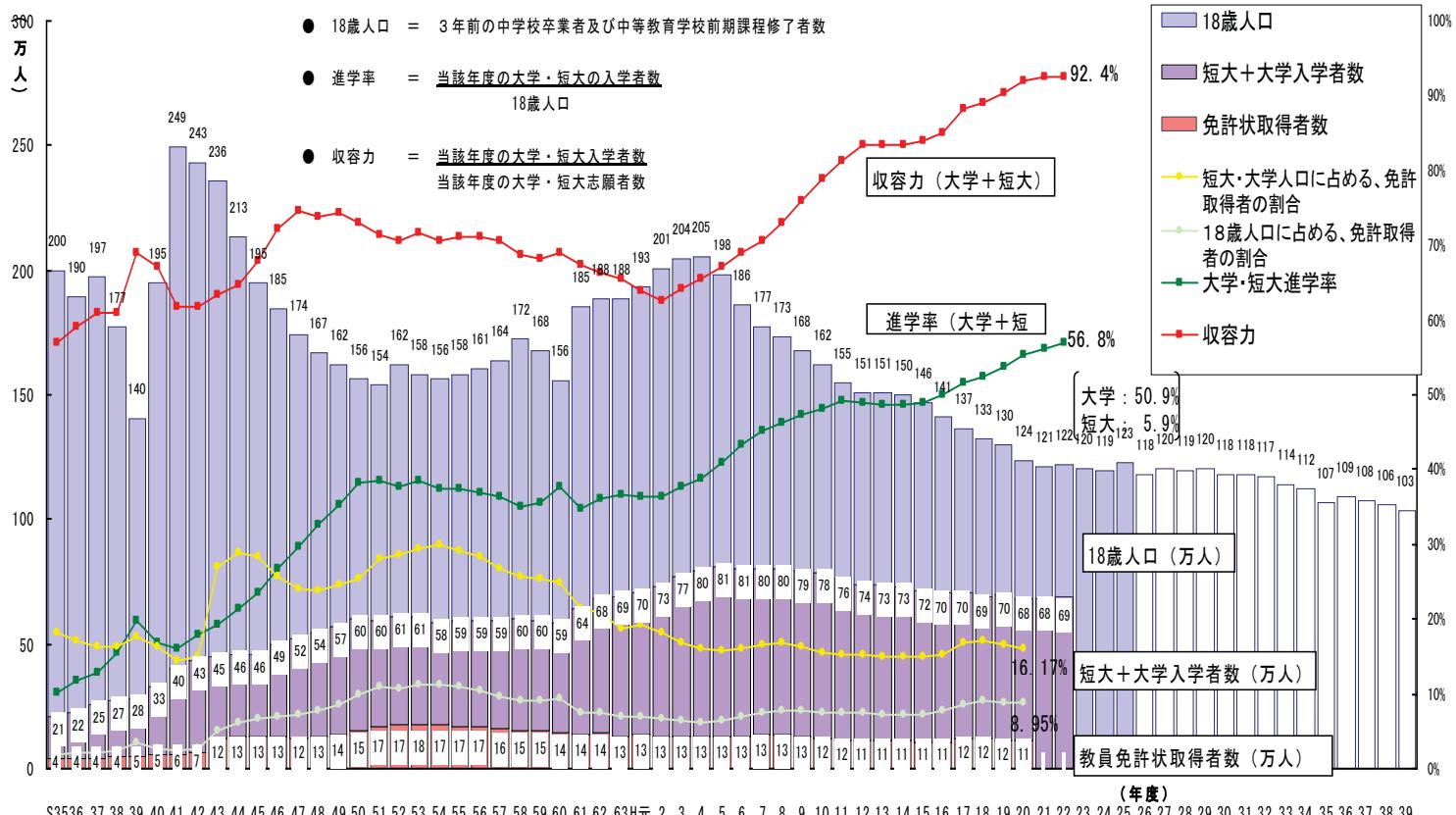
年齢区分	教員養成系			一般系		
	大学院	大学	短大その他	大学院	大学	短大その他
25歳未満	53.3% (▲2.7%)	1.2% (0.0%)	52.1% (▲2.7%)	0.0% (▲0.1%)	46.7% (2.7%)	0.3% (▲0.2%)
25歳以上 30歳未満	51.1% (▲5.5%)	4.3% (▲0.4%)	46.7% (▲5.1%)	0.0% (▲0.0%)	48.9% (5.5%)	1.7% (▲0.2%)
30歳以上 35歳未満	52.5% (▲4.2%)	5.2% (0.8%)	47.3% (▲4.7%)	0.0% (▲0.3%)	47.5% (4.2%)	2.6% (0.6%)
35歳以上 40歳未満	53.5% (▲4.4%)	4.4% (1.2%)	49.2% (▲5.3%)	0.0% (▲0.3%)	46.5% (4.4%)	1.7% (0.7%)
40歳以上 45歳未満	57.3% (▲1.7%)	3.4% (0.7%)	53.9% (▲2.0%)	0.0% (▲0.4%)	42.7% (1.7%)	0.8% (0.3%)
45歳以上 50歳未満	54.2% (4.3%)	2.7% (0.3%)	51.4% (4.4%)	0.0% (▲0.4%)	45.8% (▲4.3%)	0.5% (0.1%)
50歳以上 55歳未満	46.8% (0.6%)	2.1% (0.3%)	44.6% (1.6%)	0.0% (▲1.4%)	53.2% (▲0.6%)	0.6% (▲0.0%)
55歳以上 60歳未満	44.0% (▲2.0%)	1.6% (0.4%)	42.1% (▲1.4%)	0.3% (▲1.1%)	56.0% (2.0%)	0.7% (▲0.1%)
60歳以上	44.4% (▲8.9%)	0.3% (▲0.3%)	43.9% (▲8.3%)	0.2% (▲0.4%)	55.6% (8.9%)	1.1% (0.9%)
計	50.9% (▲1.6%)	3.0% (0.4%)	47.8% (▲1.4%)	0.1% (▲0.6%)	49.1% (1.6%)	1.1% (0.2%)

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数の割合である。(抽出調査)

※()内の数字は、平成19年度調査からの増減

(教職員課調べ)

I-10. 18歳人口の推移等について



II-1. 教員養成・免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）※詳細は別紙

① 普通免許状 (有効期間10年)

② 特別免許状 (有効期間10年)

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

○ 授与権者
都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状
 - ・臨時免許状
- 授与を受けた
都道府県内

普通免許状

H22年度授与件数：203,896件

（内訳）専修免許状：14,901件 一種免許状：149,036件 二種免許状：39,959件

- ① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

[教科に関する科目
教職に関する科目]

⇒

教員免許状

- ② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H22年度授与件数：45件

（平成元～H22年度総授与件数：458件）

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるために、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H22年度授与件数：9,371件

（前年度9,552件）

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H22年度届出件数：19,924件
(前年度20,298件)

優れた社会人を学校現場へ迎え入れるため、免許状を有しない者を教科等の一部領域（例：看護、芸術等）を担任する非常勤講師に充てることができる。

② 専科担任制度

平成22年度 専科担任件数 ※（ ）内は前年度
中学校免許状による小学校専科担任数 4,554件（3,679件）
高等学校免許状による小学校専科担任数 922件（ 678件）
高等学校免許状による中学校専科担任数 213件（ 78件）

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。（例：中学校の理科の教員が、小学校の理科授業を行う）

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。

普通免許状の種類について

※ それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教
高等学校教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭免許状	視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者
特別支援学校自立教科教諭免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭免許状	
栄養教諭免許状	

II-2. 教員免許状の授与件数

(平成22年度)

区分	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	258	13,745	24,860	38,863
小学校	1,618	20,345	5,507	27,470
中学校	5,441	45,075	2,758	53,274
高等学校	7,192	61,646		68,838
特別支援学校	251	3,765	3,912	7,928
養護教諭	122	2,787	1,876	4,785
栄養教諭	19	1,624	1,037	2,680
特別支援学校自立教科教諭		49	9	58
合計	14,901	149,036	39,959	203,896

注:特別免許状及び臨時免許状は除く。

(教職員課調べ)

※平成22年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

II-3. 専修免許状の授与件数の推移

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
幼稚園	240 [1. 6]	305 [1. 9]	267 [1. 7]	260 [1. 8]	258 [1. 8]
上進による授与件数	10	10	5	16	7
小学校	1, 421 [9. 2]	1, 592 [10. 2]	1, 621 [10. 4]	1, 682 [11. 5]	1, 618 [11. 1]
上進による授与件数	135	140	115	100	74
中学校	5, 261 [34. 1]	5, 387 [34. 4]	5, 454 [35. 0]	5, 177 [35. 5]	5, 441 [37. 3]
上進による授与件数	121	82	79	64	67
高等学校	7, 859 [50. 9]	7, 908 [50. 5]	7, 736 [49. 6]	7, 000 [48. 0]	7, 192 [49. 3]
上進による授与件数	329	299	289	207	171
特別支援学校	509 [3. 3]	308 [2. 0]	339 [2. 2]	331 [2. 3]	251 [1. 7]
上進による授与件数	44	3	20	5	13
養護教諭	151 [1. 0]	148 [0. 9]	169 [1. 1]	126 [0. 9]	122 [0. 8]
上進による授与件数	92	81	87	59	49
栄養教諭	4 [0]	11 [0. 1]	13 [0. 1]	12 [0. 1]	19 [0. 1]
上進による授与件数	0	5	0	0	0
合計	15, 445 [100]	15, 659 [100]	15, 599 [100]	14, 588 [100]	14, 901 [100]
上進による授与件数	731	620	595	451	382

(教職員課調べ)

注1: []内は当該年度における専修免許状授与件数に対する割合(%)である。
注2: 「上進による授与件数」は、専修免許状の授与件数のうち、現職教員の上進制度により専修免許状が授与された件数である。(15年0単位による取得を除く。)

II-4. 現職教育による上位の免許状の取得状況

区分 年度	幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	専修	一種	二種	専修	一種	二種	専修	一種	二種	専修	一種	二種	専修	一種	二種
17年度	3	173	7	186	1, 555	23	112	354	4	346	144	20	233	4, 814	
18年度	10	184	7	135	1, 394	5	121	309	10	328	135	44	670	11, 780	
19年度	10	225	7	140	1, 050	10	82	257	4	299	100	3	68	5	
20年度	5	277	2	115	894	27	79	214	6	289	98	20	196	179	
21年度	16	215	0	100	605	7	64	165	1	204	98	5	3, 615	3, 248	
22年度	7	184	6	74	568	10	67	175	1	171	92	13	211	3, 658	

区分 年度	養護教諭			栄養教諭			合計		
	専修	一種	二種	専修	一種	二種	専修	一種	二種
17年度	77	567	11	0	0	744	3, 026	4, 859	
18年度	92	417	16	0	0	730	3, 109	11, 818	
19年度	81	357	8	5	1	620	2, 058	1, 090	
20年度	87	377	10	0	5	595	2, 061	3, 660	
21年度	59	272	13	0	3	448	1, 537	3, 269	
22年度	49	260	6	0	3	381	1, 493	3, 681	

※幼稚園、小学校、中学校、養護教諭の二種免許状及び高等学校一種免許状は、それぞれ臨時免許状からの取得件数である。

※特別支援学校二種免許状は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を所有する教員が、取得した件数である。

(教職員課調べ)

注1: 教職経験15年による一種免許状(高等学校は専修免許状)を除く。

2: 特別支援学校免許状は17年度及び18年度は、盲・聾・養護学校の学校種ごとの免許状の合計で、盲学校及び聾学校の特殊教科に係るものと除く。

II-5. 免許状取得者数及び教員採用者数について

授与年度	免許状取得者実数（人）	教員採用者数（人）
昭和39年度	49,464	32,936
昭和44年度	131,973	36,747※
昭和50年度	152,915	53,413
昭和56年度	168,433	56,591
昭和62年度	142,152	44,228
平成5年度	128,342	33,586
平成11年度	115,669	26,895
平成17年度	117,903	40,158
平成20年度	110,689	46,206

○「免許状取得者実数」は、各年度に課程認定大学を卒業した者で、教員免許状を取得した者の数である。(教職員課調べ)

○「教員採用者数」は、国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校において、教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭として、授与年度の翌年度に採用された者の数である。(※昭和44年度については、国立の学校及び私立の小学校、中学校及び特別支援学校を含まない。)(学校教員統計調査)

＜参考＞

・H20学校種別教育職員免許状取得者数
(教職員課調べ)

小学校	中学校	高等学校
17,747	50,041	66,682

・H21新規学卒者の学校種別教員採用者数

(国公私立学校の計)

(H22年度学校教員統計調査)

小学校	中学校	高等学校
6,558	3,305	2,097

II-6. 特別免許状の授与件数の推移

		平成元～17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		計(H1～H22の計)
小学校	公立	0	0	0	0	0	0		0
	私立	2	0	0	0	0	0		2
中学校	公立	3	2	1	5	4	0		15
	私立	8	4	6	2	7	0		27
高等学校	公立	41	13	39	19	38	25	看護(14件) 理科、家庭、工業、 工業実習(各2件) 保健体育、農業、福 祉(各1件)	185
	私立	80	9	15	14	12	9	看護(8件) 英語(1件)	134
特別支援学校	公立	35	9	8	16	16	11		95
	私立	0	0	0	0	0	0		0
計		184	37	69	56	67	45		458

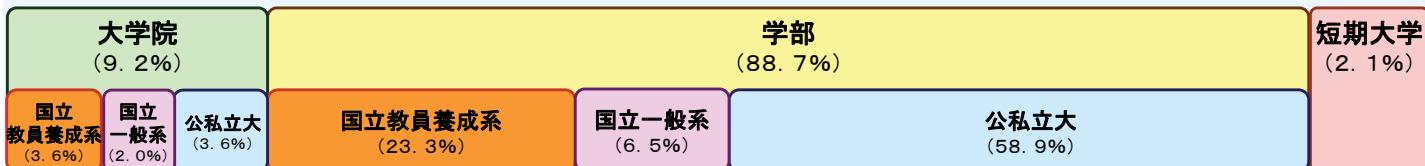
II-7. 養成機関別新規学卒者免許状取得者数①

※平成23年3月卒業者の免許状取得状況

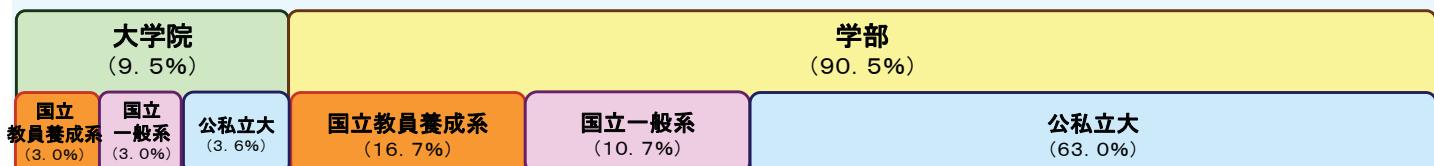
小学校教諭免許状取得者数:2万0, 153人



中学校教諭免許状取得者数:4万7, 541人



高等学校教諭免許状取得者数:6万0, 937人



※ 大学、大学院及び短期大学において、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を取得した新規学卒者の数

(教職員課調べ)

II-7. 養成機関別新規学卒者免許状取得者数②

※平成23年3月卒業者の免許状取得状況

幼稚園教諭免許状取得者数:3万5, 299人



特別支援学校教諭免許状取得者数:3, 300人



養護教諭免許状取得者数:2, 585人

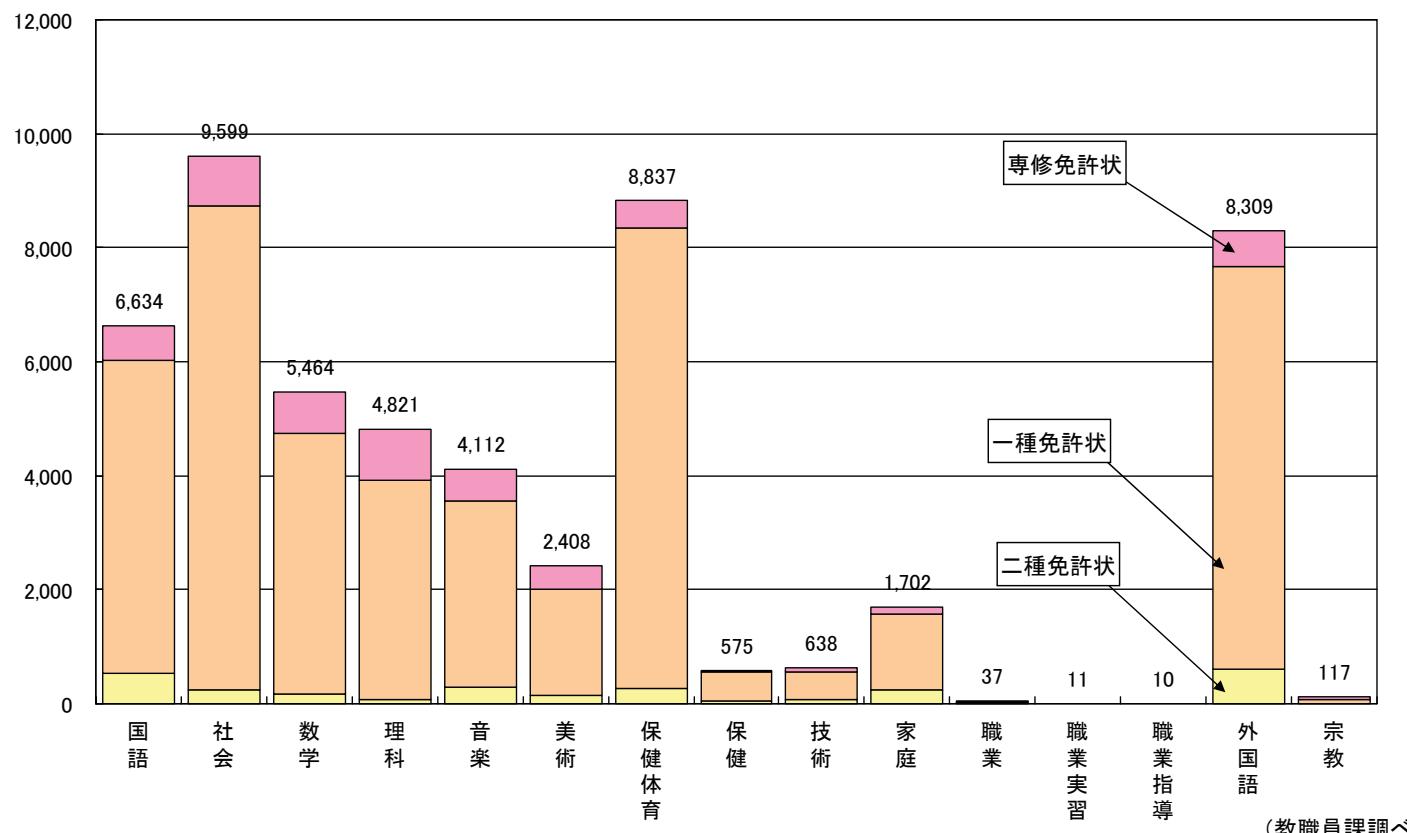


※ 大学、大学院及び短期大学において、幼稚園、特別支援学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を取得した新規学卒者の数

(教職員課調べ)

II-8. 平成22年度教員免許状授与件数

⑥中学校教諭教科別

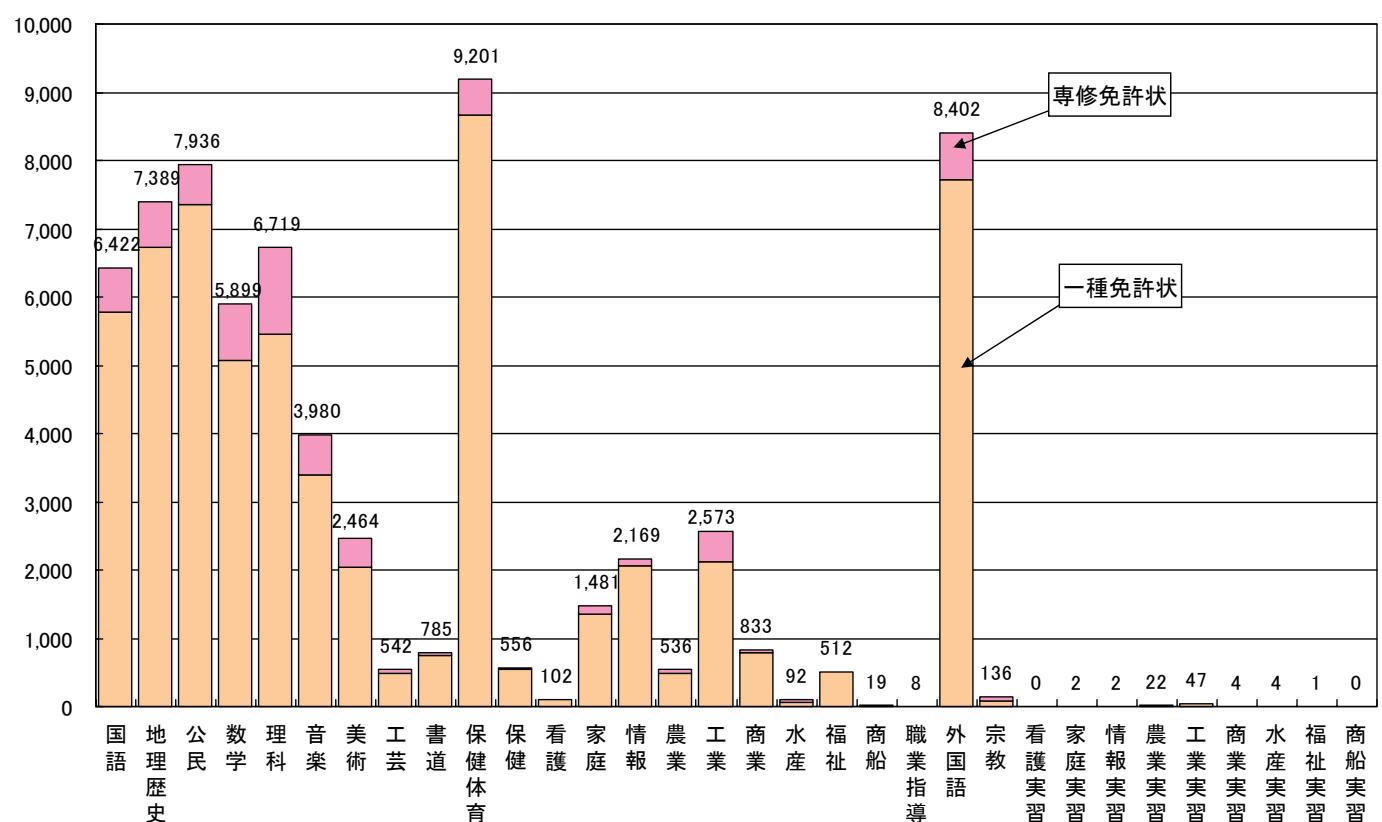


※平成22年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ)

II-8. 平成22年度教員免許状授与件数

⑦高等学校教諭教科別

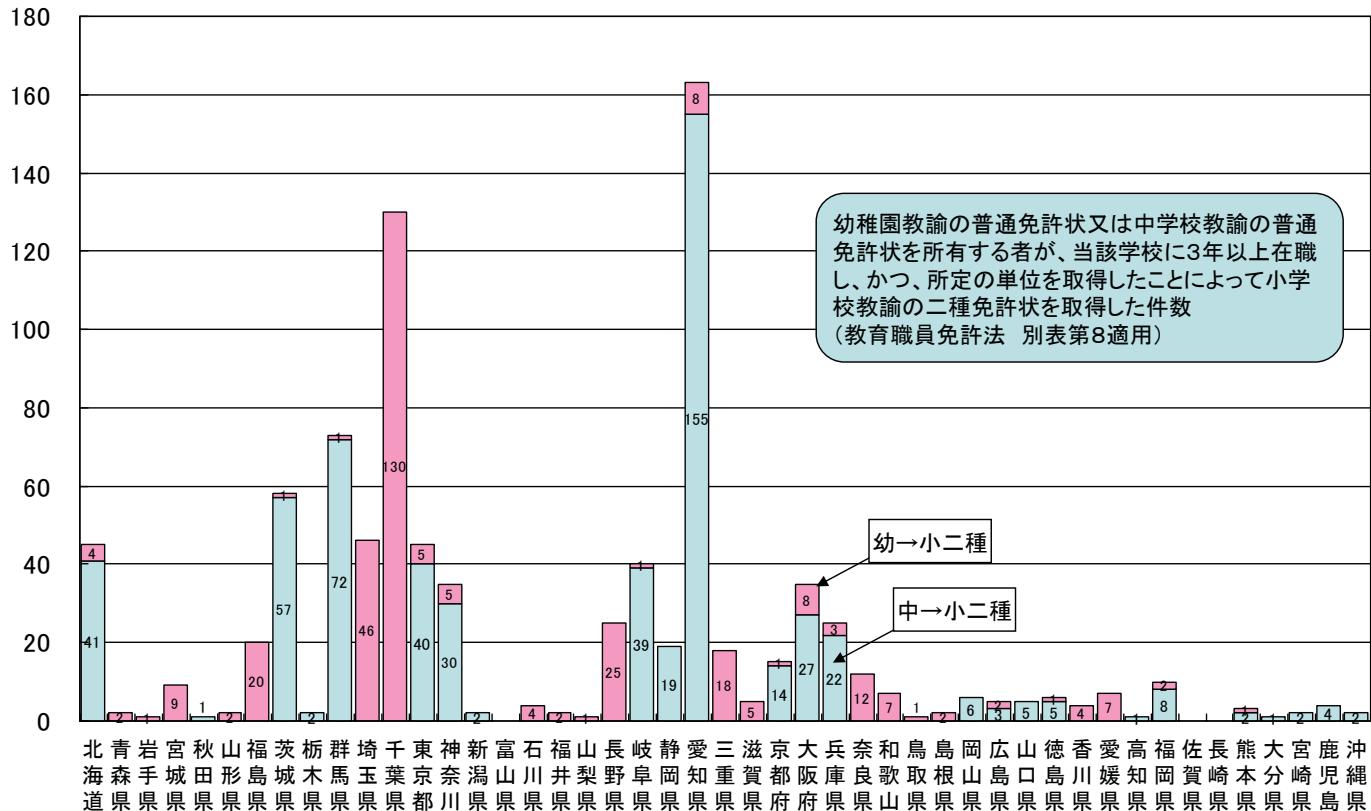


※平成22年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ)

II-8. 平成22年度教員免許状授与件数

⑧教職経験年数を活用した小学校二種免許状

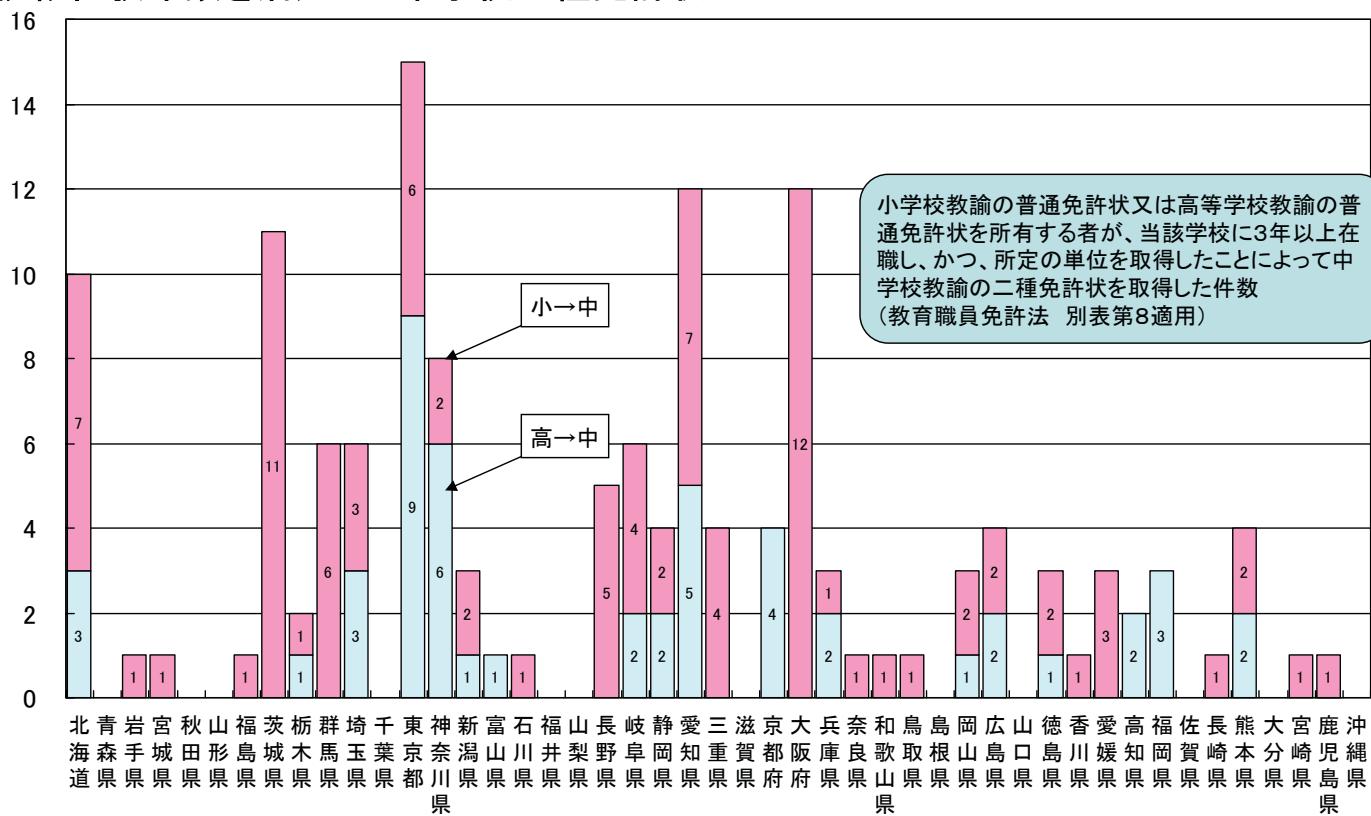


幼稚園教諭の普通免許状又は中学校教諭の普通免許状を所有する者が、当該学校に3年以上在職し、かつ、所定の単位を取得したことによって小学校教諭の二種免許状を取得した件数
(教育職員免許法 別表第8適用)

(教職員課調べ)

II-8. 平成22年度教員免許状授与件数

⑨教職経験年数を活用した中学校二種免許状



小学校教諭の普通免許状又は高等学校教諭の普通免許状を所有する者が、当該学校に3年以上在職し、かつ、所定の単位を取得したことによって中学校教諭の二種免許状を取得した件数
(教育職員免許法 別表第8適用)

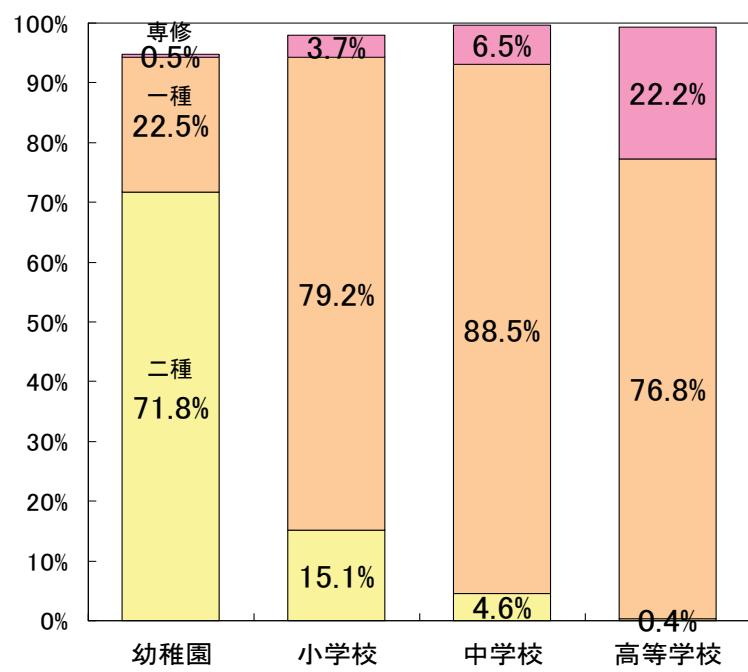
※平成22年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ)

II-9. 現職教員の所有免許状別構成について(平成22年度)

<現職教員の免許状別保有者割合>

区分	専修	一種	二種	
幼稚園	国立	10.4%	60.6%	22.9%
	公立	0.8%	40.3%	55.4%
	私立	0.4%	18.1%	75.9%
	計	0.5%	22.5%	71.8%
小学校	国立	15.6%	76.7%	6.2%
	公立	3.6%	79.4%	15.1%
	私立	4.9%	63.2%	18.5%
	計	3.7%	79.2%	15.1%
中学校	国立	19.9%	77.2%	2.7%
	公立	5.9%	89.2%	4.8%
	私立	14.2%	80.2%	2.5%
	計	6.5%	88.5%	4.6%
高等学校	国立	47.1%	52.0%	—
	公立	24.0%	75.5%	0.3%
	私立	17.1%	80.7%	0.5%
	計	22.2%	76.8%	0.4%



※臨時免許状のみを有する者や当該学校種の免許状を有しない者等がいるため、学校種ごとの合計は100%にならない。

※平成22年10月1日現在で所属する学校種の普通免許状を所有する教員(養護教諭、栄養教諭を含む。)の割合

(平成22年度学校教員統計調査報告書)

II-10. 学校種ごとの免許状を保有する教諭の割合(平成22年度)

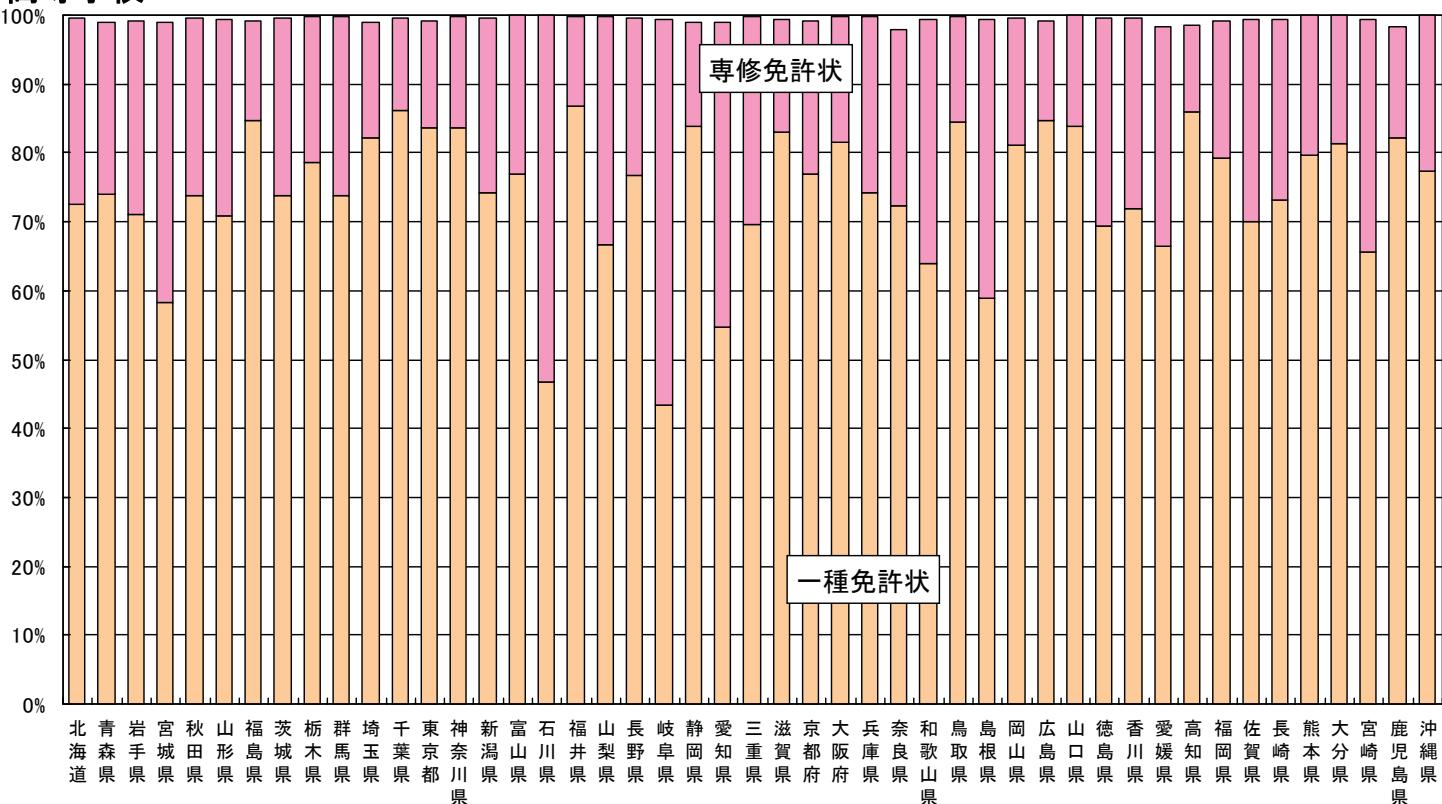
(単位:%)

所有する 免許状 職	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校			臨時 免許	特別 免許
					視覚	聴覚	知的 肢体力 病弱		
幼稚園 教諭	99.5	8.9	1.4	1.0	0.0	0.1	0.6	0.1	
小学校 教諭	23.7	98.5	61.8	45.3	0.2	0.7	8.6	0.3	0.0
中学校 教諭	1.7	26.9	99.8	80.3	0.1	0.2	3.2	0.1	0.0
高等学校 教諭	0.3	4.9	56.9	99.8	0.1	0.1	0.8	0.1	0.1
中等教育 学校教諭	0.6	7.9	94.9	98.6	0.1	—	0.6	中1.6 高0.1	中0.4 高0.3
特別支援 学校教諭	12.9	51.3	74.2	67.6	5.6	8.8	70.8	0.2	0.0

(平成22年度学校教員統計調査)

II - 11. 平成22年度公立学校教員の免許状所有状況

④高等学校



※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の免許状所有状況である。(抽出調査)

※高等学校の普通免許状を所有しない教諭(臨時免許状のみ所有など)、養護教諭及び栄養教諭の二種免許状所有者がいるため、専修・一種の合計は、100%にならない。

(教職員課調べ)

平成22年度公立学校教員の免許状所有状況について(高等学校)

都道府県	専修	一種	都道府県	専修	一種
1 北海道	27.0% (▲4.2%)	72.5% (4.0%)	25 滋賀県	16.4% (▲3.9%)	82.9% (3.5%)
2 青森県	24.7% (▲12.0%)	74.1% (11.1%)	26 京都府	22.1% (5.2%)	77.0% (▲5.5%)
3 岩手県	28.0% (2.0%)	71.2% (▲2.7%)	27 大阪府	18.2% (▲2.2%)	81.6% (2.3%)
4 宮城県	40.6% (0.4%)	58.4% (▲1.2%)	28 兵庫県	25.5% (▲12.3%)	74.3% (13.1%)
5 秋田県	25.9% (▲4.3%)	73.8% (4.0%)	29 奈良県	25.7% (▲10.8%)	72.2% (9.2%)
6 山形県	28.6% (▲2.5%)	70.8% (1.9%)	30 和歌山県	35.5% (▲3.2%)	64.0% (3.4%)
7 福島県	14.5% (▲9.0%)	84.6% (8.8%)	31 鳥取県	15.1% (▲1.5%)	84.6% (1.8%)
8 茨城県	25.8% (▲3.4%)	73.8% (3.5%)	32 島根県	40.7% (2.5%)	58.8% (▲2.5%)
9 栃木県	21.0% (▲0.6%)	78.7% (0.3%)	33 岡山県	18.3% (2.6%)	81.2% (▲2.5%)
10 群馬県	26.0% (0.2%)	73.8% (0.3%)	34 広島県	14.5% (0.5%)	84.7% (▲0.2%)
11 埼玉県	16.8% (▲4.6%)	82.2% (4.0%)	35 山口県	16.1% (▲3.9%)	83.9% (4.1%)
12 千葉県	13.5% (▲2.1%)	86.1% (2.4%)	36 徳島県	30.0% (1.5%)	69.4% (▲2.0%)
13 東京都	15.6% (▲1.2%)	83.6% (0.8%)	37 香川県	27.8% (2.1%)	71.9% (▲1.9%)
14 神奈川県	16.0% (0.7%)	83.7% (▲0.4%)	38 愛媛県	31.9% (▲4.7%)	66.4% (3.1%)
15 新潟県	25.4% (1.4%)	74.2% (▲1.7%)	39 高知県	12.5% (▲0.1%)	86.0% (▲0.2%)
16 富山県	22.7% (▲2.3%)	77.0% (2.0%)	40 福岡県	19.9% (▲2.4%)	79.2% (2.5%)
17 石川県	53.5% (▲0.4%)	46.5% (0.6%)	41 佐賀県	29.1% (▲7.3%)	70.0% (6.7%)
18 福井県	13.2% (0.2%)	86.8% (▲0.0%)	42 長崎県	26.2% (▲0.8%)	73.2% (0.2%)
19 山梨県	33.1% (▲8.1%)	66.6% (7.9%)	43 熊本県	20.4% (▲3.1%)	79.6% (3.4%)
20 長野県	22.7% (▲7.1%)	76.8% (7.1%)	44 大分県	18.6% (▲4.0%)	81.3% (3.9%)
21 岐阜県	56.0% (▲1.3%)	43.3% (0.9%)	45 宮崎県	33.8% (▲4.7%)	65.5% (4.3%)
22 静岡県	15.4% (0.6%)	83.9% (▲1.0%)	46 鹿児島県	16.3% (▲1.9%)	82.1% (0.9%)
23 愛知県	44.0% (▲4.5%)	54.7% (3.4%)	47 沖縄県	22.5% (▲3.0%)	77.4% (2.9%)
24 三重県	30.3% (▲7.0%)	69.6% (7.1%)	全国	24.0% (▲2.8%)	75.5% (2.6%)

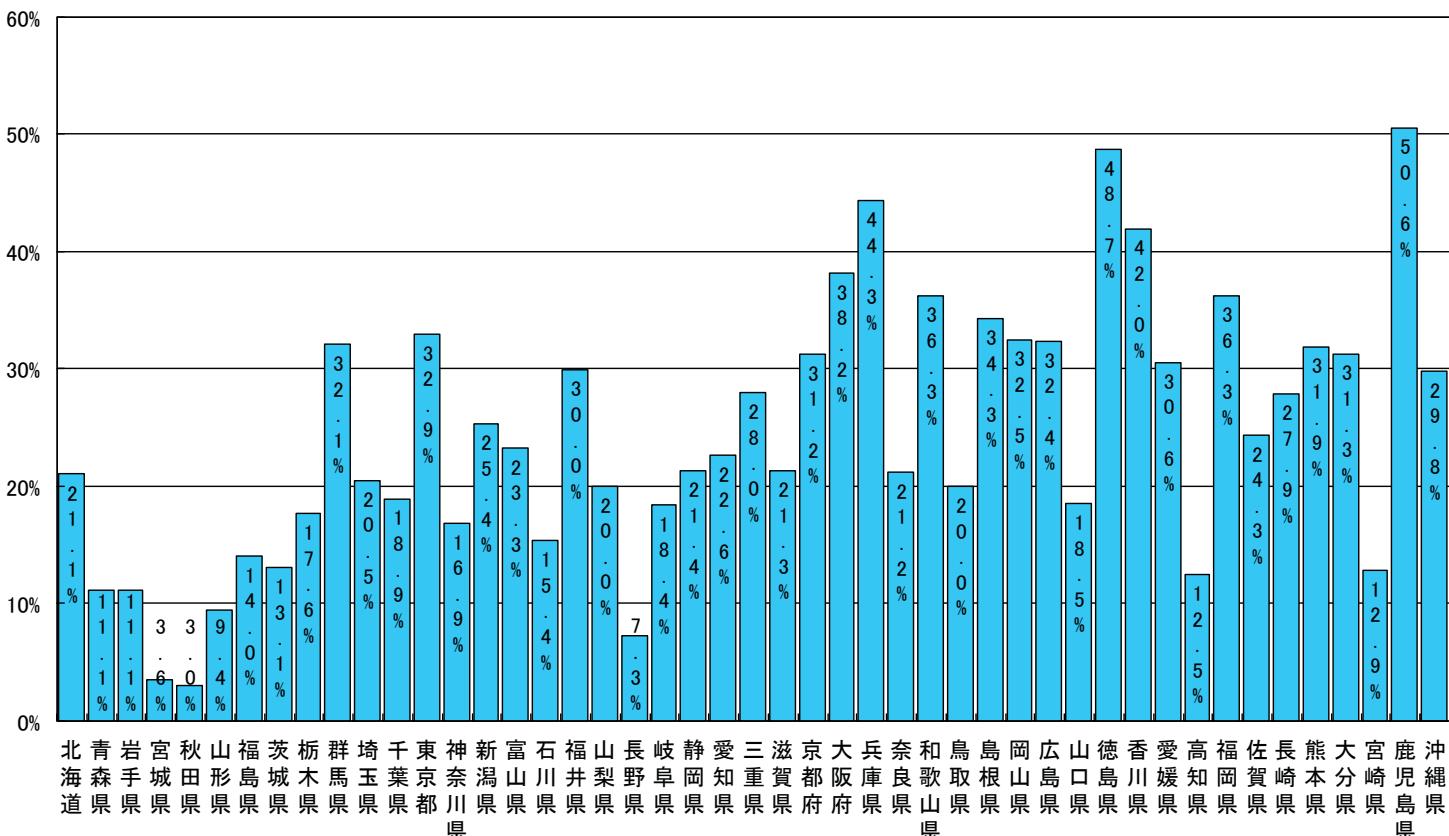
※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の免許状所有状況である。(抽出調査)

※高等学校の普通免許状を所有しない教諭(臨時免許状のみ所有など)、養護教諭及び栄養教諭の二種免許状所有者がいるため、専修・一種の合計は、100%にならない。

(教職員課調べ)

II-12. 平成22年度隣接校種免許状の所有状況

①幼稚園教諭の小学校教諭免許状の所有状況

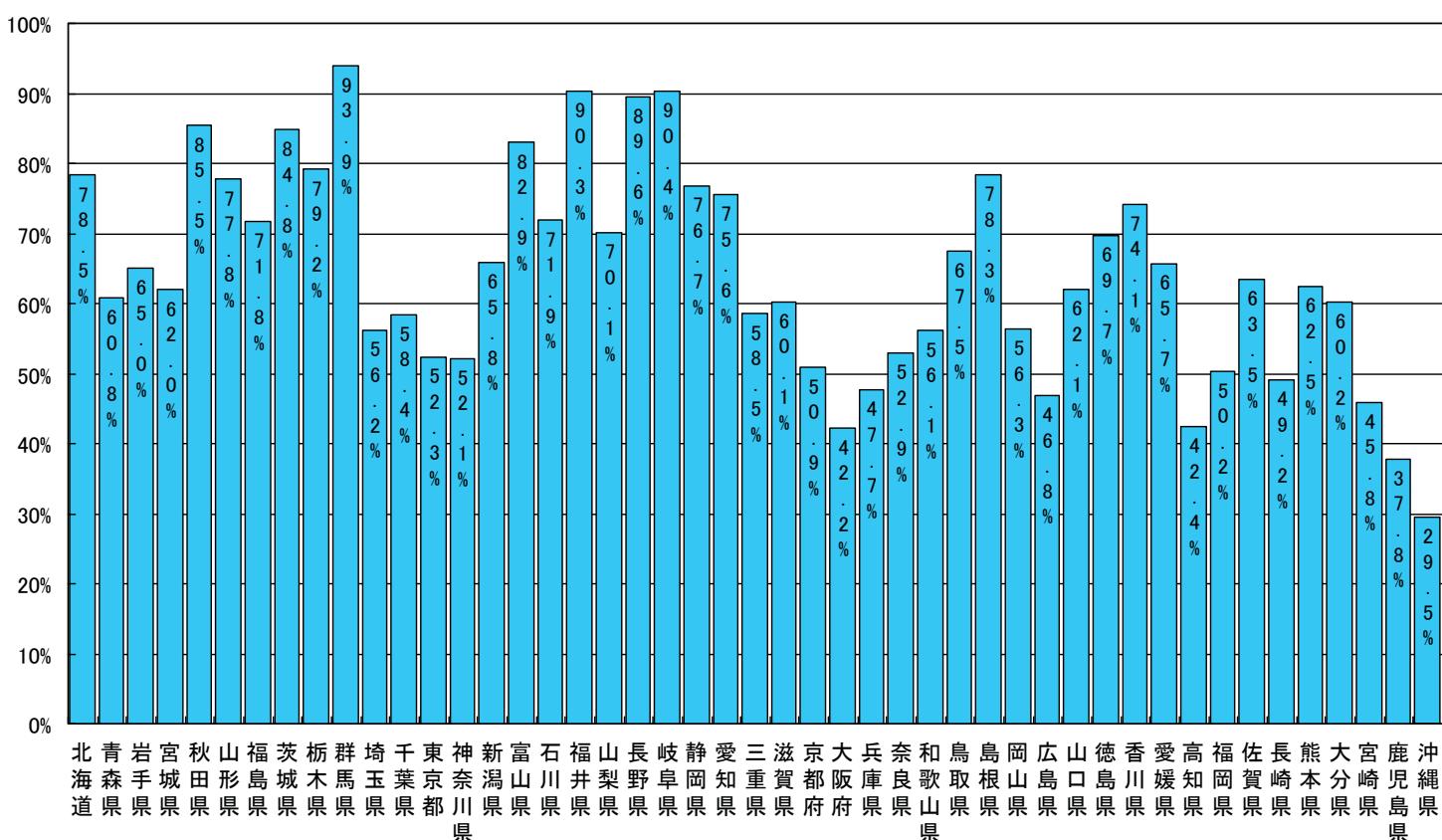


※公立幼稚園の教諭のうち、小学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(教職員課調べ)

II-12. 平成22年度隣接校種免許状の所有状況

②小学校教教諭の中学校教諭免許状の所有状況

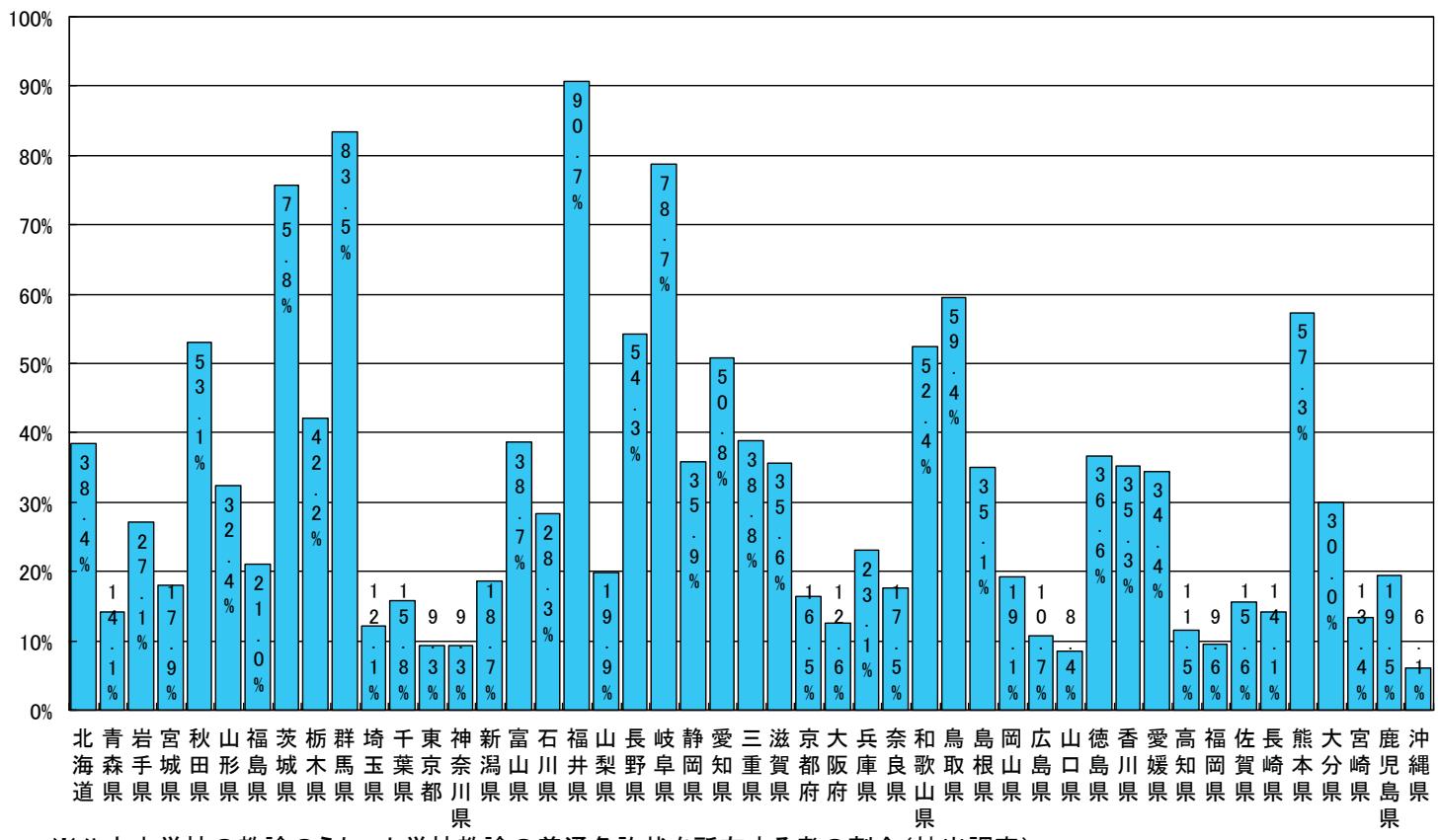


※公立小学校の教諭のうち、中学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(教職員課調べ)

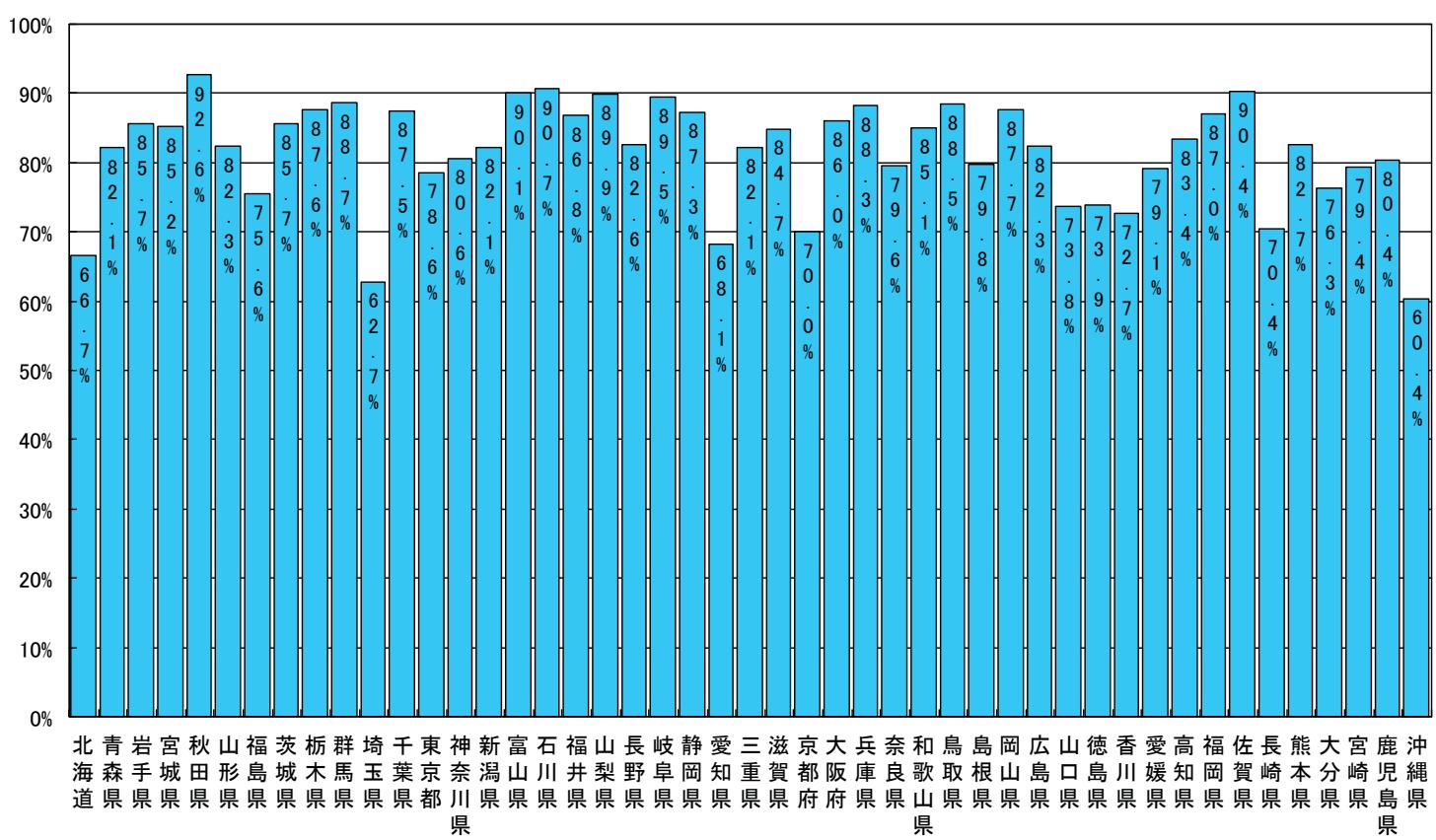
II-12. 平成22年度隣接校種免許状の所有状況

③中学校教諭の小学校教諭免許状の所有状況



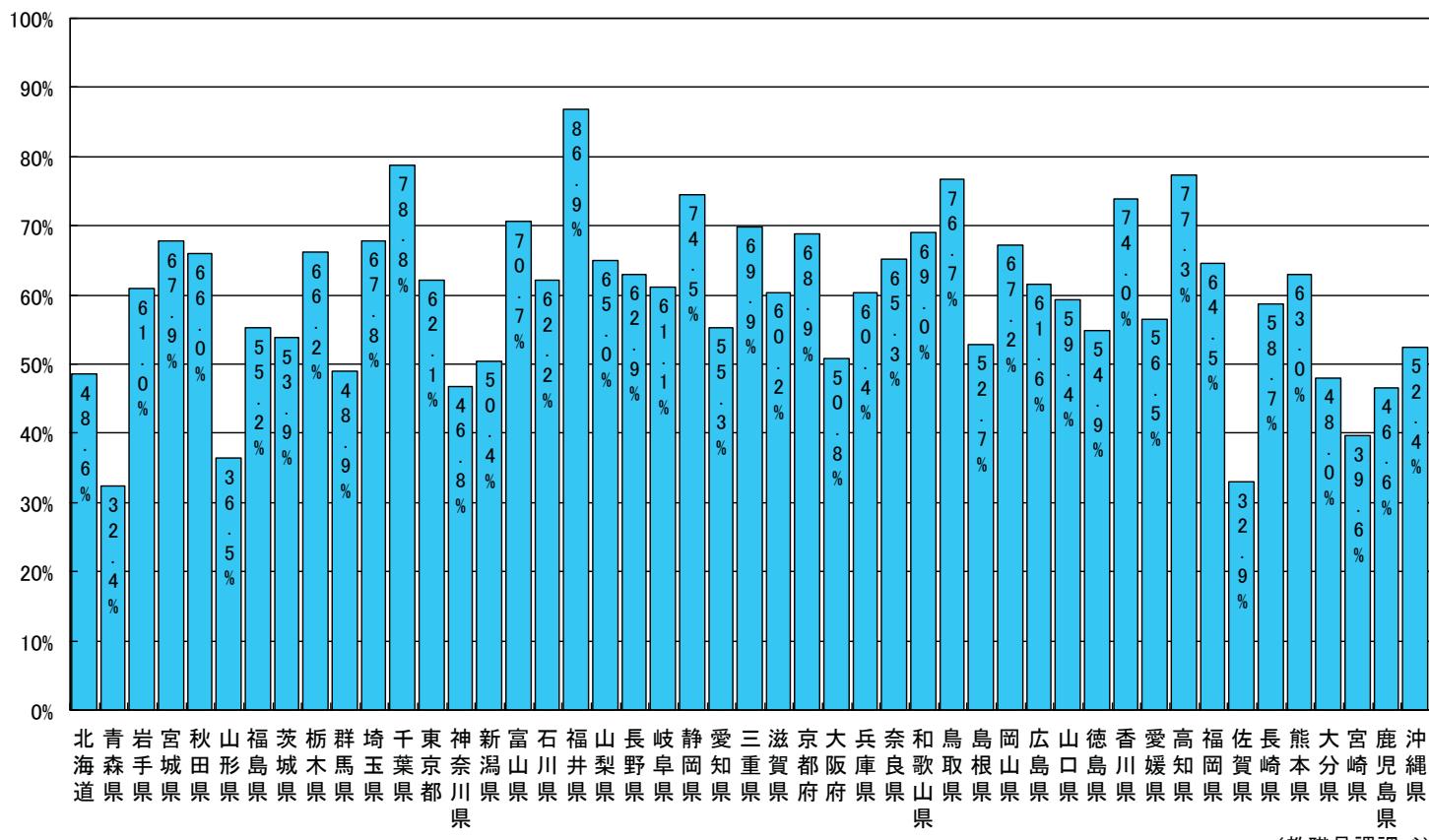
II-12. 平成22年度隣接校種免許状の所有状況

④中学校教諭の高等学校教諭免許状の所有状況



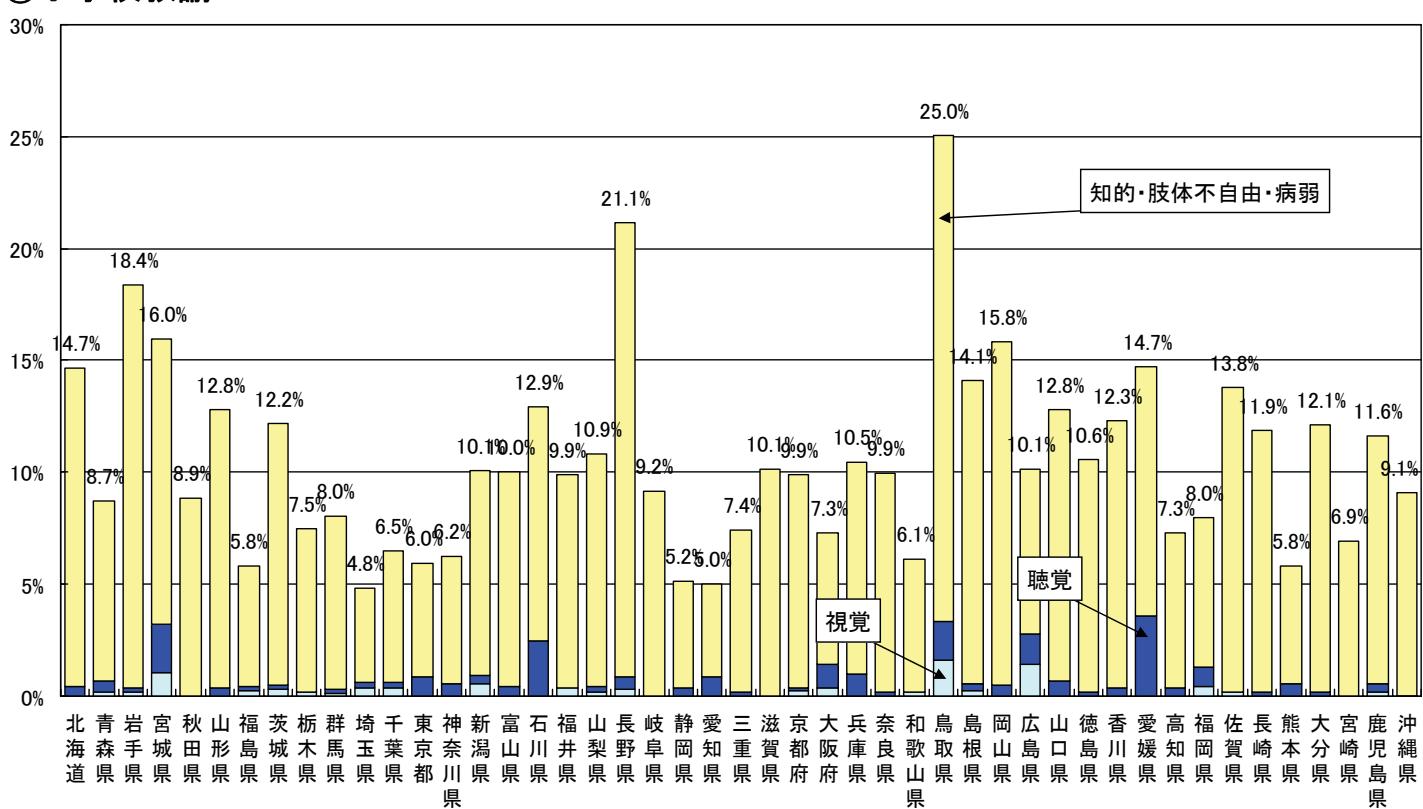
II-12. 平成22年度隣接校種免許状の所有状況

⑤高等学校教諭の中学校教諭免許状の所有状況



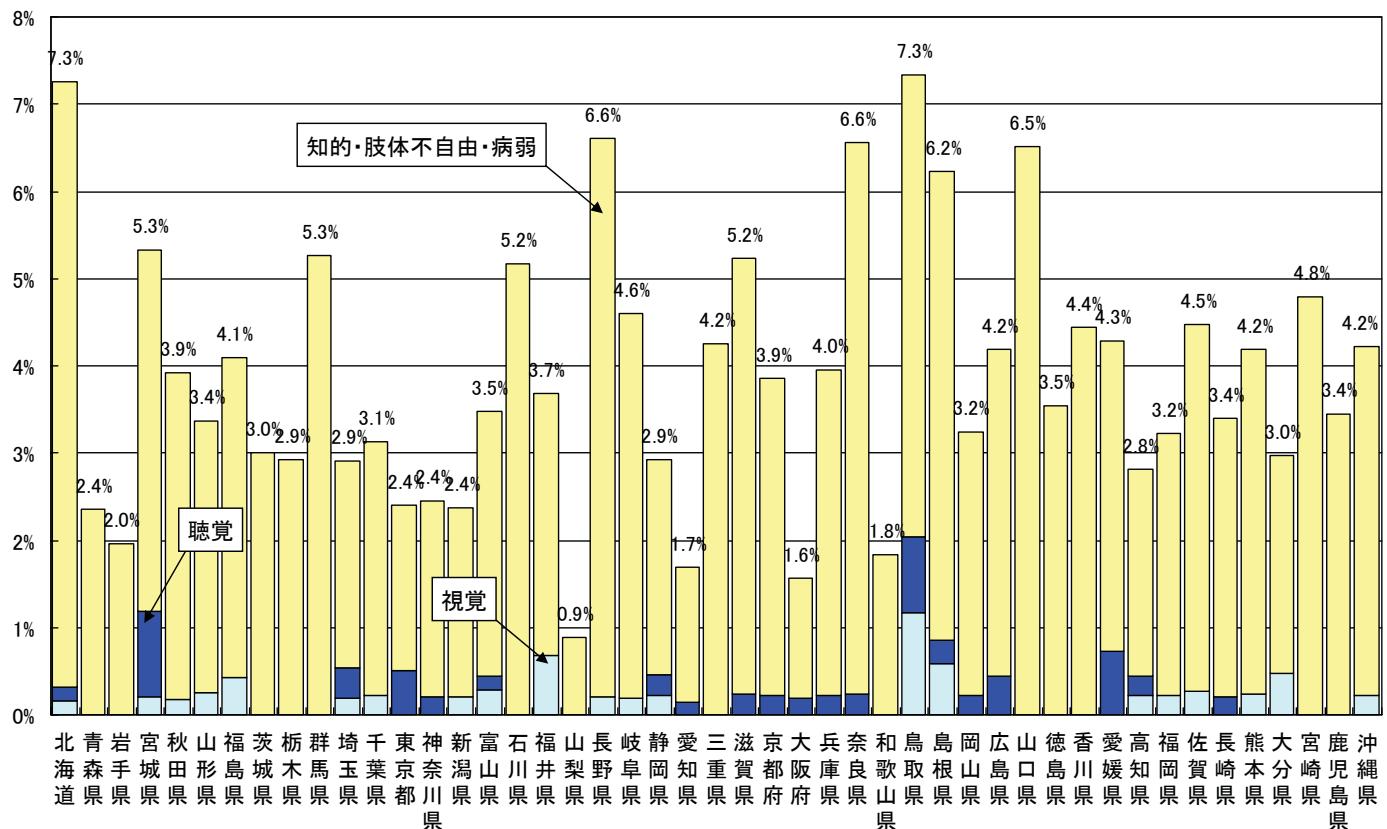
II-13. 平成22年度特別支援学校教諭免許状の所有状況

①小学校教諭



II-13. 平成22年度特別支援学校教諭免許状の所有状況

②中学校教諭

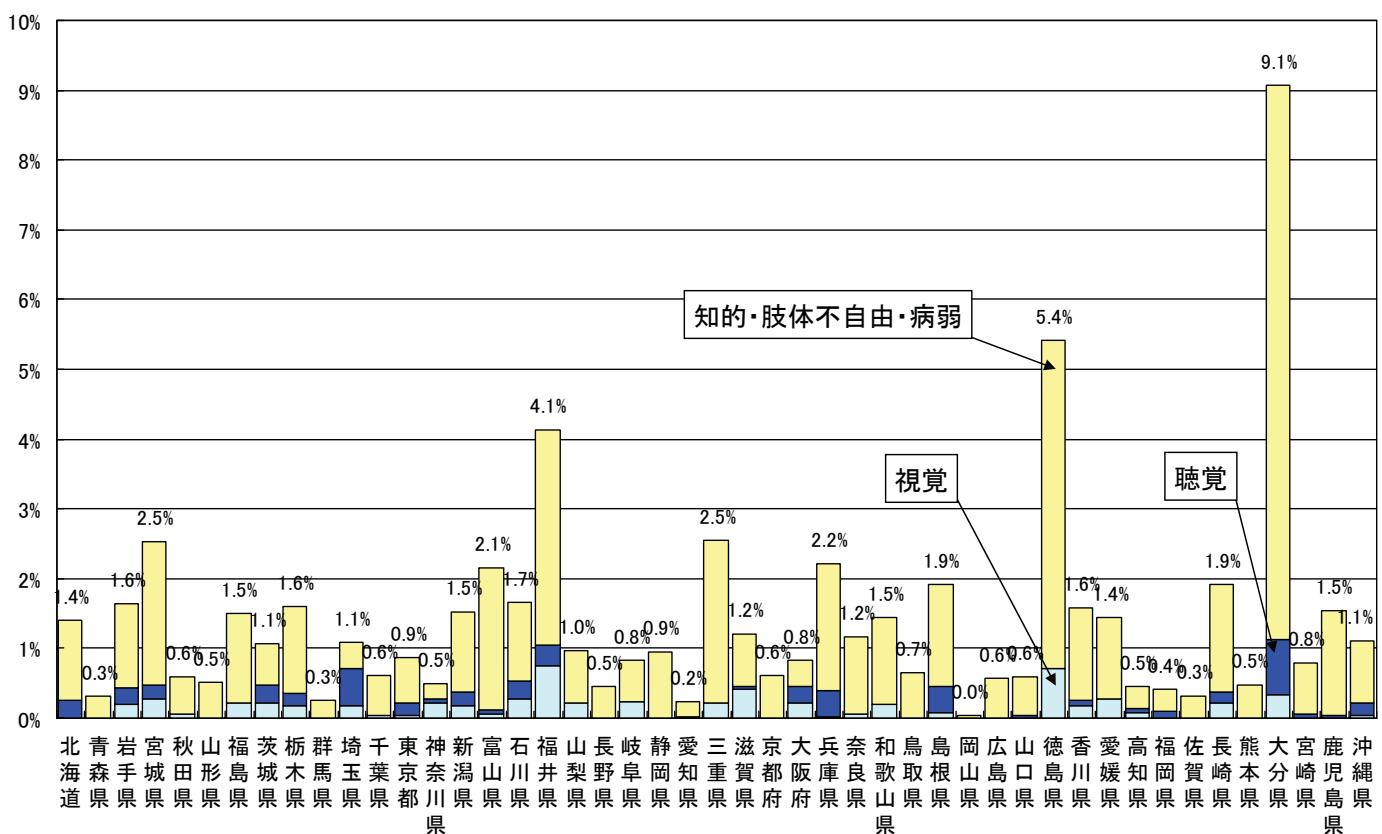


※公立中学校の教諭のうち、特別支援学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(教職員課調べ)

II-13. 平成22年度特別支援学校教諭免許状の所有状況

③高等学校教諭

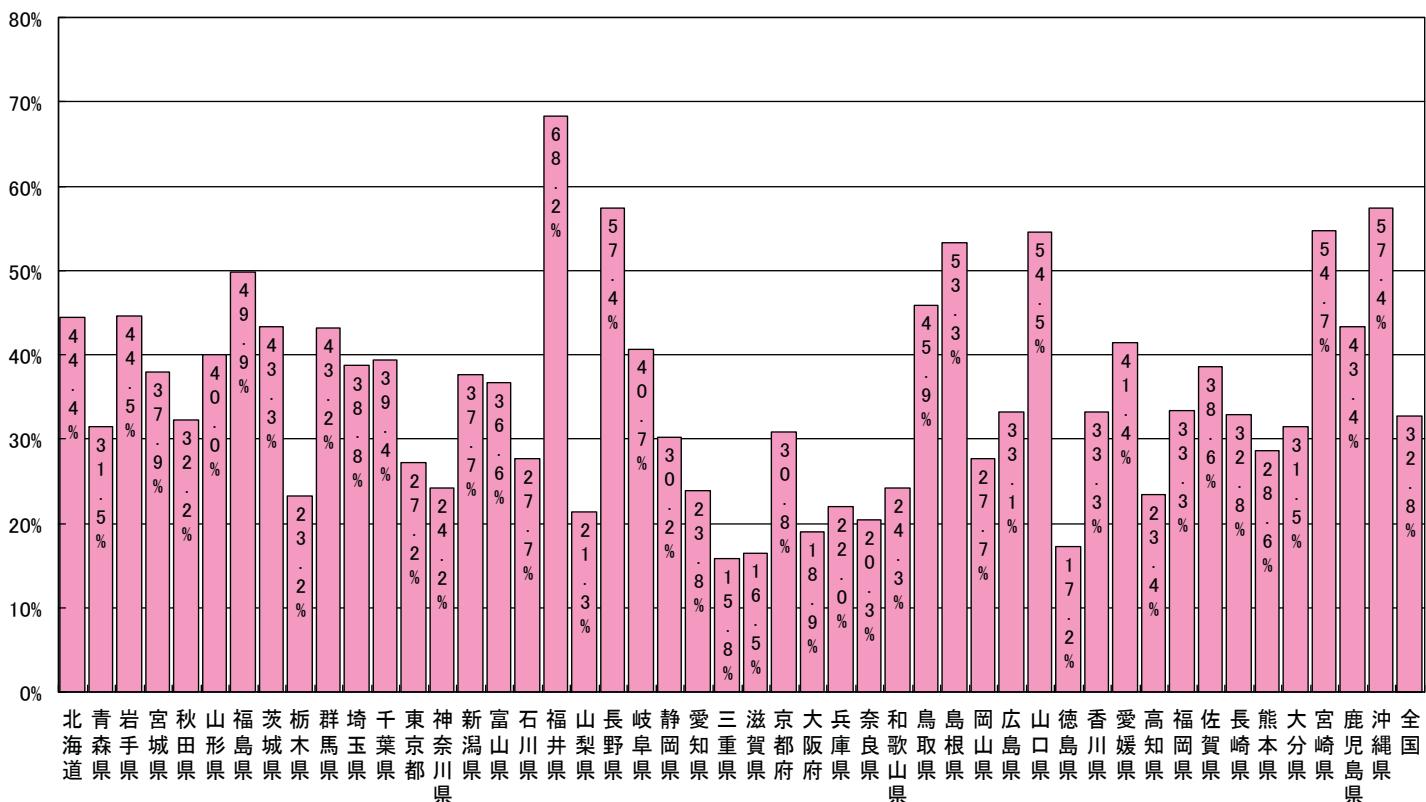


※公立高等学校教諭のうち、特別支援学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(教職員課調べ)

II-14. 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の所有状況(平成23年度)

①小学校特別支援学級担当教諭

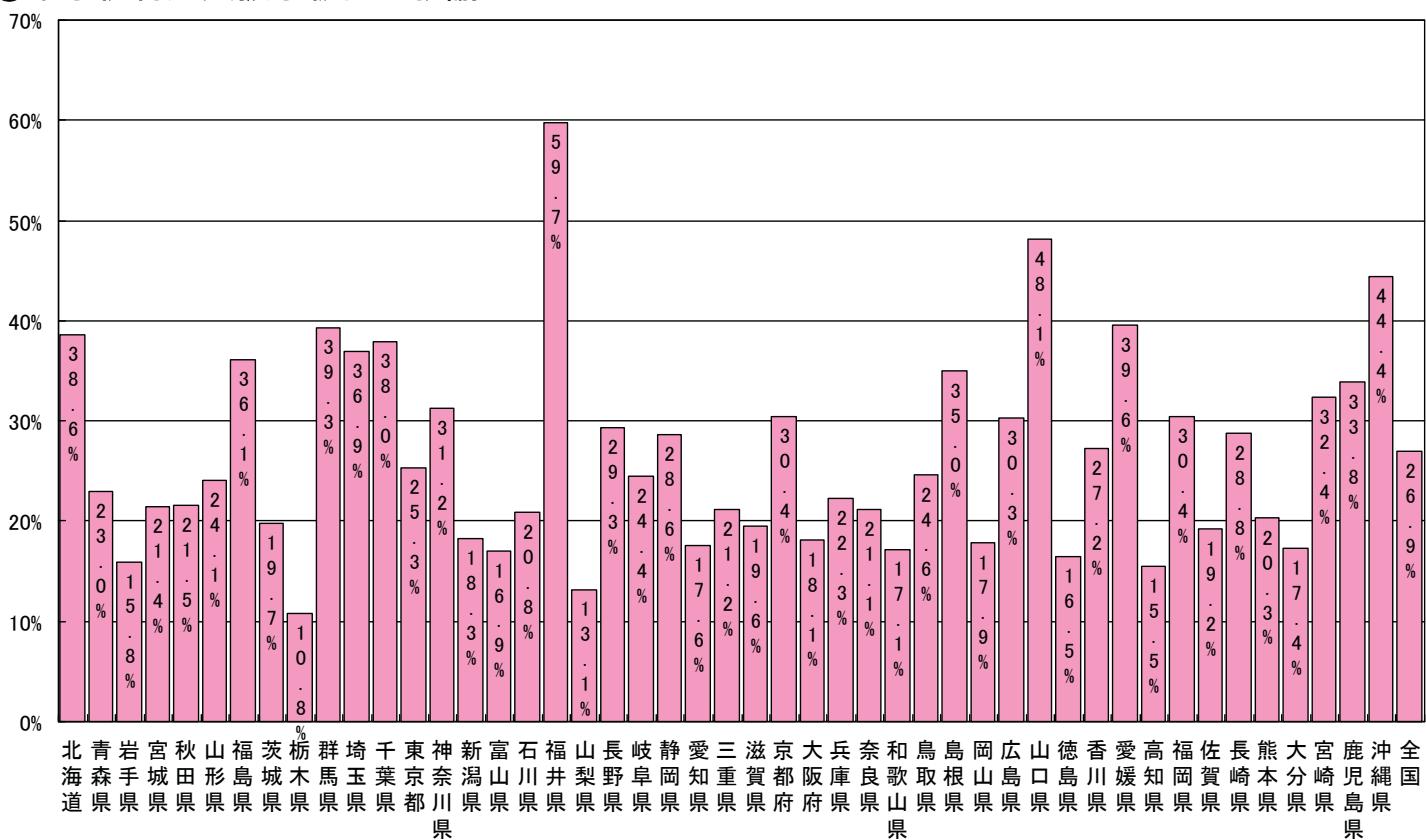


※ 公立小学校で特別支援学級を担当する教諭のうち、特別支援学校教諭の免許状を有する者の割合である。

「特別支援学級を担当する教諭」とは、給料の調整額を受けている特別支援学級専任の教諭をいう。 (教職員課調べ)

II-14. 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の所有状況(平成23年度)

②中学校特別支援学級担当教諭

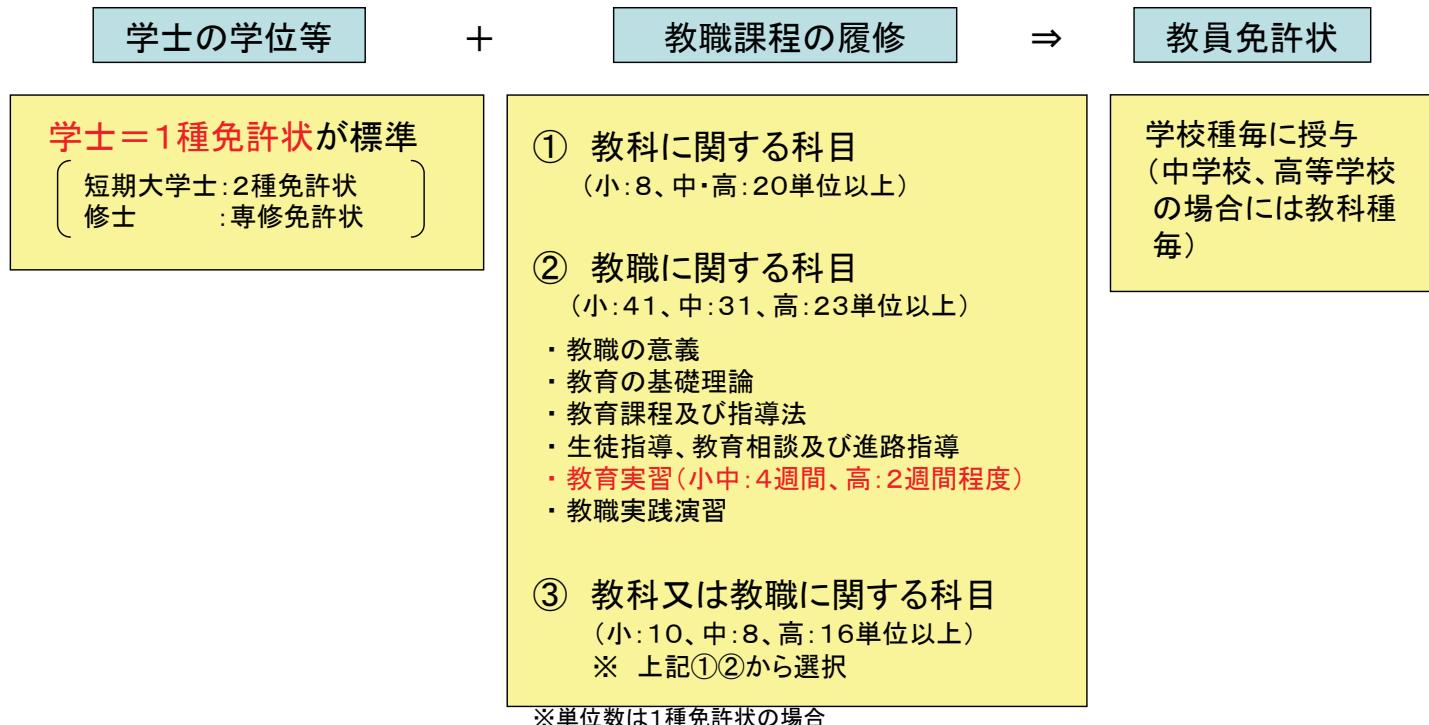


※ 公立中学校で特別支援学級を担当する教諭のうち、特別支援学校教諭の免許状を有する者の割合である。

「特別支援学級を担当する教諭」とは、給料の調整額を受けている特別支援学級専任の教諭をいう。 (教職員課調べ)

II – 15. 大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



II – 16. 教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳

第一欄		第二欄	第三欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16

注1: その他の科目として、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位の修得が必要になる。

また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要となる。

注2: このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

II-17. 免許状の授与に必要な単位の例

【例1:幼稚園教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計6単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・国語 ・算数 ・生活 ・音楽 ・図画工作 ・体育
○教職に関する科目 右記の科目について35単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 18単位 (教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2単位 (幼児理解の理論及び方法・教育相談(カウンセリングを含む)) ・教育実習 5単位 ・教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得	
○その他の科目 右の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作

【例2:小学校教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計8単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・国語(書写を含む) ・社会 ・算数 ・理科 ・生活 ・音楽 ・図画工作 ・家庭 ・体育
○教職に関する科目 右記の科目について41単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 22単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法(国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上)、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談(カウンセリングを含む)・進路指導の理論及び方法) ・教育実習 5単位 ・教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

【例3:中学校教諭一種免許状(理科)の場合】

区分	細目
○教科に関する科目 右記の科目についてそれぞれ1単位以上合計20単位上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・物理学 • 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） ・化学 • 化学実験（コンピュータ活用を含む。） ・生物学 • 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） ・地学 • 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
○教職に関する科目 右記の科目について合計31単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 12単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談（カウンセリングを含む）・進路指導の理論及び方法) ・教育実習 5単位 ・教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について8単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 • 体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

【例4:高等学校教諭一種免許状(理科)の場合】

区分	細目
○教科に関する科目 右記の科目について、1以上合計20単位上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・物理学 • 化学 ・生物学 • 地学 ・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
○教職に関する科目 右記の科目について合計23単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 6単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談（カウンセリングを含む）・進路指導の理論及び方法) ・教育実習 3単位 ・教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について16単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 • 体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作

科目の履修方法の例(中学校・高等学校教諭1種免許状(理科)を取得して卒業する場合)

〈C大学理工学部物質生命理工学科の例〉

★:学科の専門科目

:課程認定を受けている科目

区分	教職関連科目																																							
	科すに教 目する關科														教養科目																									
科目名	物理学		物理学実験		化学						化学実験			生物学			生物学実験		地学		地学実験		日本国憲法	体育		外国語コミュニケーション		作情報機器の操												
	力学	基礎電磁気学	物理学実験	基礎化学A	有機化学B	無機化学I	物理化学I	分析化学I	分析化学II	高分子化学I	高分子合成化学II	有機反応機構	有機合成化学	基礎生物学	物質生命実験I	物質生命実験II	バイオメディカル材料★	生化学I	生化学II★	生物実験	地学概説	地学実験	日本国憲法	スポーツトレーニングI	スポーツトレーニングII	英語演習I	英語演習II	基礎コンピュータ演習I	基礎コンピュータ演習II											
単位数	3	3	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	3	3	3	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1											
区分	教職関連科目																																							
科目名	教育の意義等		教育基礎理論		導法 教育課程及び指				談及び進路 生徒指導、教育相		教育実習		教職実践演習		小計	教職関連科目以外の科目																								
	教職論	教職原論 I	教職原論 II	教育心理学	教育課程論	理科教育法 I	理科教育法 II	教育方法論	特別活動の指導法	道徳の指導法	生徒進路指導論	教育相談	教育実践研究	教職実践演習(中・高)		フレッシュマンゼミ	インターネット	外国語文獻講読	解析I	解析II	線形数学 I	線形数学 II	物質生命実験III★	物質生命実験IV★	バイオテクロジー★	創薬化学★	食品化学★	脂質生化学★	機器分析II★	バイオメディカルエレクトロニクス★	生体情報論★	卒業研究	各種教養科目	小計						
単位数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	2	94	1	1	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	6	20	64								

* 大学が定める卒業要件単位…
124単位以上

合計 158

科目の履修方法の例(小学校教諭専修免許状を取得して卒業する場合)

〈D教職大学院の例〉

:課程認定を受けている科目

区 分	科 目 名	单 位 数
教職に関する科目 教職関連科目	カリキュラム開発の方法	4
	授業研究の方法	4
	協働による子ども支援	4
	学校組織マネジメント	2
	地域社会との協働による学校運営	2
	未来の学校教育	2
	教師のコンピテンシー	2
	教育プログラムの開発と運営	2
	子どもの心を耕す教育	2
	学校教育のファシリテーターの育成	2
	相互評価による授業力の形成	2
	子どものライフサポート	2
	課題研究 I	2
	課題研究 II	2
	課題研究 III	2
	課題発見実習	7
	課題達成実習	3
合 計		46

* 大学が定める卒業要件単位数: 46単位以上

* 教職大学院については、専任教員のおおむね4割以上は実務家であることが必要

科目の履修方法の例(小学校教諭専修免許状を取得して卒業する場合)

〈E大学大学院教育人間学研究科の例〉

 :課程認定を受けている科目

区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
教職関連科目	教育実践調査法 I	2	教職関連科目	教育学特殊講義 I	2
	教育実践調査法 II	2		教育学特殊講義 II	2
	教育文献調査法 I	2		研究指導 I	2
	幼児・児童臨床教育研究 I	2		研究指導 II	2
	幼児・児童臨床教育研究 II	2		研究指導 III	2
	障害児臨床教育研究 I	2		研究指導 IV	2
	障害児臨床教育演習 I	2			
	臨床医学の小児教育研究 I	2			
	臨床医学の小児教育研究 II	2			
	臨床医学の小児教育演習 I	2			
	臨床医学の小児教育演習 II	2			
	教育社会学研究 I	2			
	教育社会学演習 I	2			
	学校教育学研究 I	2			
	学校教育学演習 I	2			
	身体知研究 I	2			
	身体知演習 I	2			
合 計					46

※大学が定める卒業要件単位数:40単位以上

科目の履修方法の例(中学校・高等学校教諭専修免許状(理科)を取得して卒業する場合)

〈F大学大学院理工学研究科の例〉

 :課程認定を受けている科目

区分	科目名	単位数
教職関連科目	物理化学特論 I	2
	有機物質科学特論	2
	資源天然物化学特論	2
	高分子物理化学特論	2
	高分子物性特論	2
	分析化学特論 I	2
	化学物性特論	2
	セラミックス物性特論	2
	生化学特論	2
	微生物生理学	2
	高分子構造特論	2
	生体高分子特論	2
	応用化学特別演習	4
	分析化学特別研究	6
	学位論文	
合 計		34

※大学が定める卒業要件単位:30単位以上

II-18. 教員養成の現状

1. 課程認定数

(平成23年5月1日現在)

	大学				短期大学				大学院			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
大学等数	82	79	579	740	0	18	339	357	86	72	456	614
課程認定を有する大学等数	77	53	470	600	0	9	244	253	81	36	315	432
割合	93.9%	67.1%	81.1%	81.1%	0.0%	50.0%	72.0%	70.9%	94.2%	50.0%	69.1%	70.4%

2. 国立教員養成系大学・学部の現状(平成24年度)

学 部

○設置状況: 44大学44学部(うち単科大学11)

○課程・入学定員

	大学数	入 学 定 員		合 計
		教員養成課程	新課程	
	4 4	10,683	4,037	14,720

※ 新課程:教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。

大学院(修士課程)

○設置状況

設 置 大 学 数	研 究 科 数	専 攻 数	入 学 定 員
44	44	147	3, 265

教職大学院(専門職学位課程)

○設置状況

区 分	設 置 大 学 数	入 学 定 員
国 立	1 9	6 4 5
私 立	6	1 7 0
計	2 5	8 1 5

II-19. 国立の教員養成大学・学部の入学定員(平成24年度)

大学名	入学定員		
	教員養成課程	新課程	計
北 海 道 教 育	700	510	1, 210
弘 前	170	70	240
岩 手	160	90	250
宮 城 教 育	345	0	345
秋 田	100	190	290
茨 城	250	100	350
宇 都 宮	150	60	210
群 馬	220	0	220
埼 玉	480	0	480
千 葉	420	35	455
東 京 学 芸	730	335	1, 065
横 浜 国 立	230	150	380
新 潟	220	150	370
上 越 教 育	160	0	160
金 沢	100	0	100
福 井	100	60	160
山 梨	125	20	145
信 州	240	40	280
岐 阜	250	0	250
静 岡	300	100	400
愛 知 教 育	643	232	875
三 重	145	55	200
滋 賀	220	20	240

大学名	入学定員		
	教員養成課程	新課程	計
京 都 教 育	300	0	300
大 阪 教 育	525	405	930
兵 庫 教 育	160	0	160
奈 良 教 育	255	0	255
和 歌 山	145	40	185
島 根	170	0	170
岡 山	280	0	280
広 島	180	315	495
山 口	130	110	240
鳴 門 教 育	100	0	100
香 川	130	70	200
愛 媛	120	100	220
高 知	100	70	170
福 岡 教 育	480	150	630
佐 賀	90	150	240
長 崎	240	0	240
熊 本	230	60	290
大 分	100	145	245
宮 崎	150	80	230
鹿 児 島	240	35	275
琉 球	100	90	190
合 計	10, 683	4, 037	14, 720

II-20. 国立の教員養成大学・学部(教員養成課程)の教員就職状況 (平成23年3月卒業者)

大学名	卒業者数 a	正規採用 b	臨時の任用 c	教員就職者計 b+c, ((b+c)/a%)
北海道教育	756	240	248	488(64.6%)
弘前	169	60	28	88(52.1%)
岩手	175	58	28	86(49.1%)
宮城教育	342	101	105	206(60.2%)
秋田	110	24	25	49(44.5%)
茨城	264	116	60	176(66.7%)
宇都宮	168	44	51	95(56.5%)
群馬	227	99	35	134(59.0%)
埼玉	475	172	107	279(58.7%)
千葉	407	197	54	251(61.7%)
東京学芸	645	235	165	400(62.0%)
横浜国立	248	117	21	138(55.6%)
新潟	196	46	57	103(52.6%)
上越教育	166	60	39	99(59.6%)
金沢	101	43	24	67(66.3%)
福井	101	12	39	51(50.5%)
山梨	105	39	24	63(60.0%)
信州	228	77	79	156(68.4%)
岐阜	233	105	57	162(69.5%)
静岡	250	98	48	146(58.4%)
愛知教育	664	324	153	477(71.8%)
三重	169	58	54	112(66.3%)
滋賀	184	77	44	121(65.8%)

大学名	卒業者数 a	正規採用 b	臨時の任用 c	教員就職者計 b+c, ((b+c)/a%)
京都教育	301	121	90	211(70.1%)
大阪教育	582	275	109	384(66.0%)
兵庫教育	166	70	54	124(74.7%)
奈良教育	202	81	53	134(66.3%)
和歌山	99	22	42	64(64.6%)
島根	165	41	70	111(67.3%)
岡山	301	118	60	178(59.1%)
広島	184	101	17	118(64.1%)
山口	114	31	32	63(55.3%)
鳴門教育	113	57	31	88(77.9%)
香川	139	47	33	80(57.6%)
愛媛	141	42	44	86(61.0%)
高知	91	32	29	61(67.0%)
福岡教育	432	111	154	265(61.3%)
佐賀	100	32	26	58(58.0%)
長崎	175	61	34	95(54.3%)
熊本	243	57	84	141(58.0%)
大分	109	26	42	68(62.4%)
宮崎	102	25	34	59(57.8%)
鹿児島	231	54	55	109(47.2%)
琉球	106	14	36	50(47.2%)
合計	10,479	3,820	2,674	6,494(62.0%)

※平成23年3月卒業者(平成23年9月30日現在)の状況を取りまとめたものである。

II-21. 教職大学院（専門職学位課程）制度の概要

1. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

- ① **実務家教員**(教職等としての実務経験のある教員)を**必要専任教員の4割以上**置くことを法令上規定。
- ② 45単位のうち10単位以上は学校等での**実習を行うよう義務化**。
- ③ 既存の修士課程では学生が専門分野の研究に従事しているが、教職大学院では研究指導を受けることや**修士論文の提出が義務づけられていない**。
- ④ 大学は7年ごとに機関別の認証評価を受けることが義務づけられているが、さらに、**教職大学院は5年に1回、分野別の認証評価が義務付けられている**。

2. 現状(平成23年度)

- ① **教員就職率** (臨時の任用を含む) 【平成23年3月卒業者】 : **90.4%** (**国立教員養成大学・学部 62.0%**)
- ② **入学定員充足率** : **92.4%** (前年度より3.6%減)
- ③ **志願者数** : **1,102人** (前年度より96人減)
- ④ **入学者数** : **767人** (前年度より39人減)
 - [現職教員 356人 (前年度より36人減)
学部新卒学生等 411人 (前年度より3人減)]

II - 22. 教職大学院の質の保証

①認証評価

大学には7年ごとに機関別の認証評価を受けることが義務付け。
さらに、教職大学院には、5年に1回、分野別の認証評価を義務付け。

- 教職大学院に関する認証評価機関として、平成22年3月に、「教員養成評価機構」が認証評価団体として認証され、平成22年度から認証評価を実施。
(平成22年度…6大学、平成23年度…9大学)
- 「教育の課程と方法」、「教育の成果・効果」、「教育委員会及び学校等との連携」などの項目について評価し、平成22年度対象の6大学すべてが適格認定。

★教員養成評価機構が行う認証評価には、大学サイドに加え、
・全国都道府県教育長協議会 ・全国連合小学校校長会 ・全日本中学校校長会
・全国高等学校校長協会 ・全国特別支援学校校長会 ・(社)日本PTA全国協議会

等の学校関係者が参加

②設置計画履行状況等調査（アフターケア）

教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として、設置計画の履行状況について調査。

平成23年度調査対象5大学のうち、
3大学に実地調査を実施、
1大学に留意事項が付された。

(参考：平成22年度調査対象23大学中、
留意事項を付された大学…4大学)

【留意事項】

・教員委員会との連携

教育委員会との一層の連携強化により、カリキュラムや教育方法、教育体制の充実・改善を図り、教育内容の質の保証を図ること

・入学者の確保

積極的なPR活動を行うなど、必要な改善を図ることにより、学生確保に努めること

II - 23. 教職大学院の現状(平成24年度)

No.	設置年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置	No.	設置年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置
1	20	北海道教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	45	北海道	20	21	聖徳大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	15	千葉県
2	20	宮城教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	32	宮城県	21	20	創価大学大学院	教職研究科 教職専攻	25	東京都
3	21	山形大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	20	山形県	22	20	玉川大学大学院	教育学研究科 教職専攻	20	東京都
4	20	群馬大学大学院	教育学研究科 教職リーダー専攻	16	群馬県	23	21	帝京大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	30	東京都
5	20	東京学芸大学大学院	教育学研究科 教育実践創成専攻	30	東京都	24	20	早稲田大学大学院	教職研究科 高度教職実践専攻	60	東京都
6	20	上越教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	50	新潟県	25	20	常葉学園大学大学院	初等教育高度実践研究科 初等教育高度実践専攻	20	静岡県
7	20	福井大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	30	福井県	25大学(20都道府県)					815 人
8	22	山梨大学大学院	教育学研究科 教育実践創成専攻	14	山梨県						
9	20	岐阜大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	20	岐阜県						
10	21	静岡大学大学院	教育学研究科 教育実践高度化専攻	20	静岡県						
11	20	愛知教育大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	50	愛知県						
12	20	京都教育大学大学院	連合教職実践研究科 教職実践専攻	60	京都府						
13	20	兵庫教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	100	兵庫県						
14	20	奈良教育大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	20	奈良県						
15	20	岡山大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	岡山県						
16	20	鳴門教育大学大学院	学校教育研究科 高度学校教育実践専攻	50	徳島県						
17	21	福岡教育大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	福岡県						
18	20	長崎大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	長崎県						
19	20	宮崎大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	28	宮崎県						

II-24. 教職大学院別教員就職状況(平成23年3月修了者(現職教員学生を除く))

大学名	全修了者数	現職教員学生を除く修了者数 A	正規採用 B	臨時の任用 C	教員就職者計 B+C, ((B+C)/A) %
北海道教育	33	14	10	3	13(92.9%)
宮城教育	35	5	3	2	5(100%)
山形	20	10	8	2	10(100%)
群馬	15	4	4	0	4(100%)
東京学芸	34	13	12	0	12(92.3%)
上越教育	52	23	9	11	20(87.0%)
福井	26	5	2	3	5(100%)
山梨	—	—	—	—	—
岐阜	20	4	3	1	4(100%)
静岡	22	8	4	2	6(75.0%)
愛知教育	27	11	9	1	10(90.9%)
京都教育	59	42	28	10	38(90.5%)
兵庫教育	84	40	21	18	39(97.5%)
奈良教育	14	8	6	2	8(100%)
岡山	19	9	8	1	9(100%)
鳴門教育	46	9	4	3	7(77.8%)
福岡教育	16	7	7	0	7(100%)
長崎	22	15	3	9	12(80.0%)
宮崎	24	15	8	5	13(86.7%)
聖徳	9	5	0	1	1(20.0%)
創価	35	20	15	4	19(95.0%)
玉川	14	7	5	1	6(85.7%)
帝京	10	3	1	0	1(33.3%)
早稲田	63	44	37	4	41(93.2%)
常葉学園	10	3	0	3	3(100%)
計	709	324	207	86	293(90.4%)

(注1)平成23年3月修了者(平成23年9月30日現在)の状況を取りまとめたものである。

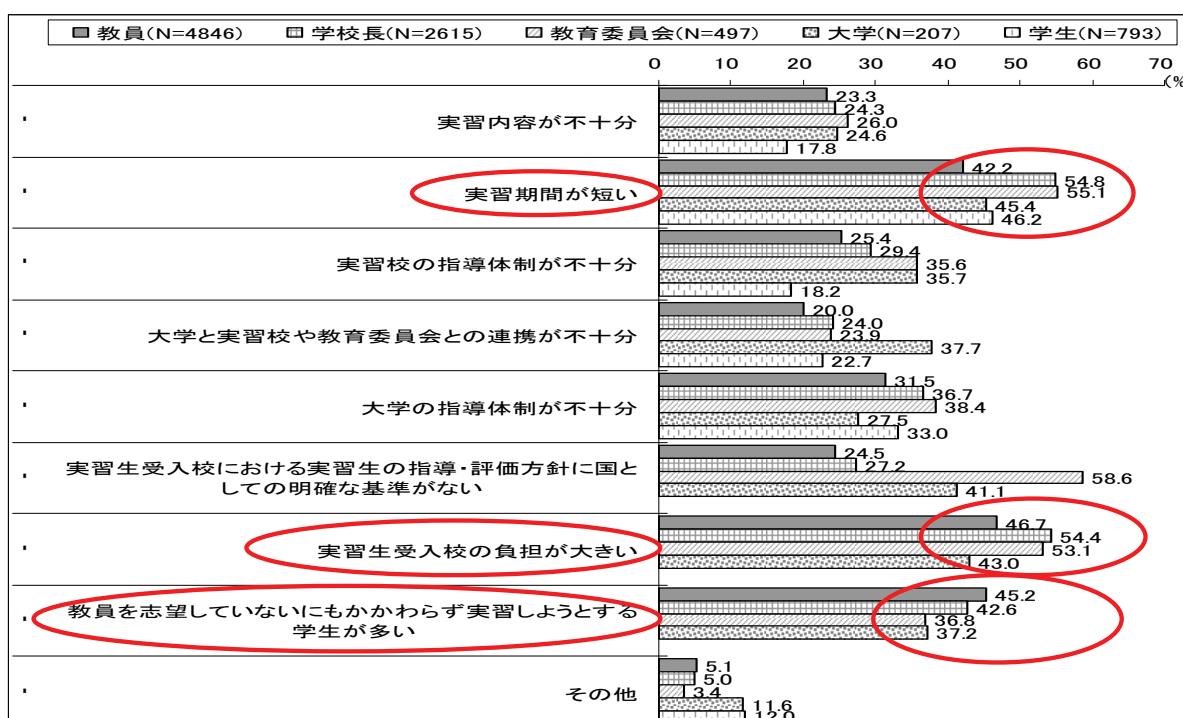
(注2)山梨大学教職大学院は平成22年度設置であり、修了者なし。

II-25. 教育実習の課題

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

教育実習については、「実習期間が短い」「実習受入れ校の負担が大きい」「教員を志望していないにもかかわらず実習しようとする学生が多い」を課題として挙げる割合が全般的に高い。

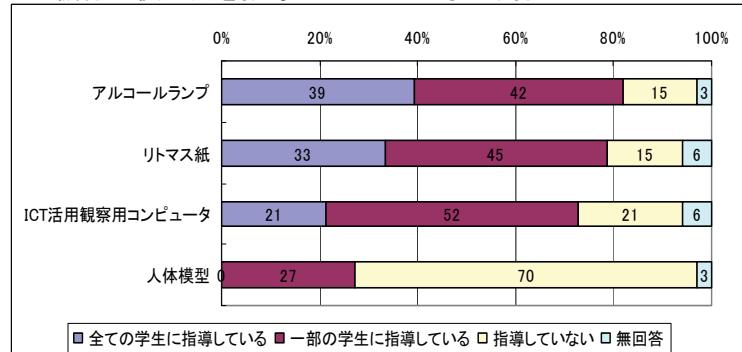
<教育実習について>



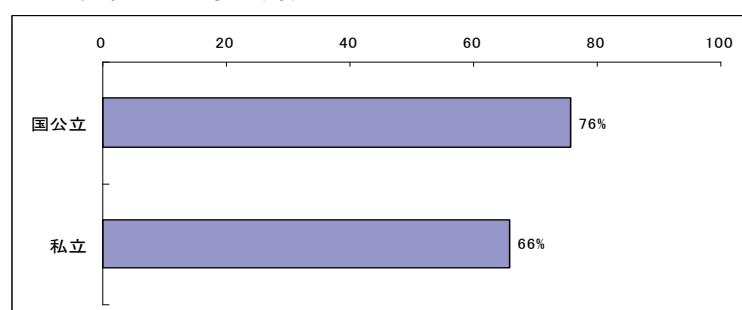
II-26. 小学校教員養成課程における理科教育の課題

教員養成課程では、授業時間が足りないため、実験等に関する指導が十分ではなく、学生の理科の知識不足や苦手意識がみられる。

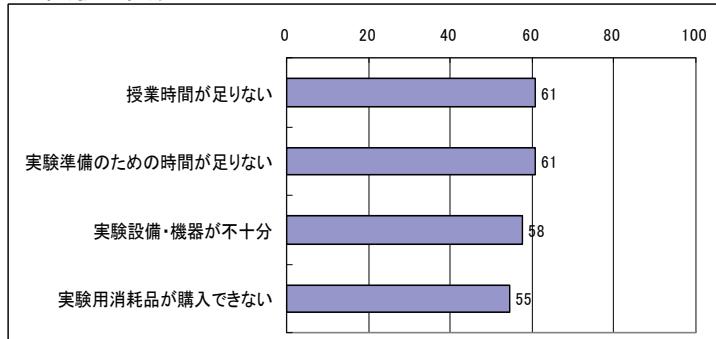
1. 機器の使用法を指導していない大学の割合(国公立大)



3. 学生の理科の基礎知識が身についていないと回答した大学の割合

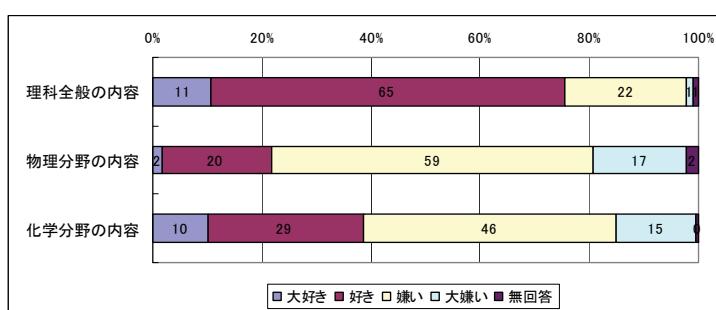


2. 実験が実施できない理由(国公立大学)



4. 学生の理科に対する認識

(理科を専修していない学生:国公立)



出典:「理科を教える小学校教員の養成に関する調査」
(独)科学技術振興機構理科教育支援センター(平成22年7月)

II-27. 各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)①

○ 教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～

(平成23年4月28日 文部科学省)

第六章 教員への支援の在り方

1. 教員の役割と情報通信技術の活用指導力養成

(教員の養成・採用)

○ 教職課程の認定を受け教員を養成する大学等においては、教育職員免許法施行規則により、「情報機器の操作(2単位)」や「教育課程及び指導法に関する科目」として「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」の履修が必須とされている。しかしながら、具体的な授業内容については、各大学の判断に委ねられており、これらの科目において教えられているのは主に情報機器やソフトウェアの使い方にとどまっているのではないかとの指摘もある。

○ 現在、中央教育審議会において、教員の資質能力の総合的な向上方策について検討されているところであり、この中で、情報教育、教科指導における情報通信技術の活用、校務の情報化の観点から、教員の免許の在り方等の課題について十分検討する必要がある。今後、中央教育審議会における検討を踏まえつつ、教員養成を行う大学や教職大学院等においては、教育委員会や教育センター等とも連携し、これらの課題に対応する新たな教員養成カリキュラムの開発やそれに基づく効果的な履修体制の構築等を図る必要がある。

○ 全国で様々な大学教員が教職課程の授業を担当しているが、そのICT活用指導力は必ずしも一様ではない。ICT活用指導力については、情報系の科目のみならず、教職課程における様々な授業科目の中で、大学教員が情報通信技術を活用して教えることが、教育効果を高める上でも、また学生が将来学校で情報通信技術を活用して指導できるようになるためにも重要と考えられる。

○ このことから、教職を目指す学生のICT活用指導力の向上に資するため、大学間における優れた実践に関する好事例の共有、教育の情報化について的確に指導できる大学教員の採用の促進、情報教育に関する研修について優れた取組を行っている教育センター等との連携などを促進することが重要である。

○ また、教員養成学部(附属学校を含む)をはじめ、教職課程等においては、教員を目指す学生が授業や実習を通じて情報端末・デジタル機器やソフトウェアに触れる機会の充実を図ることが必要である。教員養成学部と密接に連携して教育実習や教育研究を行う役割を果たしてきている附属学校、既に先進的に取り組んでいる学校については、教育の情報化と21世紀にふさわしい学びと学校の創造のために牽引的な役割を果たすことが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)②

○ 新たな情報通信技術戦略 工程表

(平成22年6月22日決定 平成24年7月4日改訂 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

2. 地域の絆の再生

(3)教育分野の取組

【今後の取組】

2012年度、2013年度

I. 学校教育の情報化

⑦ 教職課程における情報通信技術活用指導力の養成(教員の資質能力の向上方策の検討の中で議論)、現職教員研修体制の確立(すべての教員が情報通信技術を活用して指導できるようにし、地域間格差の解消)。

○ キャリア教育に関する報告書「学校が社会と協働して一日も早くすべての児童生徒に充実したキャリア教育を行うために」

(平成23年12月9日 キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議)

第2章 学校が社会と協働して「キャリア教育」を行うために学校、教育委員会は何をすべきなのか

3. 学校、教育委員会は何をすべきなのか

●教員養成の観点から

○ 現在、教員免許状取得に必要な科目の中に「キャリア教育」という用語は規定されていない。教職に関する科目としては、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」が設定されており、その中では、「進路指導の理論及び方法」のほか、「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」と合わせて、4単位以上の修得が必要とされている。

○ キャリア教育を学校教育の中に根付いたものにするためには、教員養成課程においてキャリア教育をどう位置付けていくべきかを検討していく必要がある。

○ 教員は今後、キャリア教育を通じ子どもたちに基礎的・汎用的能力を育成していくことも求められるが、更に学校外部の教育資源と学校とを結び付け、コーディネートをする役割なども求められる。加えて体験活動や職業人講話などの気づきや考えるきっかけなどを、子どもたちの知的、情緒的、社会的な発達につなげていくことも教員に必要な役割の一つである。

○ 現在、中央教育審議会では、教員養成の検討が行われているが、その検討の中で、キャリア教育の重要性や必要性に鑑み、大学の教員養成課程における位置付けについても検討することが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)③

○ 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)

(平成23年1月31日 中央教育審議会)

第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策

2. キャリア教育の充実方策

(3)教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

① 教職員の意識や指導力の向上

○ 加えて、教員養成において、キャリア教育に関する必要な知識や指導方法を修得させることも、指導力の向上を図る上で効果的と考えられる。このため、教員養成課程の中でキャリア教育に関する内容を充実することについて、今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行っていく中で検討されることが期待される。

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

(2)専門学科における職業教育

(4)専門学科における職業教育の充実のための環境整備

(イ)教員の指導力の向上、実務経験を有する者の教員への登用の促進

○ また、地元企業を退職した熟練の知識・技能を有する者等、実務経験を有する者が学校で指導することも必要である。このため、教員採用に当たり、特定の経歴等を持つ者に対する選考方法や、特別免許状を活用した選考等の事例集を作成・配布するなど特別非常勤講師制度・特別免許状制度の活用や、チームティーチング等による専門学科の取組を促すことが考えられる。

今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行っていく中で、専門学科の教員の免許状の在り方についても検討していくことが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)④

- 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ
(平成23年9月30日 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議)

2.今後の防災教育・防災管理等の考え方と施策の方向性

(2) 防災管理・組織活動

①学校において学校安全の中核となる教職員等への効果的な研修の推進

○さらに、防災教育等を含む安全教育等は学校の教育活動全体を通し、組織的に全ての教職員が関わりながら実践されることから、各校種の教員の養成段階で学校安全を学修する機会を設ける等のほか、経験年数に応じた教員研修、教員免許更新講習等において講習等を充実させ、全ての教職員が安全教育、安全管理、組織活動についての基礎を学べる体制を整備していくこと等について、今後の検討が望まれる。

○ スポーツ基本計画

(平成24年3月 文部科学大臣)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

(2)学校の体育に関する活動の充実

③今後の具体的施策展開

- 大学においては、大学の自主性に基づき、教員養成課程において、健康や安全、障害者に配慮した体育の授業や運動部活動の指導・経営・調整に必要な確かな力量等を備えた教員を養成するため、学校現場と連携とともに、カリキュラムや学習方法の一層の改善を図ることが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑤

○ 消費者教育推進会議の報告

(平成24年4月6日 消費者教育推進会議)

3.「学校での消費者教育」

(1)教員研修の充実

ア 現状

消費者教育に関する教員の指導力向上のためには、学校の設置者である都道府県教育委員会等において、教育委員会と消費者担当部局が連携して研修を行うことや様々な研修を行っている消費者関係団体と連携・協力を進めることなどによる地域ごとのきめ細かな教員研修体制の充実が課題であると考えられる。

○ 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために「国民の読書推進に関する協力者会議」報告

(平成23年9月2日 国民の読書推進に関する協力者会議)

第3章 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために ~3つの提言~

提言1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる

<提言のポイント>

② 司書や司書教諭等の読書に関する専門的職員を充実する

すべての学校で読書に関する教育を保障するためのカリキュラムや指導計画が必要であり、それを実現するため、学校の教育課程に「読書」ないしは「共読学習」というべきものを組み込むことや、現在学校図書館法等で当分の間11学級以下の学校には置かないことができるとしている司書教諭をすべての学校に必置とし、その専任化を推進すること、司書教諭資格の取得を進めること、学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」)の配置やその常勤化を推進する方策についても検討されるべきである。また、教員の役割的重要性にかんがみ、教員養成に当たって、各大学の自主的判断のもと読書に関する指導力向上や図書館活用教育の向上を図るため、例えば「読書教育」、「図書館活用教育」、「リテラシー教育」などを導入することについても検討されるべきである。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑥

○わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画

(平成23年6月3日改訂「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議)

4. ESDの推進方策

(2)国内における具体的な推進方策

(二)能力開発、人材育成

なお、大学の教職課程において、ESDに関する内容を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法が教授されるよう促します。

(3)各主体に期待される取組

(チ)教員養成・研修機関

教員がESDに関する知識や技能を有していることにより、幼児、児童生徒への効果的なESDが可能となるため、教員養成・研修機関には以下のような取組や役割が期待されます。

- ・大学の教育学部等の教職課程において、ESDについて積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授すること。

○環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針

(平成16年9月24日 閣議決定)

2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(2)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

①学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

イ学校の教職員の資質の向上

さらに、大学の教育学部等の教員養成課程においても、環境教育を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授することが必要です。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑦

○中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告

(中央教育審議会初等中等教育分科会(第80回) 配付資料)

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

- インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

○第3次男女共同参画基本計画

(平成22年12月17日 閣議決定)

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

1 男女平等を推進する教育・学習

ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進

- ・教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進する。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑧

- 子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～
(平成23年7月5日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議)

4. さらに検討していくべき中長期的課題

<教職員の養成に関する課題>

「地域とともにある学校」を担う教職員、管理職の養成・確保をいかにしていくべきか。

- ①管理職養成の在り方(資格制度、教職大学院の在り方等)
- ②教職員の養成・採用・研修の在り方(免許制度、教職課程の在り方等)

等について、総合的な検討が必要。

- 中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理

(平成23年7月 中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会)

2. 特色ある教育の展開について

- なお、現在、中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会において議論されているように、学校現場で起きている学校間の接続に起因する問題に十分対応できるようにするために、教員が隣接する学校種においても指導できる力量を、養成段階において身に付けることが必要となっていることから、例えば、中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を併せ、「中等教育免許状」とすることなどの是非について、今後検討を進めていくことが必要である。

- 小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理

(平成24年7月 中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会)

6. 教員人事、教員免許

(2)教員免許

- 教職生活全体を通じて学び続ける教員を支援するため、教員養成、教員免許制度に関する改革の方向性や研修等の改善方策について審議した、教員の資質能力向上特別部会においては、「義務教育免許状」など、複数の学校種をまとめた教員免許状の創設は、要修得単位数の増加の課題等もあり、中長期的な検討課題とされているが、今後、更なる隣接校種の教員免許状の取得促進のため、例えば、複数免許状を取得する場合の最低修得単位数の設定の在り方について検討する必要がある。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑨

- 国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的な施策～英語を学ぶ意欲と使う機会の充実を通じた確かなコミュニケーション能力の育成に向けて～

(平成23年6月30日 外国語能力の向上に関する検討会)

4. 英語力向上のための5つの提言

- ④英語教員に自信と力を与えるとともに、学校・地域における戦略的な英語教育改善を図る。

(英語教員に自信と力を)

さらに、教員養成課程においては、生徒の英語力の向上に資する英語教員の英語力・指導力を育成するよう改善・充実を図っていくべきである。また、小学校教員の教職課程においては、外国語活動に関する科目的開設をさらに進めるべきである。

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について(答申)

(平成23年1月31日 文化審議会)

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

5. 国語の正しい理解

学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修の各段階において、国語力に重点を置いた取組を進める。

- 科学技術基本計画

(平成23年8月19日 閣議決定)

IV. 基礎研究及び人材育成の強化

3. 科学技術を担う人材の育成

(3)次代を担う人材の育成

<推進方策>

- ・国は、教育委員会と大学が連携し、現職教員研修や教員養成課程において、科学技術に触れる機会、観察や実験を行う実習の機会を充実するよう求める。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑩

○理科教育の復興策に関する提言

(平成22年12月 地球を考える会)

4. 理科教育の危機的状況の改革を促進すること

小学校で理科を教える教員の多くが、理科の観察実験指導に苦手意識をもちつつ理科を教えている。中学校理科教員においても、指導が苦手な分野をもつ教員が少なくない。特に若手教員にその割合が高く、苦手意識を克服する研修機会も殆どない状況である。理科の基礎的指導力に関する研修機会を一刻も早く充実させるとともに、基礎的な観察実験能力を習得させていない大学における現在の教員養成システムを改革することを要望する。特に小学校の教員の養成において、理科に関する教育をより充実すべきである。具体的には、小・中・高校の各段階で、理科を教える教員に必須の知識と技能を基準として示し、養成段階でその基準に到達できるようにすべきである。教員を目指す学生には、高校で一定範囲の理科の履修を大学入学要件に課すことも検討すべきである。

○成長を支える人材の育成に関する研究会 最終報告

(平成23年3月4日 産業競争力懇談会(COCN))

3. 課題・産業界の対応・行政への期待

(4) 理科教育を取巻く環境

【課題】

- ・大学教育学部等で小学校教員を目指す学生は文系学生である。大学受験時に理科を選択している学生が少ないと、特に小学校教員採用者の約50%を占める私立大学出身者は、大学受験の時に理科科目を全く受けていない。従って、理科を好きな学生は少なく、理科になじみが乏しいので、理科に関する知識が不十分と言える。
- ・小学校の教員免許を取得するために理科科目に関して必要な履修科目はいわゆる「理科指導内容」と「理科指導法」の2科目、計4単位である。これを履修すれば、教育実習を経て小学校で理科を教えることができるなど、理科教育を行う上で基礎学力および訓練が不足している感がある。

【行政への期待】

- ・教育の場面での理科離れ問題への対応の最大のポイントは、先生方の理科教育の力を伸ばすことである。まずは、教員養成の場である大学の教育学部で、理科が好きで、理科教育にも熱心に取り組める教員を養成することが第一といえる。そのためには、学生の選抜を含めて、教員養成課程のカリキュラムを見直すことが選択肢の一つと考えられる。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑪

○理科好きの子どもを育てるための提言

(平成22年8月 技術同友会)

現状認識

③ 理科系がよく分かる教師が少ない

小学校の教師になるには、多くの専門単位を取らなければならないので、理系の学生には難しい。教員養成課程では理科教育法は数単位で免許の取得が可能で、また教員養成課程への入学も文系の受験勉強で可能なので、現実には理系のバックグラウンドでない教員が理科を教えることが多くなる。結局、理科系がよくわかる先生があまり多くないということが問題である。

○理科系人材問題解決への新たな挑戦

(平成22年6月28日 公益社団法人経済同友会)

3. 理科系人材問題の解決に向けた挑戦・政策

(6) 教員の確保と資質向上

- ①理科好きな教員を増やすため、そして初等教育から専門性を持つ教員による授業を行うために、理科系学部でも小学校教員免許の取得を可能にする
- ②教員の社会性と専門性を継続的に向上させるために、リカレント教育や教職大学院と理科系大学院の連携の強化など、教員養成方法を改善する

○知識基盤社会を牽引する人材の育成と活躍の促進に向けて

(平成21年8月31日 科学技術・学術審議会人材委員会)

第4章 次代を担う人材の育成

1. 才能を見出し、伸ばす取組の充実

(1) 理数好きな子どもの裾野の拡大

一方、教員に関しては、現状では、小学校の教員の約6割が理科を指導するのが苦手という調査もあることから、例えば、大学は、教員養成の段階において、教育委員会等と連携して、観察・実験実習の機会を増やすとともに、科学技術と社会とのつながりに関する講義を充実させるなどの取組を進めるべきである(図56)。また、理科専科や小・中学校の連携等により、理工系出身者を小学校の教員として登用していくことも進めるべきである。国は、引き続き、小中学校の理数教育指導において中核的役割を果たす教員の養成を支援すべきである。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑫

○科学技術立国を担う人材育成の取り組みと施策 報告書

(平成23年6月2日 公益社団法人 経済同友会)

3. 【取り組みと施策】幼少期からの「理科離れ」解消策とキャリア形成の支援を

B) 理科好きの教員の拡充を

子供の学力向上には、教員の指導力が非常に大きく関係している。小学校においては、理科系出身の教員が極端に少ないことや教員自身が理科嫌いであること等の指摘もある。教員の理数教科の指導力強化のみならず、理科好きの教員による魅力溢れる授業運営などを早期実現しなければならない。なお、理科好きの教員に関しては小学校が注目されがちであるが、中学校においても同様の問題意識を持って対応する必要がある。

①教員養成課程における理科系科目の内容の一層の拡充を図る。②小学校の理科の専門教員を導入する。さらに、理科系学部でも免許取得を可能にする。

○新しい高校地理・歴史教育の創造 提言

(平成23年8月3日 日本学術会議 高校地理歴史科教育に関する分科会)

(3) 大学における高校教員の養成課程の改革

① 世界史・日本史

i)高校教員の養成課程編成にあたっては、教育現場の課題に対応できる教員の生活指導力の育成と専門教科の指導力(知識の伝達だけでなく、教材開発力や歴史認識の育成など)の両面をのばせる工夫を図る、ii)大学における日本史、東洋史、西洋史の3区分は高校教育における世界史と日本史の区分とずれており、少なくとも高校教員の養成課程においては東洋史と西洋史の融合を進めるとともに、東アジア史などの設定により日本史と世界史の融合した教育を促進、とくに、歴史基礎が新設される場合には、それに対応した教職科目的新設が必要、iii)教員の問題解決力や教材開発力を育成するために教職課程では演習方式による歴史教育法の充実を図る、iv)「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の中間に「教科内容に関する科目」を設定する場合には、各大学の自主的なカリキュラム編成を尊重すべきである。

② 地理

i)近年の教職実践力の強化を重視し、教科専門力を軽視する傾向を是正し、「教科に関する科目」だけでなく、「教科又は教職に関する科目」の枠組みでも積極的に地理学関係の科目を設置する、ii)「経済地理学・都市地理学」、「文化地理学」、「歴史地理学」、「地理情報学」(地図・GIS概論)など多様なカリキュラムを提供するとともに、「教授法」や「教材研究」の設定が必要、iii)「教科に関する科目」のなかに科目名「地図/GIS実習(コンピュータ活用を含む)」を設置するのが望ましいが、法改正に至るまでにも「教科又は教職に関する科目」として調査実習やGIS技法の修得を行うことを推進する、iv)以上のカリキュラム改革の実現のためには、地理学関係の教員増員や大学入試における地理科目的増加を教職課程のある全国の大学関係者に働きかけ

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑬

○ これからの教師の科学的教養と教員養成の在り方について

(平成19年6月22日 日本学術会議)

4 科学的教養のための教師教育政策への長期的提言

(1) 教員養成を学部レベルの教育から大学院レベルの教育に移行する改革の実施

日本における教員養成はいまだ学部段階を中心としており、他の多くの先進諸国に比べ高度な教養の育成を大学院で実施する点では大幅に立ち遅れた状況にある。今後学部段階において専門基礎の学習と科学的教養を培い、教員養成を専門家教育として修士課程を中心に行うよう、教員養成制度全体をグレードアップしていく必要があり、また実践を通してその高度専門職性を認定していくことが必要である。

○高等学校における地理歴史科の履修形態の改善に関する要請

(平成22年4月16日 地理学連携機構)

世界史のみ必修という制度は、教員免許取得上でも問題を抱えています。高等学校地理歴史科教員免許状の取得のために、高等学校で世界史と日本史しか履修していない学生が、大学においてわずかな地理学の単位を取得するだけで地理歴史科の免許を取得し、高等学校の現場に出る傾向が増加しています。すなわち、中学校レベルの知識と大学での最低限の単位取得のみで高等学校の地理の授業を担当することになります。

○現代的課題を切り拓く地理教育

(平成19年9月20日 日本学術会議 人文・経済地理と地域教育分科会、人類学分科会)

2.6 地図/GISに関する教員のスキルの向上と教育現場での地図/GIS利活用の推進

地図/GISに関する基礎的知識や技能の習得により、地理空間情報を活用した学習の習慣を身につけ、地域の自然、文化や歴史に愛着を感じ、地域づくりに参画できる能力、国際化や地方分権を理解する人材を育成することが求められている。学校教育の中で地図/GISを積極的に利活用することが重要であるが、そのためには、教員の地図/GISに関する基礎知識や技能の向上が必要である。地理教育の充実を図るべく教員養成カリキュラムに地図/GISに関する科目を新設し、現職教員への地図/GIS研修なども実施すること。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑯

- 学校教育を中心とした環境教育の充実に向けて 提言
(平成20年8月28日 日本学術会議 環境思想・環境教育分科会)

2 現状及び問題点

(3) 教員養成課程における現状及び問題点

教員もまた一市民であり、時代の進路を定めるための基礎知識を持たなくてはならない。地球環境の悪化を食い止めるために、子どもの教育にかかわる全ての教員に環境知識、体験活動が必須である。

教員養成課程においても、教員になるすべての学生に環境学概論、環境教育論を必修とするほか、選択科目として環境関連科目を学び、同時に自然体験実習や生活体験、ボランティア体験などを義務付けるべきである。

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)
(平成20年1月17日 中央教育審議会)

9. 教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等

(3) 効果的・効率的な指導のための諸方策

(教師の資質向上)

○ なお、社会の激しい変動や学校教育が抱える課題の複雑化・多様化等の中で、教師に対する搖るぎない信頼を確立していくためには、大学における養成段階が重要であることは言うまでもない。まず、教員養成大学・学部をはじめとする大学が、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむための観察・実験やレポートの作成、論述といった体験的な学習や知識・技能を活用する学習活動を重視するといった学校教育の改善の方向性や動向を十分に踏まえる必要がある。その上で、学部段階で、教師として必要な資質・能力を身に付けさせ、今回創設された「教職大学院」では、より高度な専門性を備えた力量のある教師を養成することが求められる。大学は、このような使命を十分自覚し、国民や社会の要請に応える必要がある。なお、教員養成大学・学部は、附属学校も含めて、効果的な指導方法についての研究成果などに基づいて、相互の交流等を通じた継続的な学校への支援が求められるとともに、特に市町村教育委員会の指導力の向上にも大きな役割を果たすことが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑯

- 学校安全の推進に関する計画の策定について
(平成24年3月21日 中央教育審議会)

3 学校における安全に関する組織的取組の推進

(4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進

○ 教職を志す学生が学校安全に関する知識技能を修得することができるよう、教員養成課程などにおいて、行政や学校現場で行われている安全教育に関する新しい動きを学ぶことができるようにする取組について検討することが必要である。

○ 国は、教員養成段階にある学生への学校安全に関する教育について、各大学の自主性を踏まえつつ、教員養成課程で学ぶことが必要な内容を整理するとともに、学校安全に関連する講義の開設や教育実習での学校安全に係る業務の実施など積極的な取組がなされるよう促す。

○ 大学の教員養成課程において、学校危機に対する予防プログラムを開発したり、そのプログラムを研究授業などに活用する取組などを国が支援しており、引き続き、このような大学の取組を地域の実情に応じて展開することについて支援する。

II－28. 近年の教員養成・免許制度の主な改革

○:免許制度に係るもの　※:大学等の設置に係るもの

○ 昭和63年

- ・普通免許状の種類を専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類に
- ・二種免許状のみ有する教員に一種免許状取得の努力義務を課す
- ・免許状授与に必要な専門教育科目の単位数の引き上げ
(例:小学校一種免許状11単位増)
- ・社会人の学校教育への活用
(特別免許状、特別非常勤講師制度の創設)

○ 平成9年

- ・小・中学校の普通免許状取得希望者に介護等体験の義務付け(7日間)

○ 平成10年

- ・教員養成カリキュラムの柔軟な編成を可能とする方式の導入
(「教科又は教職に関する科目」の新設)
- ・教職に関する科目の充実
(例:中学校一種免許状 19単位→31単位)
- ・社会人活用の促進
(特別免許状の対象教科の拡大、有効期限の延長等)

○ 平成12年

- ・現職教員が専修免許状を取得する際に必要な単位数について、在職年数に応じた低減措置を廃止
(6単位まで低減→15単位の修得が必要)
- ・高等学校の免許教科の新設(情報、福祉等)
- ・特別免許状保有者が普通免許状を取得できる制度の創設

○ 平成14年

- ・他校種免許状による専科担任制度の拡充
- ・隣接校種免許状の取得の促進
- ・特別免許状制度の改善(学士要件、有効期限の撤廃)
- ・免許状の失効等に係る措置の強化
(懲戒免職処分を受けた者は免許状失効等)

○ 平成16年

- ・栄養教諭免許状の創設

※ 平成17年

○ 平成18年

- ・特別支援学校教諭免許状の創設

- ・教員分野に係る大学の設置等に関する抑制方針を撤廃

○ 平成19年

- ・教員免許更新制の創設

※ 平成19年

- ・教職大学院制度の創設

○ 平成20年

- ・教職実践演習の新設、教職課程への是正勧告・認定取消しの制度化

III-1. 新規採用教員の学歴について

区分	採用総数(人)	教員養成系		一般系				
		大学院	大学	大学院	大学	短期大学	その他	
幼稚園	国立	11	45. 5%	18. 2%	0%	18. 2%	18. 2%	0%
	公立	1, 611	0. 7%	16. 2%	0. 1%	18. 0%	63. 1%	2. 0%
	私立	9, 742	0. 2%	6. 1%	0. 3%	16. 0%	75. 6%	1. 8%
	計	11, 364	0. 3%	7. 5%	0. 3%	16. 2%	73. 8%	1. 8%
小学校	国立	37	35. 1%	35. 1%	0%	27. 0%	2. 7%	0%
	公立	16, 994	4. 0%	47. 5%	1. 1%	39. 3%	7. 7%	0. 5%
	私立	358	4. 7%	32. 4%	8. 4%	47. 8%	6. 4%	0. 3%
	計	17, 389	4. 0%	47. 1%	1. 2%	39. 4%	7. 7%	0. 5%
中学校	国立	33	36. 4%	36. 4%	15. 2%	12. 1%	0%	0%
	公立	9, 908	5. 2%	31. 0%	4. 4%	54. 9%	4. 3%	0. 2%
	私立	978	5. 3%	10. 8%	22. 5%	59. 6%	0. 9%	0. 8%
	計	10, 919	5. 3%	29. 2%	6. 1%	55. 2%	4. 0%	0. 3%
高等学校	国立	15	13. 3%	20. 0%	40. 0%	26. 7%	0%	0%
	公立	5, 207	5. 2%	15. 1%	13. 7%	63. 8%	1. 7%	0. 4%
	私立	3, 237	4. 4%	11. 2%	16. 3%	64. 7%	2. 0%	1. 4%
	計	8, 459	4. 9%	13. 6%	14. 8%	64. 1%	1. 8%	0. 8%

平成21年度に、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、助教諭、養護教諭及び栄養教諭として採用された教員の数である。

(平成22年度学校教員統計調査)

III-2. 教員の採用について

区分	採用・雇用	根拠法令
国立学校教員 私立学校教員	労働契約の締結による雇用	労働基準法
公立学校教員	選考による採用	地方公務員法 教育公務員特例法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(参考) 一般行政職員	競争試験による採用 (一部選考による採用もあり)	国家公務員法 地方公務員法

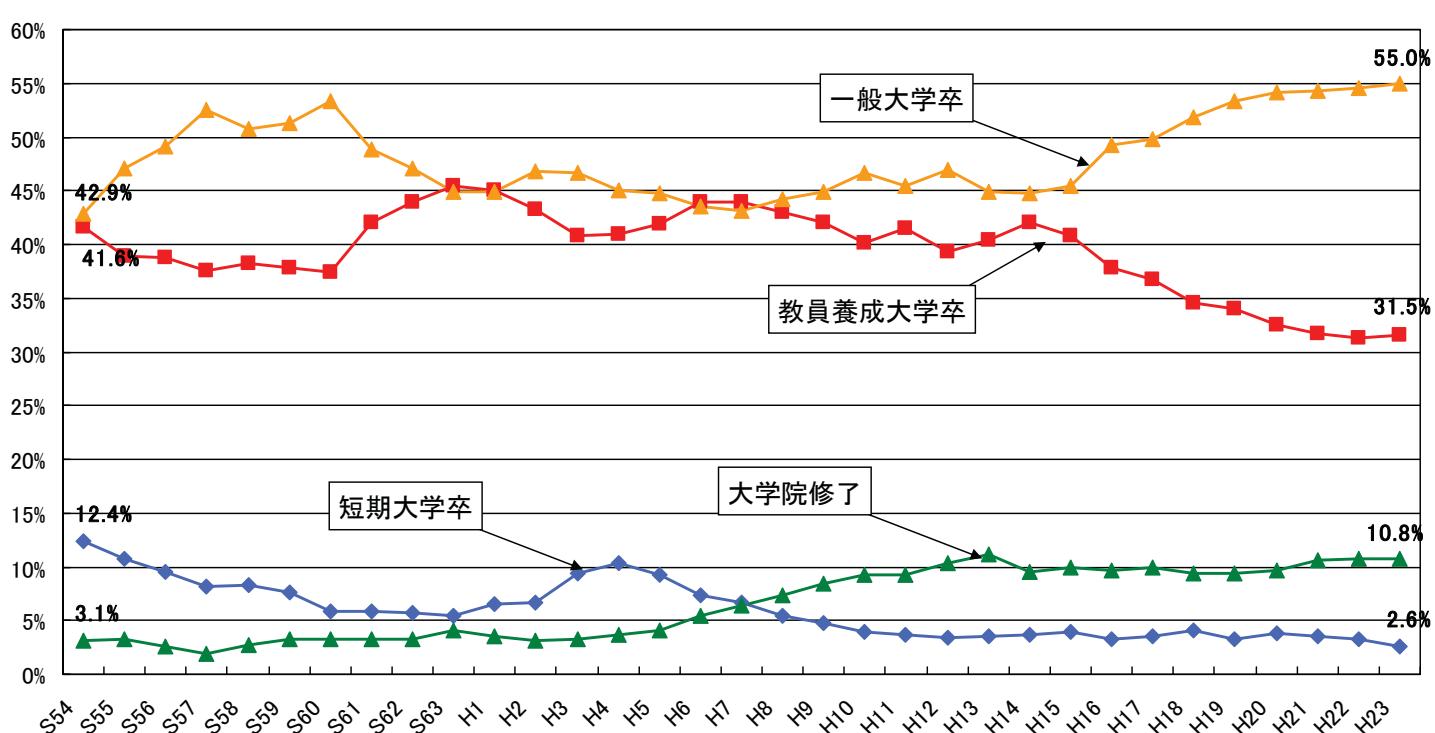
III-3. 公立学校教員採用試験における受験者数及び採用者数の推移

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
小学校	受験者数(A)	49,437	50,139	50,446	51,973	51,763	53,398	53,061	51,804	54,418	57,817
	採用者数(B)	7,787	9,431	10,483	11,522	12,430	11,588	12,372	12,437	12,284	12,883
	採用倍率(A/B)	6.3	5.3	4.8	4.5	4.2	4.6	4.3	4.2	4.4	4.5
中学校	受験者数(A)	46,574	50,057	53,871	59,845	59,879	60,527	58,647	56,568	59,060	63,125
	採用者数(B)	3,871	4,226	4,572	5,100	5,118	6,170	6,470	6,717	6,807	8,068
	採用倍率(A/B)	12.0	11.8	11.8	11.7	11.7	9.8	9.1	8.4	8.7	7.8
高等学校	受験者数(A)	42,349	42,413	42,206	38,581	35,593	36,445	33,895	33,371	34,748	37,629
	採用者数(B)	3,044	3,051	2,985	2,754	2,674	2,563	3,139	3,567	4,287	4,904
	採用倍率(A/B)	13.9	13.9	14.1	14.0	13.3	14.2	10.8	9.4	8.1	7.7
特別支援学校	受験者数(A)	5,617	5,703	6,094	5,908	6,012	6,215	6,827	7,322	8,092	8,939
	採用者数(B)	1,278	1,399	1,525	1,486	1,480	1,413	1,939	2,104	2,365	2,533
	採用倍率(A/B)	4.4	4.1	4.0	4.0	4.1	4.4	3.5	3.5	3.4	3.5
養護教諭	受験者数(A)	7,000	7,312	7,740	8,086	8,196	8,362	8,611	8,989	9,228	9,552
	採用者数(B)	708	694	749	744	835	840	886	973	982	1,095
	採用倍率(A/B)	9.9	10.5	10.3	10.9	9.8	10.0	9.7	9.2	9.4	8.7
栄養教諭	受験者数(A)	-	-	-	-	-	304	259	820	1,201	1,318
	採用者数(B)	-	-	-	-	-	73	44	99	161	150
	採用倍率(A/B)	-	-	-	-	-	4.2	5.9	8.3	7.5	8.8
合計	受験者数(A)	150,977	155,624	160,357	164,393	161,443	165,251	161,300	158,874	166,747	178,380
	採用者数(B)	16,688	18,801	20,314	21,606	22,537	22,647	24,850	25,897	26,886	29,633
	採用倍率(A/B)	9.0	8.3	7.9	7.6	7.2	7.3	6.5	6.1	6.2	6.0

(教職員課調べ)

III-4. 公立学校教員採用試験における学歴別採用者の状況

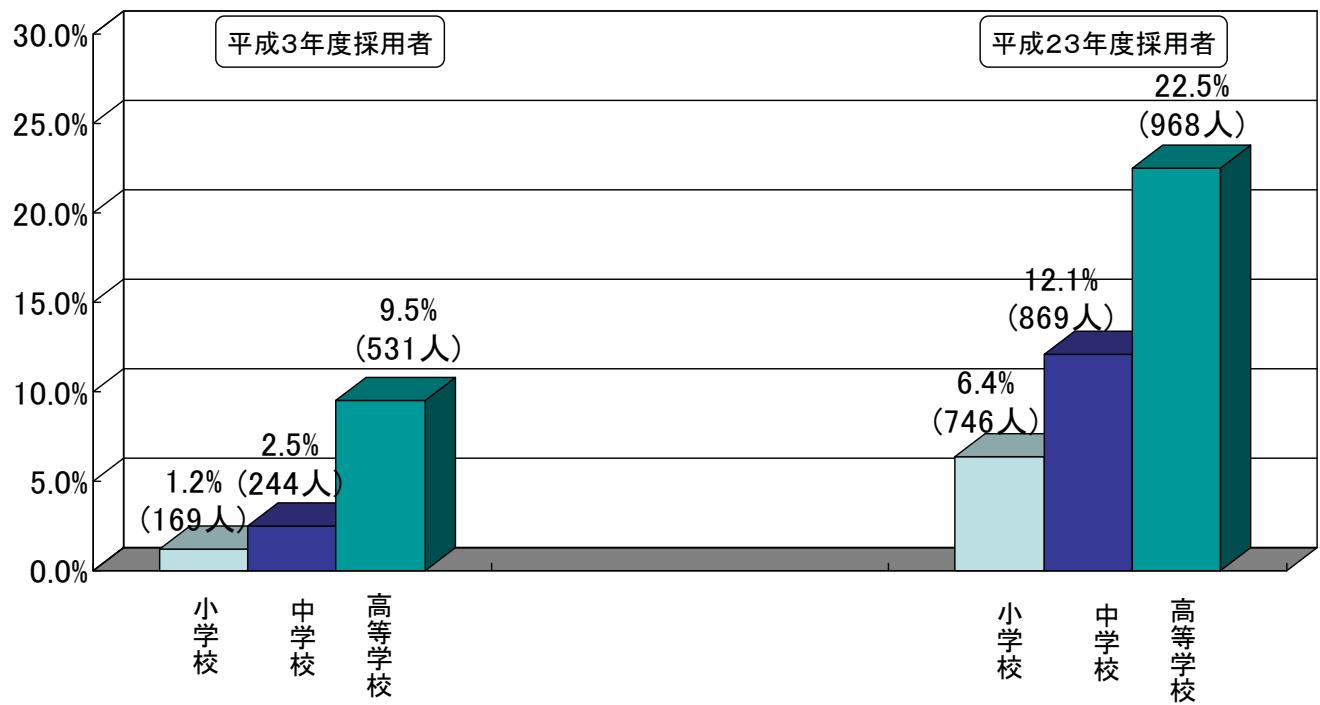
○公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の学歴別採用者の割合



(教職員課調べ)

III-5. 公立学校教員採用試験における大学院修了者の状況

○採用者に占める大学院修了者の割合



(教職員課調べ)

III-6. 公立学校教員採用試験における受験者数及び採用者数 (平成23年度採用者)

(単位:人)

区分	受験者数(A)		採用者数(B)		採用倍率(A/B)	
		うち女性		うち女性		うち女性
小学校	57,817	33,354	12,883	8,102	4.5倍	4.1倍
中学校	63,125	28,420	8,068	3,600	7.8倍	7.8倍
高等学校	37,629	13,702	4,904	1,843	7.7倍	7.6倍
特別支援学校	8,939	5,500	2,533	1,617	3.5倍	5.5倍
養護教諭	9,552	9,421	1,095	1,092	8.7倍	8.7倍
栄養教諭	1,318	1,250	150	145	8.8倍	9.1倍
計	178,380	91,647	29,633	16,399	6.0倍	10.9倍

(平成23年度教職員課調べ)

注1：採用者数は、平成23年6月1日までに採用された数である。

2：学校種の試験区分を設けずに選考を行っている県市の受験者数は、小学校的受験者数に含んでいる。

3：中学校と高等学校の試験区分を設けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校的受験者数に含んでいる。

4：特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で選考試験を実施している県市の数である。

III-7. 平成23年度各県市別受験者数、採用者数、採用倍率②

小学校				中学校				高等学校			
都道府県	受験者数	採用者数	採用倍率	都道府県	受験者数	採用者数	採用倍率	都道府県	受験者数	採用者数	採用倍率
岩手県	518	16	32.38	鳥取県	400	17	23.53	京都市	156	7	22.29
青森県	574	31	18.52	秋田県	333	16	20.81	沖縄県	1,844	94	19.62
長崎県	575	42	13.69	福島県	862	54	15.96	鳥取県	98	5	19.60
宮崎県	473	41	11.54	長崎県	540	35	15.43	福岡県	1,343	71	18.92
福島県	779	77	10.12	宮崎県	533	35	15.23	大分県	598	35	17.09
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
堺市	587	207	3.30	大阪府	2,894	591	4.90	神戸市	36	6	6.00
広島県	959	320	3.00	静岡県	772	163	4.74	香川県	344	59	5.83
滋賀県	585	207	2.83	群馬県	882	200	4.41	大阪府	3,166	602	5.26
岐阜県	757	271	2.79	岐阜県	665	166	4.01	岐阜県	660	129	5.12
富山県	353	137	2.58	大阪市	897	255	3.52	川崎市	35	9	3.89
全国	57,817	12,883	4.49	全国	63,125	8,068	7.82	全国	37,629	4,904	7.67

※広島県には、広島市分を含む。

(平成23年度教職員課調べ)

III-8. 公立学校教員採用試験における受験者及び採用者の学歴別内訳 (平成23年度採用者)

(単位:人)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者数	教員養成大学・学部	17,165	8,800	3,296	2,017	1,394	10	32,682
	一般大学	29,899	43,078	25,984	5,294	4,637	862	109,754
	短期大学等	3,416	1,725	104	266	2,812	324	8,647
	大学院	3,393	6,090	5,771	921	260	32	16,467
	計	53,873	59,693	35,155	8,498	9,103	1,228	167,550
採用者数	教員養成大学 ・学部	4,885 (41.6%)	1,989 (27.6%)	605 (14.1%)	703 (28.9%)	278 (27.4%)	1 (0.7%)	8,461 (31.5%)
	一般大学	5,772 (49.1%)	4,274 (59.4%)	2,713 (63.3%)	1,386 (57.4%)	503 (49.6%)	112 (79.4%)	14,760 (55.0%)
	短期大学等	342 (2.9%)	69 (1.0%)	10 (0.2%)	63 (2.6%)	199 (19.6%)	25 (17.7%)	708 (2.6%)
	大学院	746 (6.4%)	869 (12.1%)	968 (22.5%)	283 (11.6%)	35 (3.4%)	3 (2.1%)	2,904 (10.8%)
	計	11,745	7,201	4,296	2,435	1,015	141	26,833
採用率(%)	教員養成大学 ・学部	28.5%	22.6%	18.4%	34.9%	19.9%	10.0%	25.9%
	一般大学	19.3%	9.9%	10.4%	26.2%	10.8%	13.0%	13.4%
	短期大学等	10.0%	4.0%	9.6%	23.7%	7.1%	7.7%	8.2%
	大学院	22.0%	14.3%	16.8%	30.7%	13.5%	9.4%	17.6%
	計	21.8%	12.1%	12.2%	28.7%	11.2%	11.5%	16.0%

注1：「教員養成大学・学部」は、国立の教員養成大学又は教員養成学部の出身者の数である。

(平成23年度教職員課調べ)

2：「短期大学等」には、指定教員養成機関等を含む。

3：「採用者数」の（ ）内の数は、学校種ごとの採用者数に対する割合である。

4：採用率(%) = 採用者数 ÷ 受験者数 × 100

5：大阪府は、受験者・採用者の学歴等を把握していないため、横浜市は、受験者・採用者の学歴等の集計方法が本調査と異なるため、それぞれの自治体の受験者数・採用者数を除いた人数を基に計算している。

6：堺市は、受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まれていない。

III-9. 平成23年度新採用教員の前歴について

①小学校

都道府県 指定都市	採用者数				
	新規学卒者	教職経験者	民間企業等 勤務経験者	その他の 既卒者	
1 北海道	339	117	201	10	11
2 青森県	31	4	25	0	2
3 岩手県	16	7	8	1	0
4 宮城県	110	30	74	1	5
5 秋田県	20	1	19	0	0
6 山形県	87	41	43	2	1
7 福島県	77	29	39	7	2
8 茨城県	184	54	93	20	17
9 栃木県	133	46	78	9	0
10 群馬県	129	49	71	2	7
11 埼玉県	647	237	272	123	15
12 千葉県	606	296	224	62	24
13 東京都	1,590	594	786	25	185
14 神奈川県	441	229	0	0	212
15 新潟県	190	64	106	15	5
16 富山県	137	57	73	4	3
17 石川県	162	29	122	0	11
18 福井県	37	5	32	0	0
19 山梨県	39	9	17	0	13
20 長野県	111	41	67	1	2
21 岐阜県	271	108	161	1	1
22 静岡県	164	80	65	1	18
23 愛知県	730	388	238	43	61
24 三重県	206	80	112	8	6
25 滋賀県	207	88	25	20	74
26 京都府	181	90	80	1	10
27 大阪府	774	-	-	-	-
28 兵庫県	454	167	203	5	79
29 奈良県	219	122	84	3	10
30 和歌山县	126	32	71	2	21
31 鳥取県	50	2	48	0	0
32 島根県	81	22	55	2	2
33 岡山県	181	57	116	0	8

*大阪府については、採用者の前歴に関するデータなし。

*神奈川県、熊本県、横浜市及び堺市については、既卒者の前歴に関する内訳データがないため、全て「その他既卒者」としている。 (教職員課調べ)

都道府県 指定都市	採用者数				
	新規学卒者	教職経験者	民間企業等 勤務経験者	その他の 既卒者	
34 広島県	192	92	76	18	6
35 山口県	121	26	82	9	4
36 徳島県	93	35	57	1	0
37 香川県	133	31	102	0	0
38 愛媛県	70	22	4	3	41
39 高知県	57	15	36	6	0
40 福岡県	196	70	113	4	9
41 佐賀県	48	18	15	2	13
42 長崎県	42	15	26	0	1
43 熊本県	95	21	0	0	74
44 大分県	65	11	53	0	1
45 宮崎県	41	12	24	0	5
46 鹿児島県	109	44	33	3	29
47 沖縄県	250	4	232	5	9
48 札幌市	138	37	87	12	2
49 仙台市	93	36	55	0	2
50 さいたま市	135	63	66	5	1
51 千葉市	104	39	44	1	20
52 横浜市	364	204	0	0	160
53 川崎市	139	82	33	0	24
54 相模原市	99	43	50	4	2
55 新潟市	20	4	12	2	2
56 静岡市	43	15	27	1	0
57 浜松市	63	31	28	2	2
58 名古屋市	193	123	60	2	8
59 京都市	177	81	72	10	14
60 大阪市	265	85	43	5	132
61 堺市	178	75	0	0	103
62 神戸市	173	78	83	5	7
63 岡山市	81	33	47	0	1
64 広島市	128	57	58	12	1
65 北九州市	98	33	62	1	2
66 福岡市	150	46	89	4	11
全国	12,883	4,756	5,377	485	1,491

②中学校

都道府県 指定都市	採用者数				
	新規学卒者	教職経験者	民間企業等 勤務経験者	その他の 既卒者	
1 北海道	232	83	124	10	15
2 青森県	46	6	40	0	0
3 岩手県	39	15	19	5	0
4 宮城県	119	29	75	0	15
5 秋田県	16	2	14	0	0
6 山形県	50	17	31	1	1
7 福島県	54	20	26	8	0
8 茨城県	191	71	70	27	23
9 栃木県	85	21	59	5	0
10 群馬県	200	71	116	1	12
11 埼玉県	329	95	170	55	9
12 千葉県	356	140	152	41	23
13 東京都	793	226	411	28	128
14 神奈川県	241	74	0	0	167
15 新潟県	111	23	70	16	2
16 富山県	70	32	33	2	3
17 石川県	81	22	52	0	7
18 福井県	64	14	47	1	2
19 山梨県	38	10	22	0	6
20 長野県	94	30	63	0	1
21 岐阜県	166	53	103	9	1
22 静岡県	163	78	72	0	13
23 愛知県	410	186	175	20	29
24 三重県	135	33	94	3	5
25 滋賀県	118	32	15	0	71
26 京都府	130	41	81	0	8
27 大阪府	591	-	-	-	-
28 兵庫県	279	78	160	2	39
29 奈良県	128	45	77	1	5
30 和歌山县	76	18	43	1	14
31 鳥取県	17	0	17	0	0
32 島根県	29	8	19	2	0
33 岡山県	83	11	64	3	5

*大阪府については、採用者の前歴に関するデータなし。

*神奈川県、熊本県、横浜市及び堺市については、既卒者の前歴に関する内訳データがないため、全て「その他既卒者」としている。 (教職員課調べ)

都道府県 指定都市	採用者数				
	新規学卒者	教職経験者	民間企業等 勤務経験者	その他の 既卒者	
34 広島県	97	30	50	14	3
35 山口県	55	9	37	7	2
36 徳島県	40	4	36	0	0
37 香川県	62	7	55	0	0
38 愛媛県	43	8	2	3	30
39 高知県	61	12	33	16	0
40 福岡県	78	10	65	3	0
41 佐賀県	52	7	31	6	8
42 長崎県	35	9	25	0	1
43 熊本県	52	5	0	0	47
44 大分県	40	5	30	2	3
45 宮崎県	35	5	29	1	0
46 鹿児島県	65	15	42	1	7
47 沖縄県	108	4	98	0	6
48 札幌市	57	10	44	3	0
49 仙台市	55	17	36	0	2
50 さいたま市	61	10	40	11	0
51 千葉市	57	21	33	0	3
52 横浜市	276	81	0	0	195
53 川崎市	58	18	31	2	7
54 相模原市	57	16	38	0	3
55 新潟市	10	3	6	0	1
56 静岡市	34	7	23	1	3
57 浜松市	54	21	30	2	1
58 名古屋市	172	79	83	7	3
59 京都市	96	14	46	11	25
60 大阪市	255	80	49	4	122
61 堺市	104	30	0	0	74
62 神戸市	133	40	85	3	5
63 岡山市	29	9	19	0	1
64 広島市	63	18	34	8	3
65 北九州市	56	9	46	1	0
66 福岡市	84	10	63	7	4
全国	8,068	2,207	3,753	354	1,163

III-9. 平成23年度新採用教員の前歴について

③高等学校

都道府県 指定都市	採用者数			
	新規学卒者	教職経験者	民間企業等 勤務経験者	他の既卒者
1 北海道	105	28	62	8
2 青森県	68	12	52	1
3 岩手県	42	5	32	4
4 宮城県	81	22	48	3
5 秋田県	34	3	30	0
6 山形県	30	9	16	4
7 福島県	96	12	70	12
8 茨城県	95	25	55	7
9 栃木県	49	9	35	5
10 群馬県	114	30	61	8
11 埼玉県	266	84	104	54
12 千葉県	216	61	128	20
13 東京都	389	121	196	14
14 神奈川県	350	101	0	0
15 新潟県	58	7	38	13
16 富山県	42	14	23	2
17 石川県	60	17	37	1
18 福井県	32	8	23	1
19 山梨県	17	3	14	0
20 長野県	92	19	68	4
21 岐阜県	129	43	83	1
22 静岡県	124	27	83	4
23 愛知県	318	104	169	35
24 三重県	125	21	84	18
25 滋賀県	32	4	28	0
26 京都府	73	20	52	0
27 大阪府	602	-	-	-
28 兵庫県	239	43	147	6
29 奈良県	60	17	35	0
30 和歌山県	76	13	51	3
31 鳥取県	5	0	5	0
32 島根県	20	0	20	0
33 岡山県	76	13	62	0
				1

※大阪府については、採用者の前歴に関するデータなし。

※神奈川県、熊本県、横浜市及び堺市については、既卒者の前歴に関する内訳データがないため、全て「その他既卒者」としている。

※仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、岡山市、北九州市については、高等学校教員の採用試験を実施していない。

(教職員課調べ)

都道府県 指定都市	採用者数			
	新規学卒者	教職経験者	民間企業等 勤務経験者	他の既卒者
34 広島県	82	24	46	10
35 山口県	52	9	28	12
36 徳島県	27	1	25	1
37 香川県	59	7	43	8
38 愛媛県	50	14	34	1
39 高知県	23	2	17	4
40 福岡県	71	6	46	9
41 佐賀県	38	4	23	5
42 長崎県	41	8	30	2
43 熊本県	70	11	0	0
44 大分県	35	0	32	1
45 宮崎県	25	1	18	5
46 鹿児島県	58	4	50	1
47 沖縄県	94	1	93	0
48 札幌市	4	0	2	2
49 仙台市	0	0	0	0
50 さいたま市	0	0	0	0
51 千葉市	0	0	0	0
52 横浜市	6	2	0	0
53 川崎市	9	1	3	3
54 相模原市	0	0	0	0
55 新潟市	0	0	0	0
56 静岡市	0	0	0	0
57 浜松市	0	0	0	0
58 名古屋市	0	0	0	0
59 京都市	7	2	5	0
60 大阪市	14	1	10	0
61 堺市	0	0	0	0
62 神戸市	6	0	6	0
63 岡山市	0	0	0	0
64 広島市	9	5	3	1
65 北九州市	0	0	0	0
66 福岡市	9	0	8	1
	全国	4,904	998	2,433
			294	577

III-9. 平成23年度新採用教員の前歴について

④特別支援学校

都道府県 指定都市	採用者数			
	新規学卒者	教職経験者	民間企業等 勤務経験者	他の既卒者
1 北海道	97	18	69	4
2 青森県	35	5	29	0
3 岩手県	28	4	22	2
4 宮城県	0	0	0	0
5 秋田県	19	3	9	7
6 山形県	26	6	18	2
7 福島県	52	13	36	3
8 茨城県	45	13	32	0
9 栃木県	29	10	19	0
10 群馬県	29	9	19	0
11 埼玉県	145	29	79	34
12 千葉県	171	54	90	18
13 東京都	254	64	145	14
14 神奈川県	176	60	0	0
15 新潟県	32	7	22	3
16 富山県	41	12	26	1
17 石川県	37	5	28	0
18 福井県	23	4	18	1
19 山梨県	17	4	11	0
20 長野県	25	6	19	0
21 岐阜県	46	11	33	1
22 静岡県	96	26	66	2
23 愛知県	110	15	78	7
24 三重県	14	4	8	2
25 滋賀県	55	12	40	2
26 京都府	47	13	29	0
27 大阪府	43	-	-	-
28 兵庫県	85	10	66	1
29 奈良県	38	11	26	0
30 和歌山県	29	3	23	0
31 鳥取県	14	0	11	3
32 島根県	17	4	12	0
33 岡山県	58	9	49	0
			0	0

※大阪府については、採用者の前歴に関するデータなし。

※神奈川県、熊本県、横浜市及び堺市については、既卒者の前歴に関する内訳データがないため、全て「その他既卒者」としている。

※宮城県、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市については、特別支援学校教員の採用試験を実施していない。

都道府県 指定都市	採用者数			
	新規学卒者	教職経験者	民間企業等 勤務経験者	他の既卒者
34 広島県	61	10	25	22
35 山口県	5	2	3	0
36 徳島県	17	2	15	0
37 香川県	18	2	16	0
38 愛媛県	16	1	13	1
39 高知県	17	3	10	3
40 福岡県	7	0	6	1
41 佐賀県	8	2	5	1
42 長崎県	15	1	14	0
43 熊本県	20	0	0	20
44 大分県	15	1	14	0
45 宮崎県	15	4	11	0
46 鹿児島県	40	6	28	3
47 沖縄県	35	0	35	0
48 札幌市	33	8	25	0
49 仙台市	1	0	1	0
50 さいたま市	0	0	0	0
51 千葉市	7	0	7	0
52 横浜市	55	14	0	41
53 川崎市	2	0	2	0
54 相模原市	0	0	0	0
55 新潟市	0	0	0	0
56 静岡市	0	0	0	0
57 浜松市	0	0	0	0
58 名古屋市	18	6	10	1
59 京都市	16	5	7	0
60 大阪市	115	9	37	3
61 堺市	5	0	0	5
62 神戸市	16	5	9	1
63 岡山市	0	0	0	0
64 広島市	4	2	1	1
65 北九州市	10	0	9	1
66 福岡市	29	3	24	1
	全国	2,533	565	1,424
			146	355

(教職員課調べ)

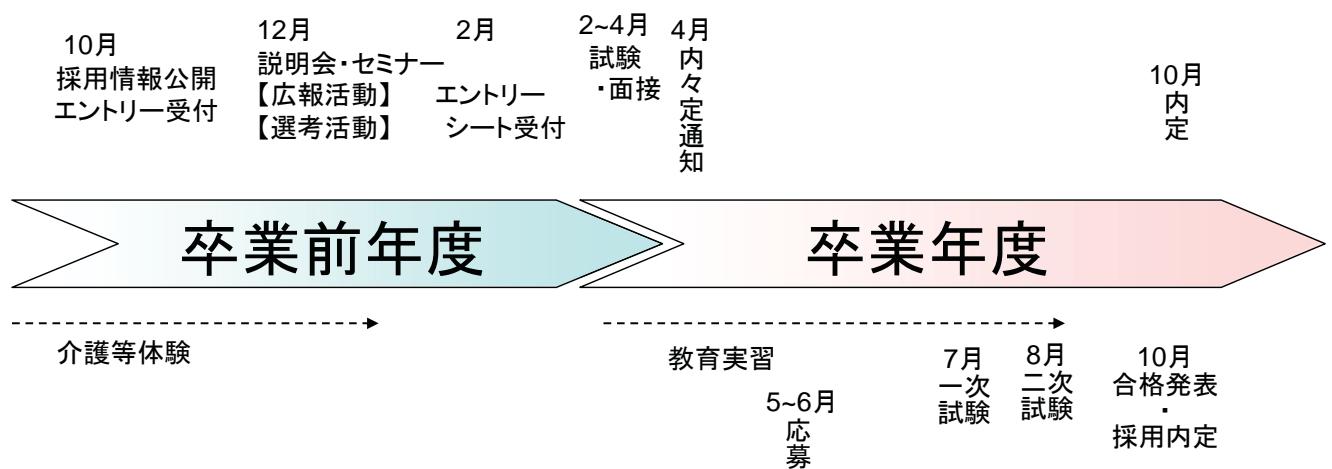
III-10. 公立学校教員採用者における新卒者・民間企業経験者の推移

年度	採用者総数	うち	うち 民間企業等勤務経験者数
		新卒者数	
平成18年度	22,537	5,341(23.7%)	1,770(7.6%)
平成19年度	22,647	5,680(25.1%)	1,751(7.7%)
平成20年度	24,850	6,393(25.7%)	1,444(5.8%)
平成21年度	25,897	7,127(27.5%)	1,391(5.4%)
平成22年度	26,886	7,828(29.1%)	1,367(5.1%)
平成23年度	29,633	8,807(29.7%)	1,346(4.5%)

- 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に採用された教員数である。
 (教職員課調べ)
- 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。
- 一部自治体においては受験者の経歴等を把握していないため、当該自治体の採用者を除いた人数。(採用者総数については全都道府県の採用者の合計を記載している。)

III-11. 採用選考の実施時期について①

【民間企業】
【教員】



III-11. 採用選考の実施時期について②

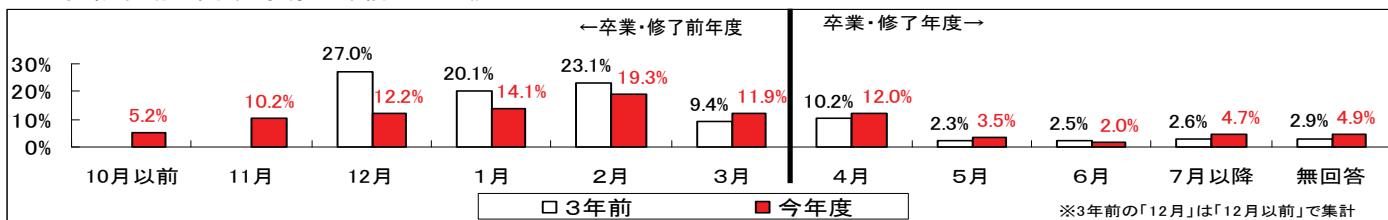
教員採用選考の実施時期

	一次試験	二次試験		三次試験	最終合格発表		採用内定時期			
	7月	8月	9月	9月	9月	10月	9月	10月	11~2月	3月
教育委員会数	66	56	8	2	22	44	8	48	4	6

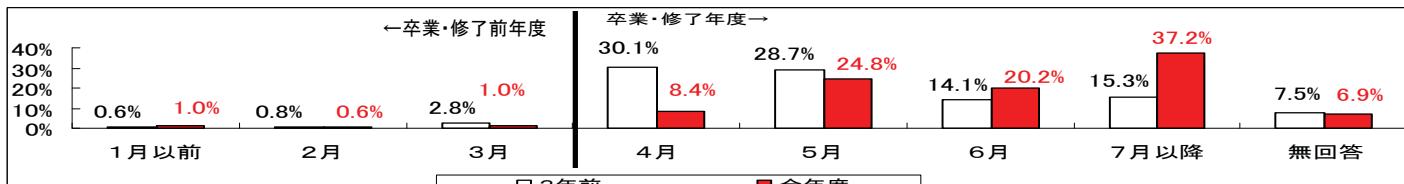
※石川県及び堺市は、一次試験・二次試験の区分をしていないため、「二次試験」の数に含まれていない。

(平成23年度教職員課調べ)

○ 就職活動の開始時期(3年前との比較)



○ 内々定の集中している時期(3年前との比較)



平成23年度学生の就職・採用活動に関する調査(文部科学省調べ)

III-12. 公立学校教員採用選考試験の実施方法等について (平成24年度教員採用選考試験)

1. 実技試験の実施状況

(小学校)

(単位: 県市)

理科	水泳	水泳以外の体育	音楽	図画工作	英会話等
2	51(56)	50(54)	45(53)	7(19)	17

採用試験実施県市数
47都道府県
19政令市

(中学校・高等学校)

(単位: 県市)

	理科	保健体育	音楽	美術	書道	英語	技術工業	家庭	農業	商業
中学校	15(15)	65(58)	63(53)	61(48)	1(2)	63(60)	36(31)	47(43)	—	—
高等学校	8(11)	51(54)	40(34)	40(33)	22(4)	50(54)	11(14)	28(27)	12	6

2. 面接の実施状況

(単位: 県市)

実施状況			実施方法			面接担当者への民間人起用		
1次試験	2次試験	1次2次両方	個人面接	集団面接	個人・集団両方	民間企業関係者	臨床心理士スクールカウンセラー	その他
40(50)	63(59)	38(49)	66(60)	52(57)	52(57)	48(45)	24(20)	35(—)

3. 作文・小論文、模擬授業等の実施状況

(単位: 県市)

作文・小論文	模擬授業	場面指導	指導案作成	適性検査
48(56)	52(44)	35(28)	21(17)	48(53)

※()内の数字は、平成17年度採用試験の状況

(平成23年度教職員課調べ)

III-13. 教員採用における多様な人材を活用するための取組等について (平成24年度教員採用選考試験)

受験年齢制限

<基本的年齢制限>

受験可能年齢の上限	県市数(前年度)
制限なし	15 (15)
51歳以上～58歳以下	1 (1)
41歳以上～50歳以下	17 (14)
36歳以上～40歳以下	32 (32)
30歳以上～35歳以下	1 (4)

<基本的年齢制限の緩和>

- 教職経験者に対する受験年齢制限の緩和
正規教員経験者 … 28県市(前年度28県市)
常勤講師経験者 … 19県市(前年度17県市)
非常勤講師経験者 … 10県市(前年度 8県市)
- その他の要件(民間企業経験や資格を有する者)による受験年齢制限の緩和 … 21県市(前年度23県市)
- 特定校種・教科についての受験年齢制限の緩和
… 8県市(前年度 9県市)

特定の資格や経歴等を持つことによる一部試験免除・特別選考

()内は前年度の県市数

	英語の資格	スポーツ・芸術での技能や実績	国際貢献活動経験	社会人経験	教職経験
実施県市数	34 (36)	35 (35)	19 (20)	42 (44)	62 (61)

※ 特別免許状を活用した選考

29県市(30県市)

(平成23年度教職員課調べ)

特定の資格や経歴等を持つことによる一部試験免除の例

対象となる校種等	中学校英語 高等学校英語
特別免許状の活用	無
資格要件	TOEFL580点(CBTの場合237点、iBTの場合は92点)以上取得者、TOEIC860点以上取得者又は実用英語技能検定(財団法人日本英語技能検定協会)1級合格者のいずれかに該当する者
免除される試験科目	第1次試験(筆記試験)のうち専門教科
採用者数	7名(H22)、5名(H23)

対象となる校種等	中学校保健体育 高等学校保健体育
特別免許状の活用	無
資格要件	国際レベルの大会(オリンピック大会、アジア大会等)に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた者
免除される試験科目	一次試験のすべて(教職・一般教養、専門教科、体育実技)
採用者数	5名(H22)、4名(H23)

特定の資格や経歴等を持つことによる特別選考の例

名称	社会人経験者対象の選考 (教諭普通免許状を所有する者を対象とした選考)
対象となる校種等	すべての校種・教科
特別免許状の活用	無
資格要件	法人格を有する民間企業又は官公庁等で正社員又は正規の職員としての勤務経験年数が平成13年4月1日～平成23年3月31日までに通算5年以上あること。(青年海外協力隊員等の期間を含む)
選考方法・試験内容	一般選考と同じ
採用者数	13名(H22)、23名(H23)

名称	社会人特別選考
対象となる校種等	高等学校数学・工業
特別免許状の活用	有
資格要件	民間企業の従事者で同一企業3年以上の勤務経験がある者、又は博士の学位を保有する者で、数学・工業(機械)に関する高度な専門的知識や技能を有する者。
選考方法・試験内容	書類審査の結果、選考された者について、面接試験(口答試験を含む)を行う。
採用者数	2名(H22)、1名(H23)

III-14. 教員採用における大学院在学者・進学者に対する特例について①

○大学院在学や進学を理由に採用を辞退した者等に対し、次年度以降の採用選考試験における特別選考の実施や名簿登載期間の延長など、特例的な措置を講じている自治体

- ①次年度以降の採用選考試験において一部試験を免除 …… 岐阜県・大阪府・名古屋市
- ②次年度以降の採用選考試験において特別選考を実施 …… 福井県・愛知県・堺市
- ③採用候補者名簿の登載期間を延長

23都道府県

北海道・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・静岡県・京都府・兵庫県
奈良県・和歌山県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県
長崎県・大分県・宮崎県

9政令市

札幌市・さいたま市・千葉市・川崎市・相模原市・京都市・岡山市・広島市・福岡市

(上記のうち、「教職大学院」のみを対象としている自治体)

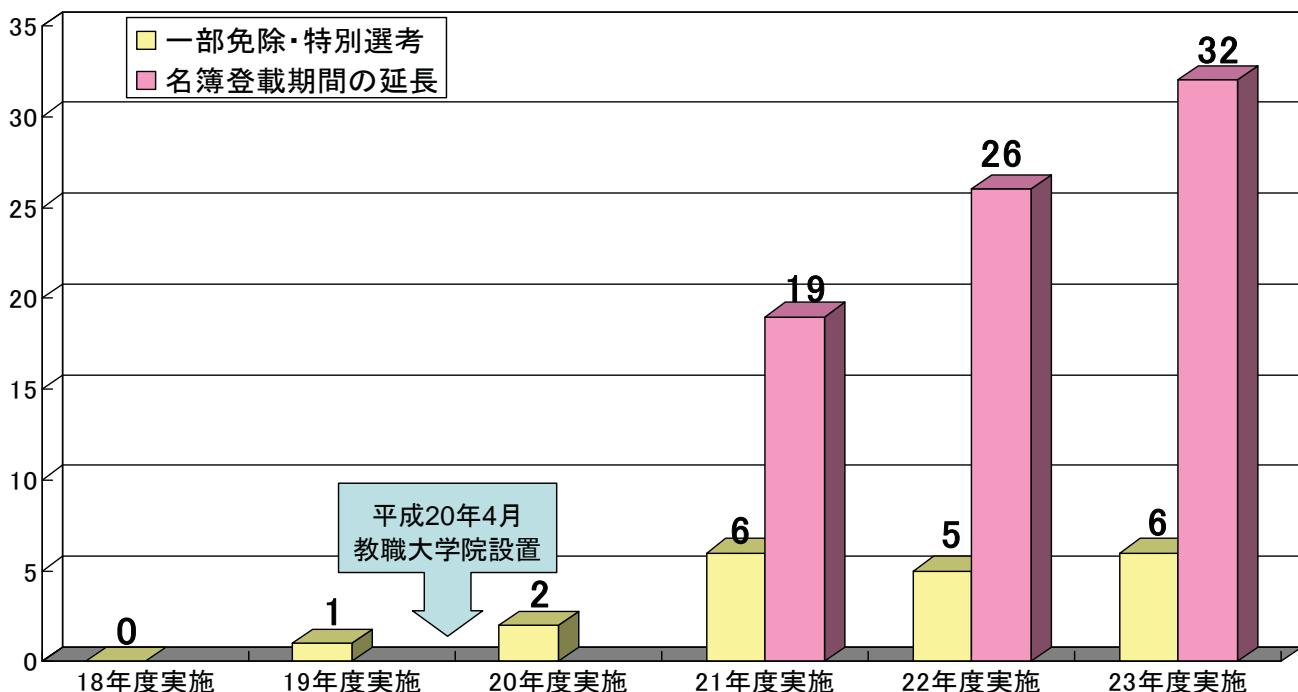
- ①次年度以降の採用選考試験において一部試験を免除 …… 岐阜県
 - ③採用候補者名簿の登載期間を延長
- 北海道・群馬県・東京都・岡山県※・長崎県・札幌市・岡山市※・福岡市
※岡山県及び岡山市は、岡山大学大学院教育学研究科教職実践選考のみを対象

(上記のうち、「専修免許状取得可能大学院」のみを対象としている自治体)

- ②次年度以降の採用選考試験において特別選考を実施 …… 福井県
- ③採用候補者名簿の登載期間を延長 …… 千葉県・神奈川県・千葉市・相模原市

III-14. 教員採用における大学院在学者・進学者に対する特例について②

大学院在学や進学を理由に採用を辞退した者に対し、次年度以降の採用選考試験における特別選考の実施や、名簿登載期間の延長などの特例的な措置を講じている自治体は、教職大学院設置後(平成20年以降)増加している。



※「名簿登載期間の延長」については、平成21年実施分から調査。

(教職員課調べ)

III-15. 特別免許状を活用した教員採用について

○特別免許状を活用した特別選考を実施している自治体(平成24年度採用試験)

25道府県

北海道・青森県・岩手県・秋田県・栃木県・群馬県・千葉県・神奈川県・石川県・長野県・静岡県
愛知県・三重県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・岡山県・山口県・徳島県・香川県
高知県・長崎県・大分県

3政令市

札幌市・千葉市・京都市

(上記のうち、「博士」の学位を有することを資格要件としているもの)

○岩手県(高等学校【数学、工業】)

民間企業の従事者で、平成23年4月1日現在、同一企業等で3年以上の勤務経験がある者、又は博士の学位を有する者で、数学・工業(機械)に関する高度な専門的知識や技能を有する者。

○長野県(中学校【数学、理科】、高等学校【数学、理科】)

理学、工学における博士の学位を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持ち、理数好きの生徒を育てる意欲のある者(所属長等の推薦が必要)。

○静岡県(高等学校【理科】)

大学院の課程に学んだ経験があり、平成23年4月1日現在において、「理学博士」の学位を取得済みである者。

IV-1. 教員研修の実施体系

	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目
国レベルの研修	<ul style="list-style-type: none">●各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修			<ul style="list-style-type: none">中堅教員研修		<ul style="list-style-type: none">校長マネジメント研修	
都道府県教委等が実施する研修	<ul style="list-style-type: none">●喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修		<ul style="list-style-type: none">海外派遣研修(2ヶ月)			<ul style="list-style-type: none">副校長・教頭等研修	
		<ul style="list-style-type: none">●法定研修(原則として全教員が対象のもの)	<ul style="list-style-type: none">初任者研修10年経験者研修		<ul style="list-style-type: none">・学校組織マネジメントや国語力向上に向けた教育の推進のための指導者育成研修等・教育課題研修指導者の海外派遣プログラム(2週間)	<ul style="list-style-type: none">20年経験者研修	
		<ul style="list-style-type: none">●教職経験に応じた研修	<ul style="list-style-type: none">5年経験者研修		<ul style="list-style-type: none">生徒指導主事研修など	<ul style="list-style-type: none">新任教務主任研修	
		<ul style="list-style-type: none">●職能に応じた研修			<ul style="list-style-type: none">教頭・校長研修		
		<ul style="list-style-type: none">●長期派遣研修		<ul style="list-style-type: none">大学院・民間企業等への長期派遣研修			
		<ul style="list-style-type: none">●専門的な知識・技能に関する研修		<ul style="list-style-type: none">教科指導、生徒指導等に関する専門的研修			
		<ul style="list-style-type: none">●指導が不適切な教員に対する研修		<ul style="list-style-type: none">指導改善研修			

IV-2. 独立行政法人教員研修センターの概要

学校教育の機会均等の保障と教育水準の維持等のため、
国と自治体とが、それぞれ適切な役割により、教員の資質能力を向上

国=教育政策上、真に必要な研修を厳選し、自治体の行う研修の指導者や地域の中核指導者を養成

- ◆**喫緊課題の指導者養成** ⇒ いじめ・不登校・非行等の生徒指導、外国人児童生徒の教育、キャリア教育など、喫緊の重要課題について自治体の研修講師等の指導者を養成
- ◆**地域の中核指導者養成** ⇒ 理不尽な要求を繰り返す保護者対応等で必要な教育法規や、組織運営、危機管理等の研修により、総合的な学校経営力を備えた学校管理職等を養成

実施

独立行政法人「教員研修センター」

指導者養成

自治体=教育センター等において、全教員(約92万人)に対する研修等を実施

自治体の研修実施権者=106
47都道府県、19指定都市、40中核市

- 「初任者研修」、「10年経験者研修」など全教員を対象とした法定研修を実施
- センターの研修受講者等が講師となり、地域の実情等に応じた**喫緊の重要課題研修**を実施 など

◎設立 平成13年4月設立 ← 文科省が直接実施してきた研修等を一元的・集中的に実施するため、業務、予算・定員(28人)等を移管

◎予算 平成24年度予算 : 1,322百万円 (前年度 1,436百万円)

◎役職員 役員4人(うち非常勤2人)、職員42人(平成24年2月現在)

<「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)(抜粋)>

【教員研修センター】

学校教育関係職員に対して、国による実施が必要不可欠な研修を行う等の事業は、国の判断と責任の下で実施すべき業務である。更なる教員の資質能力の向上は国の重要課題であることから、必要な定員・予算を確保した上で、本法人の機能を一体として国に移管するとともに、併せてその機能強化を図る。

IV-3. 独立行政法人教員研修センターが実施する研修(23年度)

● 生徒指導、学校安全などの喫緊の重要課題の研修の指導者養成(13研修)

【喫緊の課題に関する研修等の指導者養成】

- ・生徒指導の指導者養成研修
- ・学校組織マネジメント指導者養成研修
- ・国語力向上指導者養成研修
- ・道徳教育指導者養成研修
- ・学校教育の情報化指導者養成研修
- ・人権教育指導者養成研修
- ・キャリア教育指導者養成研修
- ・教育相談指導者養成研修
- ・小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修
- ・外国語指導助手研修
- ・外国人児童生徒等に対する日本語指導の指導者養成研修
- ・健康教育指導者養成研修
- ・教育課題研修指導者海外派遣プログラム

● 各地域における高度な学校経営力を備えた学校管理職等を養成

【地域の中核リーダー養成(中央研修)】

- ・教職員等中央研修
(校長マネジメント研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修)
- ・英語教育海外派遣研修

● 自治体からの委託等により実施する研修

- ・産業・理科教育教員派遣研修
- ・産業・情報技術等指導者養成研修
- ・産業教育実習助手研修
- ・学校評価指導者養成研修
- ・カリキュラム・マネジメント指導者研修
養成研修

IV-4. 初任者研修の概要

1. 目的:新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
2. 対象者:公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者:各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法:教育公務員特例法第23条(昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容:任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 校内研修

時間数:週10時間、年間300時間程度
講師:拠点校指導教員、校内指導教員

【実施上の留意点】

- ・個々の初任者の経験や力量、個々の学校の抱える課題に重点を置く
- ・授業の準備から実際の展開に至るまでの授業実践の基礎(指導案の書き方、板書の仕方、発問の取り方等)について、きめ細かく初任者を指導

II. 校外研修

日数:年間25日間程度

研修場所と研修内容

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修(4泊5日程度)

【実施上の留意点】

- ・校内研修との有機的な連携を保つ
- ・初任者が自己の問題意識に応じて講師や研修内容を選択できるようにする
- ・参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修を多く取り入れる
- ・異なる規模の学校や他校種での研修等、他の学校での経験を得る機会を確保する

IV-5. 初任者研修の実施状況について(平成22年度)

1. 調査時期:平成23年6月
2. 調査対象:106都道府県・市(47都道府県、19政令指定都市、40中核市)
3. 調査結果(概要)

①対象者数:24,721人

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	中等教育学校	合計
対象者数	11,841	6,603	3,965	2,307	5	24,721

②校内研修の平均時間数(1週あたり)及び校外研修の平均日数(年間)

校内研修	校外研修
8.5時間	23.4日

③校外研修における宿泊研修実施日数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	中等教育学校
年間平均日数	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6

④校外研修の研修内容別実施県市数・割合

校内研修	小学校 (105県市中)	中学校 (105県市中)	高等学校 (65県市中)	特別支援学校 (64県市中)
教科指導	104 (99.0%)	104 (99.0%)	65 (100 %)	60 (93.8%)
特別支援教育	101 (96.2%)	100 (95.2%)	64 (98.5%)	63 (98.2%)
生徒指導・教育相談	102 (97.1%)	103 (98.1%)	65 (100 %)	60 (93.8%)
学級経営(ホールーム経営)	96 (91.4%)	96 (91.4%)	57 (87.7%)	52 (81.3%)
公務員倫理(セクハラ含む)	98 (93.3%)	98 (93.3%)	64 (98.5%)	58 (90.6%)
情報教育	95 (90.5%)	95 (90.5%)	61 (93.8%)	58 (90.6%)
人権教育	92 (87.6%)	91 (86.7%)	59 (90.8%)	56 (87.5%)
対人関係(コミュニケーション能力)	87 (82.9%)	87 (82.9%)	57 (87.7%)	50 (78.1%)
学校保健・安全指導	84 (80.0%)	93 (88.6%)	54 (83.1%)	49 (76.6%)
カウンセリング	76 (72.4%)	79 (75.2%)	50 (76.9%)	46 (71.9%)
特別活動	91 (86.7%)	90 (85.7%)	50 (76.9%)	43 (67.2%)
道徳教育	100 (95.2%)	101 (96.2%)	35 (53.8%)	39 (60.9%)
総合的な学習の時間	73 (69.5%)	73 (69.5%)	39 (60.0%)	30 (46.9%)

⑤大学・大学院、民間組織等との連携

連携先	大学・大学院	民間組織等
実施県市数(実施率)	41(38.7%)	53(50.0%)

(教職員課調べ)

IV-6. 初任者研修対象者数の推移

(単位:人)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
小学校	10,170	10,886	11,694	11,482	11,651	11,607	11,841
中学校	4,457	4,849	4,804	5,586	6,033	6,270	6,603
高等学校	2,932	2,562	2,410	2,500	2,840	3,323	3,965
特別支援学校	1,479	1,538	1,533	1,585	1,911	2,050	2,307
中等教育学校	1	2	1	4	6	9	5
合計	19,039	19,817	20,442	21,157	22,441	23,259	24,721
(参考) 採用者数	19,565	20,862	21,702	21,734	23,920	24,825	25,743

※初任者研修対象者の数…当該年度に採用された公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校の教諭、助教諭、講師(常勤)の数

採用者数…当該年度に公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校で新たに採用された教員(養護教諭、栄養教諭を除く。)の数

(注)国公私立学校の正規教員等として、引き続き1年以上勤務経験がある者で、初任者研修を実施する必要がないと任命権者が認める場合には、初任者研修を免除することができる。

(教職員課調べ)

IV-7. 初任者研修対象者数及び学級担任の状況(平成22年度)

設置者	初任者研修の形態	小学校	中学校	計
指 定 都 市	拠点校方式	2, 102人	1, 165人	3, 267人
	自校方式	484人	266人	750人
中 核 市	拠点校方式	1, 191人	638人	1, 829人
	自校方式	118人	64人	182人
上記以外の市町村	拠点校方式	5, 124人	2, 917人	8, 041人
	自校方式	2, 822人	1, 553人	4, 375人
総 計	拠点校方式	8, 417人	4, 720人	13, 137人
	自校方式	3, 424人	1, 883人	5, 307人
	計	11, 841人	6, 603人	18, 444人
学級担任の状況	普通学級の学級担任	10, 991人	3, 531人	14, 552人
	特支学級の学級担任	231人	100人	331人
	学級担任でない	619人	2, 972人	3, 591人

(教職員課調べ)

IV-8. 学級規模別初任者配置人数別学校数(平成22年度)

①小学校

区分	1人配置校	2人配置校	3人配置校	4人以上配置校	計
1~6学級	267校 (3. 3%)	12校 (0. 1%)	—	—	279校 (3. 4%)
7~12学級	1, 051校 (12. 9%)	136校 (1. 7%)	2校 (0. 0%)	—	1, 189校 (14. 6%)
13~18学級	1, 712校 (21. 1%)	629校 (7. 7%)	28校 (0. 3%)	5校 (0. 1%)	2, 374校 (29. 2%)
19~24学級	1, 035校 (12. 7%)	809校 (10. 0%)	100校 (1. 2%)	50校 (0. 6%)	1, 994校 (24. 5%)
25学級以上	436校 (5. 4%)	645校 (7. 9%)	100校 (1. 2%)	51校 (0. 6%)	1, 232校 (15. 2%)
東京都	511校	338校	155校	52校	1, 056校
計	5, 012校 (61. 7%)	2, 569校 (31. 6%)	385校 (4. 7%)	158校 (1. 9%)	8, 124校 (100%)

※ () 内は、初任者が配置されている学校(8, 124校)に対する割合
東京都については、初任者の配置されている学校の学級数の区分について未報告

(教職員課調べ)

IV-8. 学級規模別初任者配置人数別学校数(平成22年度)

②中学校

区分	1人配置校	2人配置校	3人配置校	4人以上配置校	計
1~6学級	287校 (6. 5%)	42校 (1. 0%)	3校 (0. 1%)	—	332校 (7. 5%)
7~12学級	853校 (19. 3%)	234校 (5. 3%)	25校 (0. 6%)	2校 (0. 0%)	1, 114校 (25. 3%)
13~18学級	891校 (20. 2%)	497校 (11. 3%)	74校 (1. 7%)	26校 (0. 6%)	1, 488校 (33. 7%)
19~24学級	365校 (8. 3%)	327校 (7. 4%)	60校 (1. 4%)	30校 (0. 7%)	782校 (17. 7%)
25学級以上	79校 (1. 8%)	97校 (2. 2%)	48校 (1. 1%)	18校 (0. 4%)	242校 (5. 5%)
東京都	230校	137校	57校	29校	453校
計	2, 705校 (61. 3%)	1, 334校 (30. 2%)	267校 (6. 1%)	105校 (2. 4%)	4, 411校 (100%)

※ () 内は、初任者が配置されている学校 (4, 411校) に対する割合
東京都については、初任者の配置されている学校の学級数の区分について未報告

(教職員課調べ)

IV-9. 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教員の推移

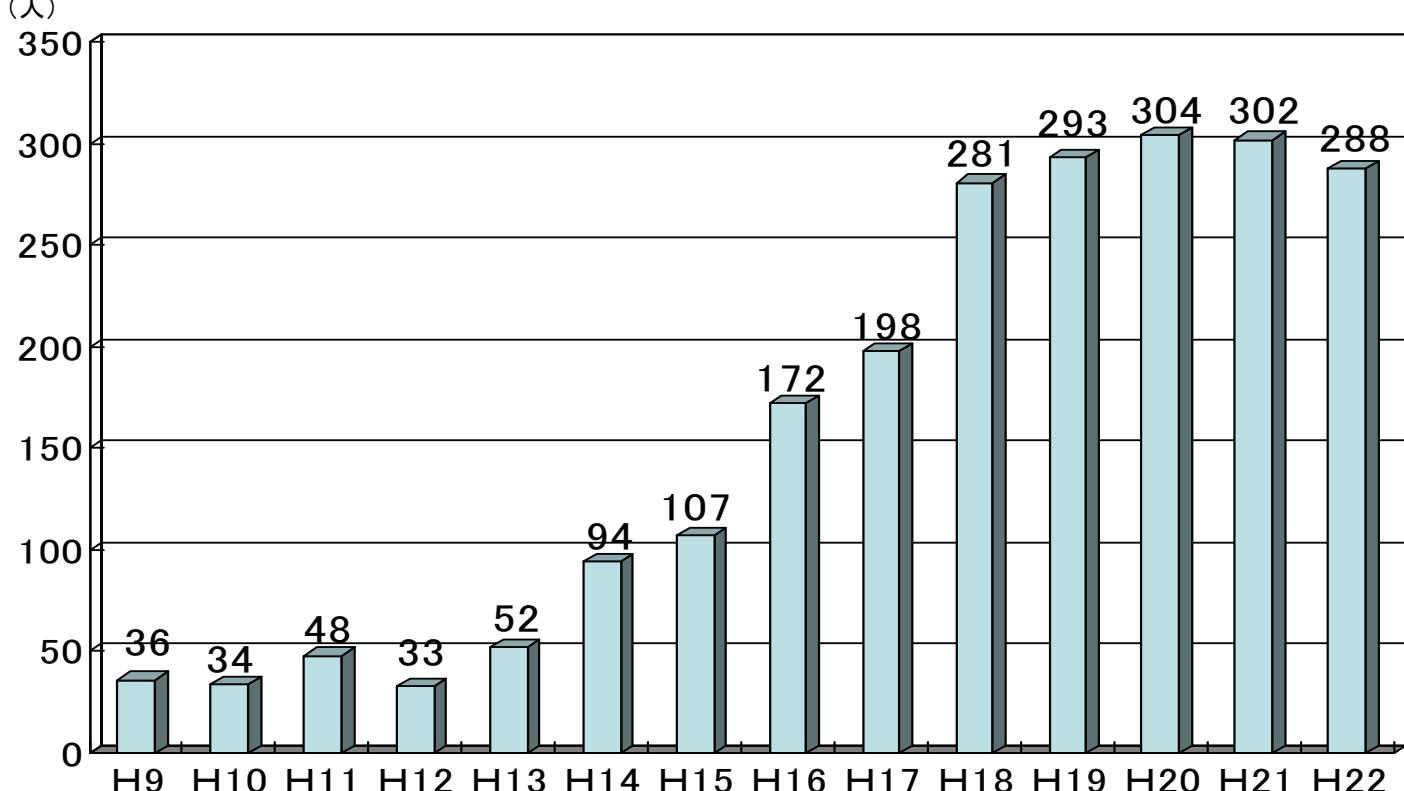
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全採用者	19, 565	20, 862	21, 702	21, 734	23, 920	24, 825	25, 743
正式採用とならなかった者 (全採用者に占める割合)	191	209	295	301	315	317	296
	0. 98%	1. 00%	1. 36%	1. 38%	1. 32%	1. 28%	1. 15%
事由別内訳	不採用	7	2	4	1	4	2
依願退職	172	198	281	293	304	302	288
うち、不採用決定者	15	16	14	12	10	27	20
うち、病気による者	61	65	84	103	93	86	101
[病気のうち精神疾患]	—	—	—	—	—	83	91
死亡退職	5	6	5	5	2	9	3
分限免職	3	0	1	0	0	0	0
懲戒免職	4	3	4	2	5	3	3
欠格条項失職	0	0	0	0	0	1	0

※地方公務員の採用については、条件附採用制度がとられており(地方公務員法第22条)、一般の地方公務員の条件附採用期間は通常6ヶ月であるが、教諭・助教諭・講師については、教育公務員特例法第12条により1年間とされている。

※病気を理由とする依願退職者のうち、精神疾患によるものの数は、平成21年度から調査

IV-10. 条件附採用期間における依願退職者の状況

○条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等のうち、依願退職者数の推移



(文部科学省調べ)

IV-11. 十年経験者研修の概要

- 目的:個々の能力、適性等に応じて教諭等としての資質の向上を図る。
- 対象者:公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者
- 実施者:各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
- 根拠法:教育公務員特例法第24条(平成14年制度創設、平成15年度から実施)
- 研修内容:任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 評価・研修計画書の作成

①能力、適性等の評価

- ・都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布
- ・校長は、評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出
- ・市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

②研修計画書の作成

- ・校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成
- ・市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成

II. 研修の実施

①長期休業期間中の研修

日 数:20日間程度※／場 所:教育センター等

講 師:ベテラン教員、指導主事等

規 模:少人数形式

方 法:模擬授業、教材研究、ケーススタディー等

②課業期間中の研修

日 数:20日間程度／場 所:主として学校内

助 言:校長、教頭、教務主任等

方 法:研究授業、教材研究等

III. 研修実施後の評価

研修終了後も、引き続き教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましい。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について」

(20文科初第913号)(抄)

第4 その他

1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保
○ この場合、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(14文科初第575号)において実施する校外研修の期間を20日間程度(幼稚園については10日間程度)を想定しているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。

IV-12. 十年経験者研修の実施状況について(平成22年度)

1. 調査時期 : 平成23年6月
2. 調査対象 : 106都道府県・市(47都道府県、19政令指定都市、40中核市)
3. 調査結果(概要)

①対象者数 : 11,317人

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	中等教育学校	合計
対象者数	468	4,019	2,803	2,937	1,068	22	11,317

②研修の年間平均日数(幼稚園を除く)

校内研修	校外研修
17.6日	12.3日

③事前評価及び研修計画、事後評価の充実(複数回答)

調査内容		実施数 (実施率)
事前評価	自己評価を活用している	96県市 (90.6%)
研修計画	校長のみで作成	16県市 (15.1%)
	教頭を活用	81県市 (76.4%)
	教務主任等を活用	53県市 (50.0%)
	指導主事が協力	32県市 (30.2%)
	その他(教育センターの助言 等)	14県市 (13.2%)
事後評価	研修教員に対する評価を実施	89県市 (84.0%)
	研修教員に対するアンケート調査を実施	98県市 (92.5%)

④多様な内容の研修の実施

【大学・大学院との連携】

大学・大学院と連携	大学・大学院と連携	連携している分野(複数回答)					
		研修教員の事前評価	研修プログラムの作成	研修内容の企画・立案	講師派遣・研修教材等の作成	講座等を利用した専門的研修の活用	その他
都道府県(47)	39	0	0	3	29	18	5
指定都市(18)	12	0	0	0	9	4	0
中核市(40)	18	0	1	3	11	9	2
総計(105)	69	0	1	6	49	31	7

【民間組織等との連携】

民間組織等と連携	民間組織等と連携	連携している分野(複数回答)					
		研修教員の事前評価	研修プログラムの作成	研修内容の企画・立案	講師派遣・研修教材等の作成	民間組織等が開設する研修の活用	社会体験における連携
都道府県(47)	33	1	4	4	14	7	23
指定都市(18)	13	0	0	1	7	1	8
中核市(40)	21	0	2	3	3	1	17
総計(105)	67	1	6	8	24	9	48

【参考】免許更新講習導入後の十年経験者研修の実施状況

①十年経験者研修の工夫の状況

(教育委員会の数)

	幼稚園 [6 5]	小学校 [1 0 4]	中学校 [1 0 4]	高等学校 [6 7]	中等教育学校 [1 4]	特別支援学校 [1 4]
校外研修の日数の削減	3 5	9 5	9 5	6 1	1 4	5 9
研修内容の精選	1 7	4 1	4 1	2 9	6	2 5
更新講習を受けた者に対する十年研修の一部免除	1	3	3	2	0	2
十年研修に更新講習の全部又は一部を組み入れ	3	7	7	7	1	5

[]内は十年経験者研修を実施している教育委員会の数

②校外研修の日数削減の状況(平均日数)

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
更新講習導入前の校外研修の日数(20年度)	10. 1日	16. 8日	16. 8日	16. 9日	16. 4日	16. 6日
更新講習導入後の校外研修の日数(22年度)	6. 6日	12. 4日	12. 4日	12. 3日	12. 1日	12. 1日
校外研修の削減日数	3. 5日	4. 4日	4. 4日	4. 6日	4. 3日	4. 5日

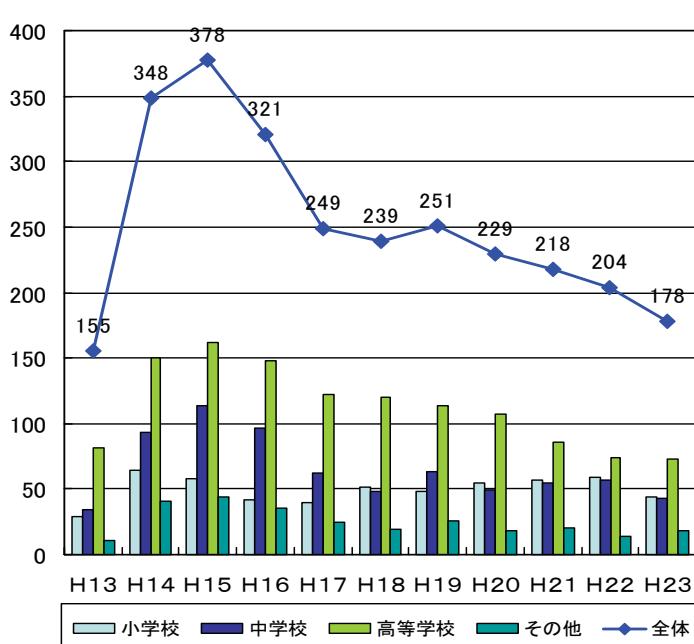
(平成23年教職員課調べ)

IV-13. 大学院修学休業制度の概要

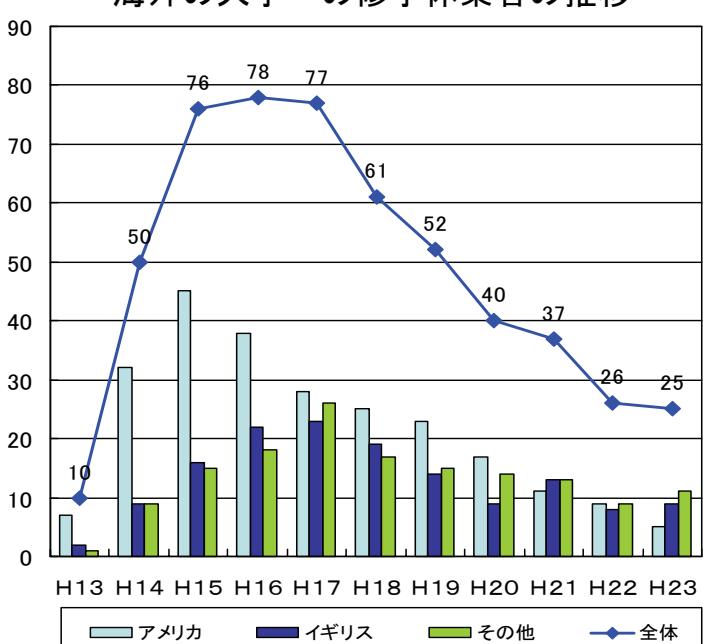
大学院修学休業制度は、公立学校の教員が専修免許状の取得を目的として、国内外の大学院等の課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することができる制度。

平成23年4月1日現在、休業者178人（うち、海外の大学25人）

大学院修学休業者数の推移



大学院修学休業者の中
海外の大学への修学休業者数の推移



IV-14. 指導改善研修の概要

1. **目的** : 指導が不適切な教員の指導の改善を図る。
2. **対象者** : 公立学校の教員のうち、任命権者(各都道府県、指定都市教育委員会)に指導致が不適切であると認定された者
3. **実施者** : 任命権者(各都道府県、指定都市教育委員会)
4. **研修期間** : 原則として1年以内(延長の場合でも2年以内)
5. **研修内容** : 研修を受ける者の能力、適性等に応じて計画書を作成して実施
6. **根拠法** : 教育公務員特例法第25条の2 (平成19年改正、平成20年度から施行)
※平成20年以前から、各都道府県・指定都市教育委員会において、指導致が不適切な教員の人事管理に関するシステムの整備・運用がなされていたところ。

(指導改善研修後の措置)

任命権者が、指導改善研修後も指導致の改善が不十分で、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める場合には、免職その他の必要な措置を講ずる。

《参照条文》
教育公務員特例法(昭和二十四年一月十二日法律第一号)

(指導改善研修)
第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。
2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。
4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。
5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。
6・7 (略)

(指導改善研修後の措置)
第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でおな児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

IV-15. 平成22年度指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について(概要)

1. 調査対象・調査時点

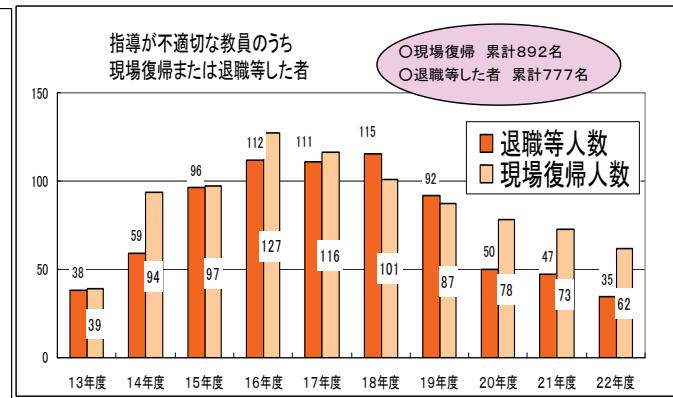
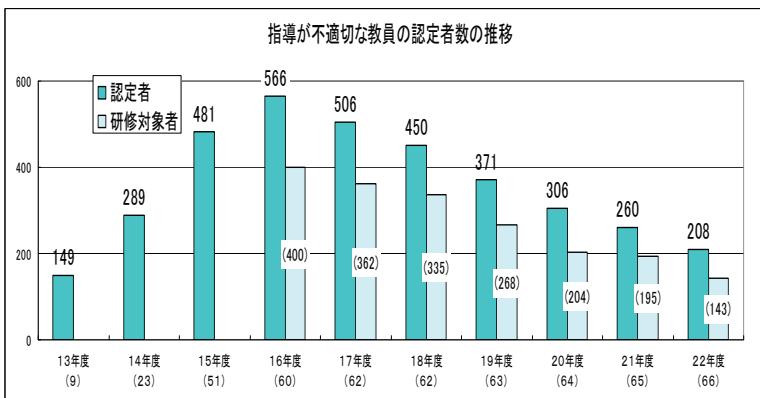
全ての都道府県・指定都市教育委員会を対象として、平成22年度の状況について調査

2. 指導が不適切な教員の認定者数

全ての教育委員会において指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムが整備されており、22年度における現場復帰(62名)や退職等した者(35名)を含め、これまでの取組の中で、現場復帰(892名)や退職等した者(777名)がでており、一定の対応が進められている。

認定者 総数 (①+②+③)	①22年度に研修を受けた者							②研修受講予定者のうち、他の措置がなされた者 <small>免職・採用※1 他の研修受講※2</small>	③23年 度からの研修対象者
	現場 復帰	依 頼 退 職	分 限 免 職	分 限 休 職	転 任	研 修 継 続			
208	140	62	29	3	10	3	30	3	65

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2の規定による免職・採用



※ 研修対象者(当該年度)については、16年度より調査。

※ 年度の下のカッコは、指導が不適切な教員を認定する人事管理システムを導入している県市の数を示す。

※ 退職等には、依頼退職、分限免職、転任が含まれる。

※ 現場復帰、退職等した者の累計人数は平成12年度からの合計。

V-1. 教員免許更新制の概要①

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。 <教員免許更新制の導入:平成21年4月1日>

1. 免許状の有効期間の更新

- (1) 普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間を定める。
- (2) 都道府県教育委員会は、以下の者から申請があった場合に、その免許状の有効期間の更新をすることができる。
- ① 文部科学大臣の認定を受けた30時間以上の免許状更新講習の課程を修了した者
 - ② 免許状更新講習の受講を免除される者
 - 教員を指導する立場にある者
 - 優秀教員表彰者
- (3) 現職教員にも同様の制度を適用する。
- 旧免許状(平成21年3月31日以前に授与された免許状)には有効期間は定められない。
 - 旧免許状を有する教育職員及等は、免許状更新講習を修了確認期限までに修了しなかった場合、その者の免許状は効力を失う。
 - 受講対象者は、毎年約85,000～89,000人程度

2. 免許状更新講習

- (1) 免許状更新講習を開設できる者

大学、指定養成機関、都道府県等の教育委員会、独立行政法人・公益法人など

- (2) 免許状更新講習の内容

- ① 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
- ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

3. 実施のための取組

- 平成24年度予算(案)において、へき地等で講習を開設する大学への補助など、大学における教員の現職教育への支援等を行うための経費として、約9千5百万円を計上

V-1. 教員免許更新制の概要②

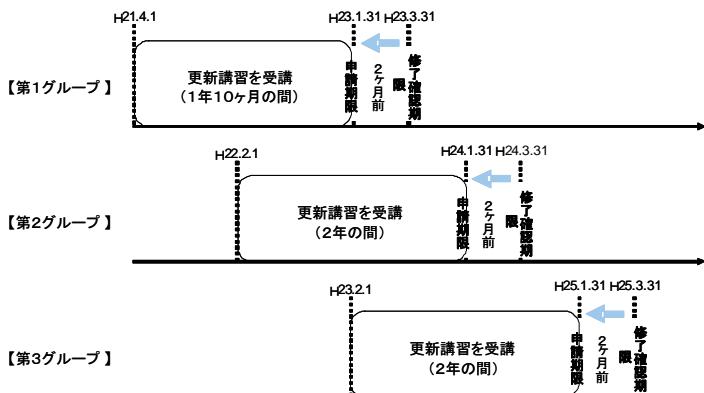
1. 旧免許状所有者の修了確認期限

- 教諭免許状又は養護教諭免許状を所有する教育職員等(栄養教諭を除く) ●栄養教諭免許状を所持する現職教員等

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
第1グループ	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「多様講習」受講により受講義務の一部又は全部が免除可能)
第2グループ	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
第3グループ	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
第4グループ	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
第5グループ	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
第6グループ	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
第7グループ	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
第8グループ	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
第9グループ	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
第10グループ	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
②	平成18年4月1日～平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
③	平成19年4月1日～平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
④	平成20年4月1日～平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

2. 更新講習の受講・終了確認のイメージ



V-2. 免許状更新講習の内容

免許状更新講習の内容については、免許状更新講習規則、文部科学省告示において、以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされている。

(大学等は、一の事項の講習は12時間以上、二の事項の講習は6時間以上で開設する。)

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子供観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

V-3. 教員免許更新制の実施状況①

1. 受講対象教員数（推計）

修了確認期限が平成24年3月31日（第2グループ）	81,050人
修了確認期限が平成25年3月31日（第3グループ）	86,187人
修了確認期限が平成26年3月31日（第4グループ）	84,251人
修了確認期限が平成27年3月31日（第5グループ）	85,980人

※上記推計については、各都道府県教育委員会の推計値を合計した数値。

※推計値には、校長等免除対象の職にある者を除く。

2. 受講者数

	平成20年度 予備講習	平成21年度 更新講習	平成22年度 更新講習
必修領域	12,593人	61,490人	64,610人
選択領域	32,724人	154,745人	161,863人

※選択領域の受講者数は延べ人数。

※「予備講習」は、平成21年度からの更新制の実施に向けて、各大学等が文部科学大臣の指定を受けて、平成20年度に試行的に行なった講習。修了確認期限が平成23年3月31日の現職教員は、予備講習の受講により更新講習の受講の免除を受けることができる。

V－3. 教員免許更新制の実施状況②

3. 更新講習開設状況

●平成22年度 開設認定実績

	開設大学数	講習数	受入定員	
			対面式	通信等
必修領域	242大学等	616講習	67,410人	23,950人
選択領域	396大学等	5,548講習	78,492人	60,753人

●平成23年度 開設認定実績

	開設大学数	講習数	受入定員	
			対面式	通信等
必修領域	285大学等	765講習	85,225人	22,450人
選択領域	439大学等	6,527講習	94,438人	69,122人

※選択領域の受講定員は18時間相当に換算

4. 平成22年度更新講習の実施状況

●講習数

	必修	選択
認定講習数	616講習	5,548講習
実施講習数	614講習	5,290講習
廃止講習数	2講習	258講習

※「廃止講習数」は、受講申込者がいなかったあるいは極めて少なかったなどの事情により、実施しなかった講習の数。

●受講人数・履修認定人数

	必修	選択
受講人数	64,610人	161,863人
履修認定人数	64,435人	161,437人
履修認定を受けなかった人数	175人	426人

※人数は全て延べ人数。

※「履修認定を受けなかった人数」は、講習の一部分のみを受講した、通信教育等による講習で課題を提出しなかったなど、当該講習の全体を受講しなかった者や、履修認定試験に不合格だった者など、受講人数のうち履修認定を受けなかった者の数。

V－4. 第1グループの修了確認等の状況

第1グループ^{※1}の現職教員（免除対象の職にある者を含む）の更新講習修了確認期限（平成23年3月31日^{※2}）経過後の各都道府県教育委員会における修了確認、修了確認期限の延期若しくは免除認定及び免許状の失効状況等について調査を実施。

※1 第1グループ：平成23年3月31日において、満35歳、満45歳、満55歳の者

※2 2ヶ月の範囲で修了確認期限を延期した者の更新講習修了確認期限は5月31日

【調査対象】

国立・公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の第1グループの現職教員（正規職員及び臨時職員）

【調査時点】

平成23年4月1日（修了確認期限（3月31日）経過後）ただし、修了確認期限を2ヶ月の範囲で延期した者は平成23年6月1日

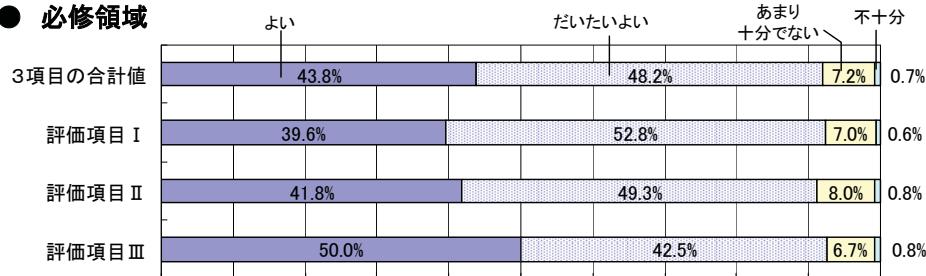
■ 調査結果

- 第1グループの教員数 94,488人（国立・公立・私立の合計）
- 修了確認等がなされた者 93,898人（99.38%）
 - 【内訳】
 - ・更新講習修了確認 55,578人
 - ・更新講習受講免除の認定 32,800人
 - ・修了確認期限延長の認定 5,520人
- 修了確認等がなされなかった者 590人（0.62%）
 - 【内訳】
 - ・確認期限前に辞職した者（免許状失効なし） 492人（0.52%）
 - ・免許状が失効した者 98人（0.1%）

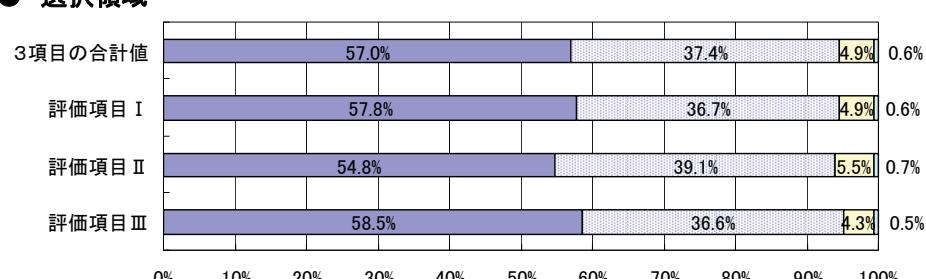
V－5. 平成22年度免許状更新講習 事後評価結果(確定値)

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
 - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
 - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
 - III. 講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。

● 必修領域



● 選択領域



※左記の結果は、平成22年度に実施された以下の講習についてまとめたもの。
(一部、震災の影響により平成23年度に実施が延期された講習を含む。)

● 必修領域

開設者数	講習数	受講者数 (延べ人数)
242大学等	614講習	64,610人

● 選択領域

開設者数	講習数	受講者数 (延べ人数)
394大学等	5,290講習	161,863人

VI－1. 教員資格認定試験について

教員資格認定試験

H22年度合格者数：幼稚園189人、小学校289人、特別支援学校26人

(H22年度までの合格者総数：幼稚園1,483人(H17～)、小学校6,932人(S48～)、特別支援1,186人(S48～))

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者には、普通免許状を授与する。

○ 実施している試験

- ① 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状)
- ② 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)
- ③ 特別支援学校教員資格認定試験

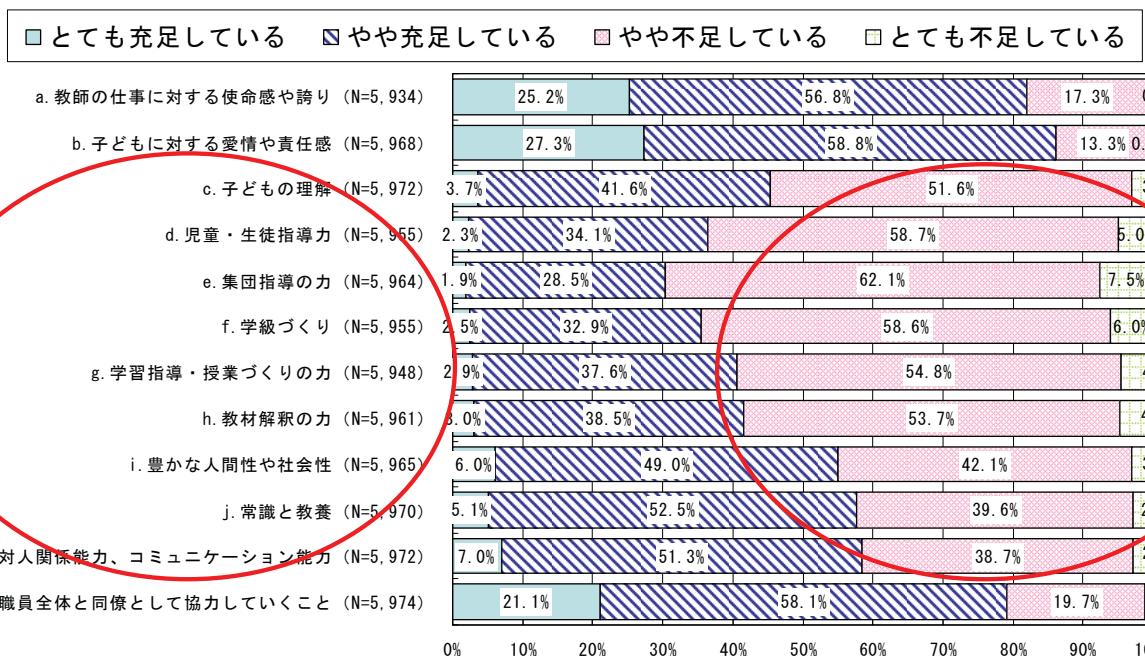
(特別支援学校自立活動教諭一種免許状(視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育))

VI-2. 校長の初任者教員に対する評価

「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

〈初任者教員の資質能力の充足度〉（校長による評価）

ほとんどの項目で「やや不足している」「とても充足している」とする割合が4割を超えており、校長の初任者教員に対する評価は厳しい。



VI-3. 管理職に求められる資質能力の充足度

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

〈管理職に求められる資質能力の充足度〉

管理職の資質能力の充足度については、「教職員の意欲を引き出すなどのリーダーシップ力」「組織的・機動的な学校運営を行う力」「総合的なマネジメント力」が不足していると回答する割合が高い。

(教員による評価)

	とても充足している	やや充足している		やや不足している		わからない
		□	□	□	□	
a. 教育に関する理念や識見(N=13518)	39.6	44.7	5.2	8.0	1.4	
b. 学校運営に関する法令等の知識と理解(N=13520)	35.7	44.9	5.0	12.2	1.2	
c. 管理職としての責任感(N=13525)	47.3	36.4	7.7	6.4	2.2	
d. 地域や学校の状況・課題を的確に把握する力(N=13516)	36.3	42.6	11.0	7.7	2.4	
e. 状況や課題に応じて必要な対応策を創造する力(N=13510)	34.2	42.2	12.5	7.9	3.2	
f. 地域、保護者とのコミュニケーションを図る力(N=13517)	37.3	43.1	9.5	8.0	2.0	
g. 教職員の意欲を引き出すなどのリーダーシップ力(N=13523)	27.0	40.7	17.8	7.0	7.5	
h. 関係機関等との連携・折衝を行う力(N=13511)	33.2	44.5	9.3	11.3	1.7	
i. 組織的、機動的な学校運営を行う力(N=13509)	28.6	43.4	14.3	10.2	3.5	
j. 総合的なマネジメント力(N=13500)	27.4	43.5	13.8	12.0	3.4	
k. その他(N=2130)	19.6	32.6	9.4	7.0	31.5	

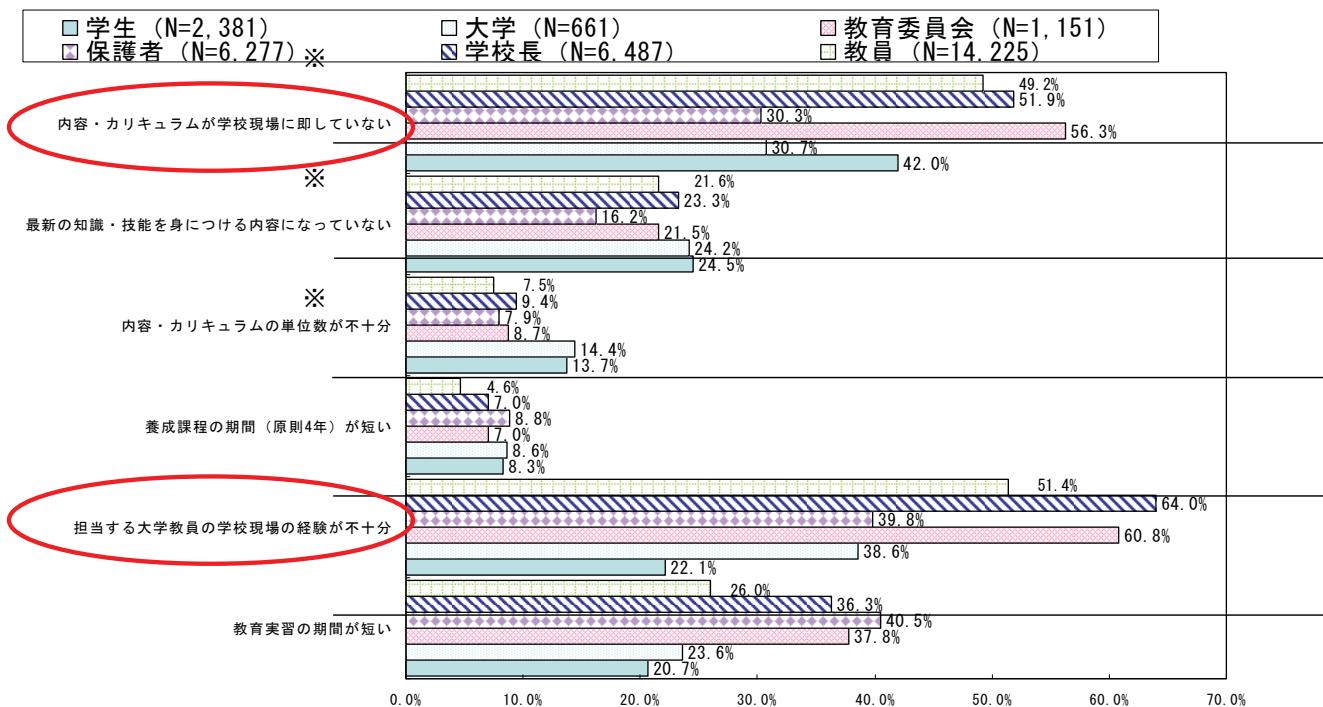
(教育委員会による評価)

	とても充足している	やや充足している		やや不足している		わからない
		□	□	□	□	
a. 教育に関する理念や識見(N=11313)	15.6	71.5	11.5	1.0	0.4	
b. 学校運営に関する法令等の知識と理解(N=1132)	7.1	63.8	26.4	1.4	1.3	
c. 管理職としての責任感(N=1132)	29.7	61.9	7.2	1.0	0.2	
d. 地域や学校の状況・課題を的確に把握する力(N=1133)	14.2	69.0	15.3	1.2	0.3	
e. 状況や課題に応じて必要な対応策を創造する力(N=1124)	7.4	60.1	30.2	1.2	0.7	
f. 地域、保護者とのコミュニケーションを図る力(N=1124)	13.8	65.3	19.2	1.0	0.7	
g. 教職員の意欲を引き出すなどのリーダーシップ力(N=1134)	7.8	50.2	29.9	1.9	1.1	
h. 関係機関等との連携・折衝を行う力(N=1133)	7.4	65.0	25.3	1.1	0.8	
i. 組織的、機動的な学校運営を行う力(N=1133)	6.9	62.5	28.8	1.1	0.8	
j. 総合的なマネジメント力(N=1133)	6.6	58.2	33.6	1.1	0.8	
k. その他(N=70)	7.1	45.7	14.3	5.1	27.1	

VI-4. 教員養成について

「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

〈現在の学部段階の教職課程の課題〉

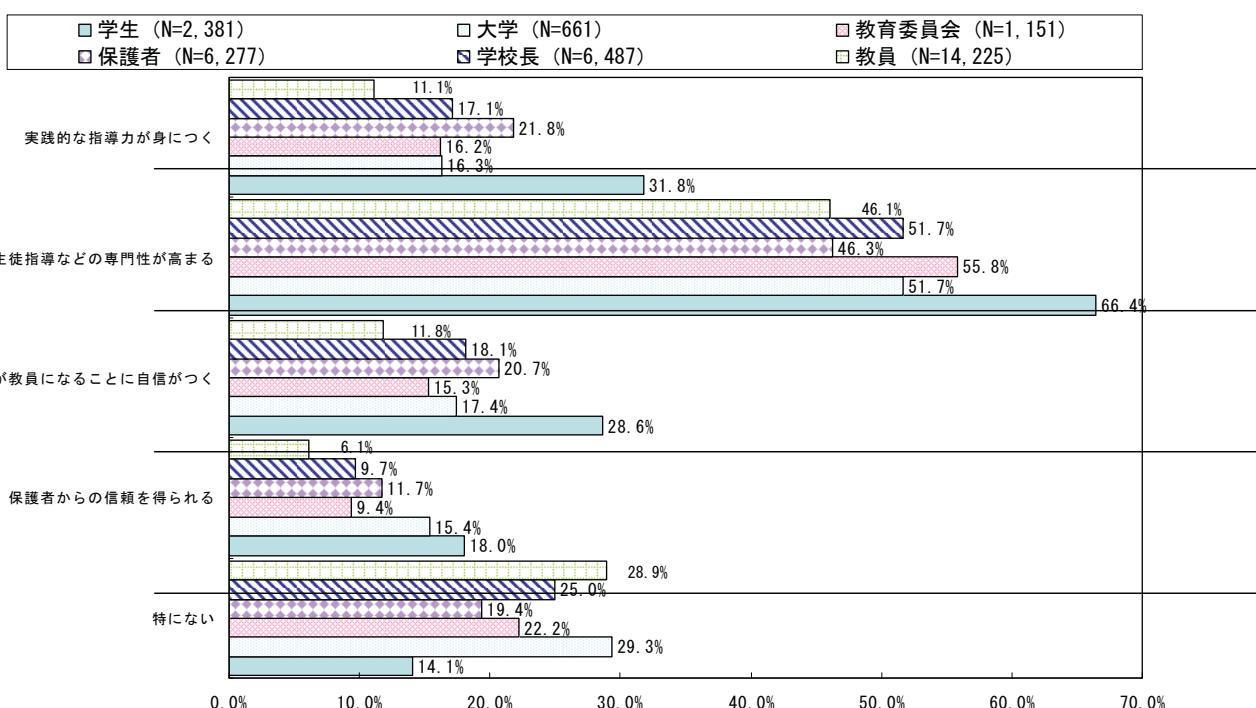


※ 大学には、法定されている教職課程の科目の内容・カリキュラムについて照会

VI-5. 教職課程の引き上げについて①

「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

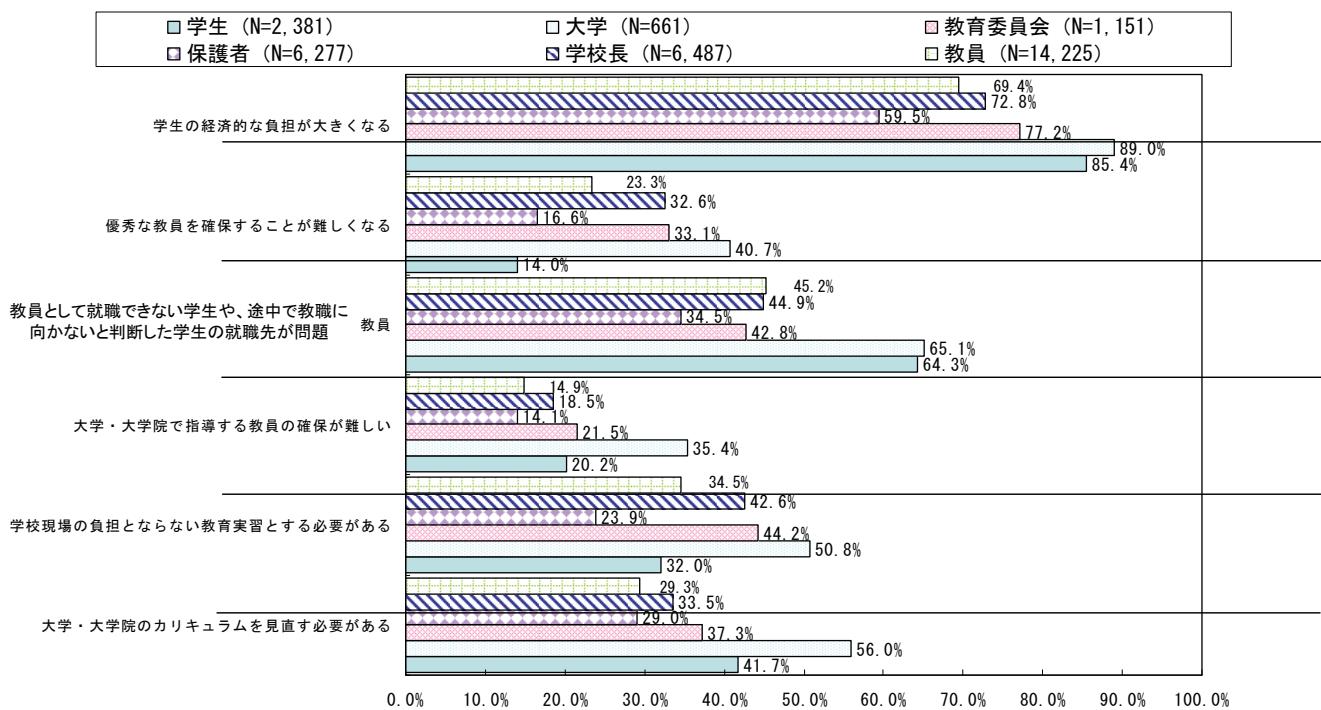
〈教職課程を修士まで引き上げた場合に期待できる効果〉



VI-6. 教職課程の引き上げについて②

「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

〈教職課程を修士まで引き上げた場合の問題点・課題〉

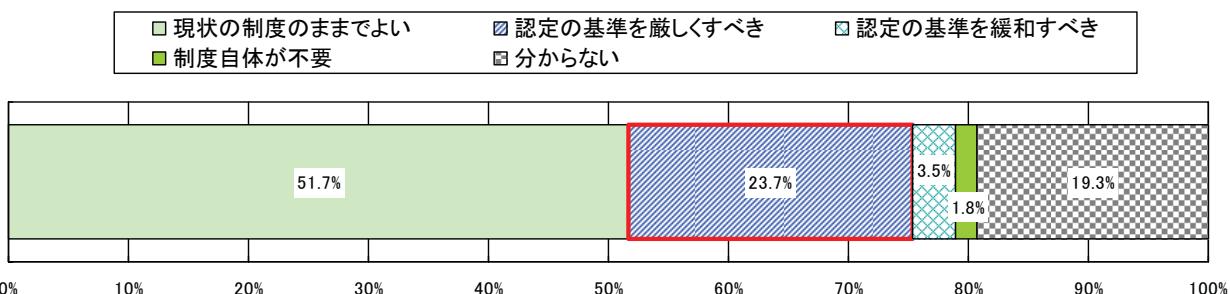


VI-7. 教職課程認定の厳格化・事後評価の実施について

「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

〈教職課程の認定制度の是非〉

2割以上の教育委員会が教職課程の「認定基準を厳しくすべき」と回答。



〈教職課程の運営に関する事後評価・確認の是非〉

事後評価・確認を「実施すべきではない」とする意見に比べ、「実施すべきである」とする意見の方が多い

